

平成30年9月八峰町議会定例会会議録（第1日）

平成30年9月5日（水曜日）

議事日程第1号

平成30年9月5日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第65号 八峰町薬用植物収穫調整施設条例制定について
- 第5 議案第66号 平成30年度八峰町一般会計補正予算（第2号）
- 第6 議案第67号 平成30年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
（第1号）
- 第7 議案第68号 平成30年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第8 議案第69号 平成30年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第70号 平成30年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第71号 平成30年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第72号 平成30年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第73号 平成30年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算
（第1号）
- 第13 発議第6号 決算特別委員会の設置について
- 第14 決算特別委員会委員長及び副委員長の互選の報告について
- 第15 議案第74号 平成29年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第75号 平成29年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算
認定について
- 第17 議案第76号 平成29年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定
について
- 第18 議案第77号 平成29年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

- 第 19 議案第 78 号 平成 29 年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 20 議案第 79 号 平成 29 年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 21 議案第 80 号 平成 29 年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 22 議案第 81 号 平成 29 年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 23 議案第 82 号 平成 29 年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 24 議案第 83 号 平成 29 年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 25 議案第 84 号 平成 29 年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 26 陳情第 5 号 食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しが必要ですの陳情について
- 第 27 陳情第 6 号 消費税増税 10% 引き上げ中止を求める意見書提出の陳情書について

出席議員（12 人）

1 番 水 木 壽 保	2 番 山 本 優 人	3 番 奈 良 聡 子
4 番 腰 山 良 悦	5 番 須 藤 正 人	6 番 芹 田 正 嗣
7 番 見 上 政 子	8 番 菊 地 薫	9 番 笠 原 吉 範
10 番 芦 崎 達 美	11 番 皆 川 鉄 也	12 番 門 脇 直 樹

欠席議員（0 人）

説明のため出席した者

町 長 森 田 新一郎	副 町 長 日 沼 一 之
教 育 長 川 尻 茂 樹	総 務 課 長 佐々木 高
会 計 課 長 今 井 利 宏	企 画 財 政 課 長 和 平 勇 人
福 祉 保 健 課 長 堀 江 広 智	教 育 次 長 藤 田 吉 孝

産業振興課長	成田拓也	農林振興課長	浅田善孝
建設課長	石嶋勝比古	農業委員会事務局長	阿部克之
学校教育課長	山本節雄	生涯学習課長	米森伴宗
学校給食センター所長	田村高夫	あきた白神体験センター所長	佐藤博孝
建設副課長	内山直光		

議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木正志 書記 吉元和歌子

午前10時00分開会

○議長（門脇直樹君） おはようございます。台風も通過しまして、人命に関わる大きな災害もなく、安堵しているところであります。これより平成30年9月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、2番山本優人君、3番奈良聡子さん、4番腰山良悦君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。芹田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（芹田正嗣君） おはようございます。議会運営委員会委員長の芹田でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る8月6日及び28日、議会運営委員会を開き、7月23日及び8月14日付けで議長から諮問のあった平成30年9月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から14日までの10日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本日から14日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から14日までの10日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

森田町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 皆さんおはようございます。

本日、平成30年9月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはお忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、6月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、7月の西日本豪雨により犠牲となられました多くの皆様のご冥福をお祈り申し上げますとともに、いまだ避難生活を余儀なくされている方々をはじめ、被災地の皆様に心からのお見舞いと早期の復旧をお祈り申し上げます。

次に、昨夜から本日未明にかけて日本海を北上した台風21号について報告いたします。

昨日午後2時4分に暴風警報が発表され、台風21号の進路予想と相まって災害発生のおそれがあったことから、昨日午後4時に「災害対策連絡部」を設置し、警戒にあたりました。

昨夜は、午後11時50分頃、峰浜沼田の国道101号沿いの空き店舗のガラスが破損したとの報告があり、八峰消防署で片づけを行っております。

また、本日午前7時から、被害状況確認のため町内の巡回を行っており、果実の落下をはじめ、倒木や屋根の剥離、小屋の倒壊や窓ガラスの破損などの被害を確認しております。

なお、現在も被害状況の確認とその対応について進めているところであります。

次に、6月22日に発生した火災について申し上げます。

午後1時頃、中浜地区で木造平屋建ての物置小屋約46㎡が全焼する火災が発生しました。午後2時19分に鎮火しましたが、今年の火災発生件数はこれで2件となっており、今後は、消防団や消防署など関係機関と連携し、より一層の火災予防に努めてまいります。

次に、交通死亡事故について報告いたします。

6月16日午前11時20分頃、八森字浜田の国道101号において、70歳の女性が運転する軽乗用車と59歳の男性が運転する乗用車が衝突し、女性が運転する軽乗用車に同乗していた93歳の女性が約3時間後に亡くなりました。心からご冥福をお祈り申し上げます。

昨年11月末に発生した死亡事故の後、交通安全に力を入れてきた中での事故となってしまいました。今後は、なお一層、関係機関のご協力を得ながら、交通事故防止、交通安全思想の高揚と啓蒙に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、八森地区海岸一斉清掃について申し上げます。

海開き翌日の7月14日、八森地区海岸の一斉清掃を実施しました。当日は、天候にも恵まれ、早朝から356名の町民の方々から参加いただき、心から感謝を申し上げます。

集められたごみは、プラスチック類・発泡スチロールなどの可燃ごみが503袋で約2,260kg、缶類などの不燃ごみが234袋で260kg、その他、廃プラスチック、木くず、金属くずの産業廃棄物が14㎡となっております。

ごみの多くは漁具などの漂着物ですが、中にはタイヤや冷蔵庫など不法投棄されたものもありました。引き続き、モラルの向上や不法投棄防止の啓蒙に努めてまいります。

また、能代市山本郡消防競技大会が7月29日に能代港下浜岸壁ふ頭で開催され、小型ポンプ操法の部に4チームが、ポンプ車操法の部に2チームが、規律訓練の部には1チームが、八峰町代表として出場しました。

当日は気温が35度を超える猛暑日となりましたが、出場選手は連日夜遅くまで訓練してきた成果を存分に発揮し、昨年に続く連覇とはならなかったものの、小型ポンプ操法の部で第5分団が、ポンプ車操法の部で第1分団がいずれも第2位と好成績をおさめました。規律訓練の部でも昨年の順位を上回る第2位となりました。

6月中旬から、暑い中、連日訓練に参加された消防団の皆様、そして長期間にわたりご指導いただきました八峰消防署の皆様に、心から感謝を申し上げます。

次に、戦没者追悼式について申し上げます。

八峰町戦没者追悼式が8月21日、峰栄館において行われました。式典には、ご遺族や

ご来賓の皆様など32名が出席され、先の大戦で犠牲となられた方々に哀悼の意を表し、戦没者を慰霊しました。

終戦から73年目となり、今を生きる多くの方々が戦争を知らない世代となっていく中で、平和の尊さを次の世代に語り継いでいかなければならないという思いを強くするとともに、悲惨な戦争を二度と繰り返さないという決意を新たにしたところでもあります。

次に、敬老式について申し上げます。

今年度は、初養老を迎えた方が200名、傘寿の方が109名、米寿の方が84名となっております。また、金婚夫婦も32組おられました。いずれも人生の節目を迎えられた方々であり、心からお祝い申し上げますとともに、より一層のご長寿をご祈念申し上げます。

9月1日、「ファガス」において開催された敬老式には、対象者のうち初養老の64名を含め116名が出席し、神事と式典を行いました。式典終了後の余興では、八峰民踊サークルの皆さんによる踊りが披露され、楽しい時間を過ごしていただきました。

次に、観光イベント等について申し上げます。

毎年恒例の滝の間海岸・岩館海岸の海開きは、7月13日、岩館海浜プールで安全祈願祭が行われ、夏の観光シーズン中の無事故とたくさんの海水浴客でにぎわうことを関係者とともに祈願しました。また、7月28日には、地元有志で構成する岩館下浜海岸組合によるアサリ狩りイベントが海浜プールで開催され、多くの家族連れが楽しい時間を過ごしました。

シーズン中を大過なく終えることができたのも、警察や消防、交通指導隊、防犯関係者など多くの関係者のご尽力のおかげと深く感謝申し上げますとともに、海浜プールや海岸の清掃ボランティアにご協力をいただいた皆様にも厚くお礼申し上げます。

8月4日、白神八峰商工会主催の「アワビの里づくり祭り」が開催されました。13回目を迎えた今年は、来年秋田県で開催される「第39回全国豊かな海づくり大会・あきた大会」開催記念として実施されました。

会場となった岩館漁港前には、約500人が来場し、アワビの稚貝を放流した後、アワビなどの魚介類のバーベキュー、アワビのケッコそば食い大会、白神あわびのつかみ取りなどを楽しみました。また、アワビカレー料理コンテストでは、ハタハタ館の「アワビの肝いりカレー」がグランプリを受賞いたしました。

運営にあたられた関係の皆様のご労苦に深く敬意と感謝を申し上げます。

翌日の8月5日には、ポンポコ山公園において「第14回ポンポコ山音楽祭」が開催さ

れました。当日は、朝まで雨が降り続き開催が心配されましたが、地元の3団体を含むバンド、ダンスチーム、ゲストチーム合わせて12団体が出演し、息のあったパフォーマンスで観衆を魅了しました。

本音楽祭の企画運営には、地元出演団体の若手メンバーが中心となって関わるなど、地域が一体となったイベントになっており、関係の皆様には深く敬意と感謝を申し上げます。

「第32回雄島花火大会」は、雨の影響で8月18日に順延し、開催されました。当日は、夏の猛暑とはうってかわって気温が低く、観覧者は長袖や上着を手にして、午後8時の打ち上げを待っていました。20店舗の屋台では、焼き鳥や焼きそば、たこ焼きなどが販売され、店の前には買い求めるお客さんで長い行列ができていました。

午後8時、雄島花火実行委員会の諸沢英紀会長の開会の挨拶で、この日、甲子園で行われた金足農業高校の勝利を祝い、打ち上げ1発目をこの勝利に捧げると宣言されると、会場からは大きな拍手がわき起こっていました。

スターマインに始まった約1,000発の花火は、海上の孤島雄島から打ち上げられたほか、海中花火や観客席の目の前の海岸から打ち上げられるなど、観客を魅了しました。

主催者の雄島花火実行委員会及び関係者各位並びにご協賛くださいました皆様に、厚く御礼申し上げます。

次に、「プレミアム付商品券発行事業」について申し上げます。

11回目となる今回は、プレミアム率は昨年同様の20%とし、額面6,000千円の商品券を1冊5,000円で1万セット販売しております。購入限度額は一人6冊までの3万円とし、さらに、今年初めて、子育て世帯については、通常購入限度額に加えて1世帯当たり3万円まで購入できる優遇措置を実施しており、大変好評を得ております。

販売開始からお盆過ぎまでの8日間で既に全体の54%の販売実績となっており、前回と比べて8%早い消化率となっています。

また、今年度事業においては、参加加盟店が独自のサービスを行う「Wサービス事業」に初めて取り組んでおります。これは、9月と12月の2か月間に限り、各加盟店が商品券利用客に対して各種割引やプレゼントなどを実施するもので、「現金で買うよりもプレミアム付商品券で買うとお得になる」ということをアピールし、積極的な創意工夫により消費をつくり出そうというものです。

なお、販売期間及び利用期間は平成31年2月8日までとなっておりますので、事業主

体である白神八峰商工会とともに早期完売に努めてまいります。

次に、農林業関係について申し上げます。

最初に、6月22日に本館地区で発生しました治山堰堤からの土砂流出について申し上げます。

6月22日午前11時頃、警察より、本館地区の沢から土砂が流出しているとの連絡があり、現場確認をしたところ、県管理の治山堰堤から土砂が流出しておりました。堰堤は高さが5mほどあり、上部から沢水を落とす構造となっているため、落ちた水が年月をかけて堰堤の埋設基礎部分の土砂を削り取り、そこに圧力がかかり堰堤の底の部分から土砂が流出したものと思われます。

県では、応急処置として、年度内に堰堤内に堆積している土砂の一部撤去を行うこととし、さらに、来年度以降は、堰堤上部から落ちた水で削り取られたところをコンクリートで保護するとともに、堰堤下流部に堆積している土砂の流出を防ぐための小型の堰堤の設置を検討することとしております。

次に、水稻の作柄概況について申し上げます。

東北農政局秋田県拠点は、8月15日現在の作柄概況を8月31日に発表しました。秋田県は「平年並み」となり、地域別でも県北・中央・県南全てで「平年並み」と見込まれています。

今年の田植え最盛期は平年に比べ1日遅い5月23日、出穂最盛期は平年に比べ1日早い8月3日となりました。

今年の生育状況は、6月の低温及び日照不足により、草丈がやや短く、莖数が不足するなど生育の遅れが目立ったものの、7月に入って好天が続いたことから、穂数は少なく、1穂当たりモミ数はやや多い状況、全モミ数は「やや少ない」と見込まれています。

また、登熟は、8月に入ってからのおおむね平年並みに経過したことに加え、全モミ数がやや少ないと見込まれることから、「やや良」と見込まれています。

次に、経営所得安定対策の申請及び作付状況について申し上げます。

農業再生協議会では、6月上旬に町内各地区を巡回し交付申請書を受け付け、6月末に国に書類を提出しました。

今年度は米の生産数量目標の配分廃止に併せ、国が農家に交付していた米の直接支払交付金も廃止されたため、申請農家数は、昨年より190戸少ない271戸となっております。

このうち、「水田活用の直接支払い交付金」の対象となる転作作物については、前期

が6月21日から7月12日まで、後期が8月16日から22日までの日程で、作付状況や面積を確認したところです。

主な作付面積については、ソバが245ha、大豆224ha、長ネギやミョウガ、枝豆などの野菜等が35ha、加工用米等非主食用米が16haなどです。これらについては、出荷状況を確認した後、作付面積等に応じて交付金が支払われることになっております。

次に、町道白神二ツ森線の通行止め解除についてご報告いたします。

5月の山開きに向け、4月下旬より道路除雪及び側溝清掃を実施したところ、5月15日の点検パトロールにおいて擁壁の傾き及び亀裂の広がりの確認されました。これにより、通行の安全確保の観点から路線の全面交通規制を行いながら、路肩保護と路面補修工事を進めてまいりましたが、予定どおり完成したことから、9月1日より全面通行止めを解除いたしました。この間、二ツ森登山などの観光客をはじめ、この路線を利用する皆様には大変ご迷惑をおかけしましたが、これから迎える秋の行楽シーズンにおいて、町内外の多くの方々に入山いただき、白神山麓を楽しんでいただきたいと思います。

次に、8月初旬の豪雨について申し上げます。

8月5日の未明から正午にかけての降水量は、アメダスの観測で最大時間雨量17mm、降り始めからの総雨量は41.5mmに達し、大雨、洪水警報が発令されました。この日は主に石川地区を中心とした集中豪雨が発生し、道路側溝で処理しきれずにあふれ出た雨水が路面を流れ出し、道路の路肩決壊や水田の一部に被害をもたらしました。幸いにも今回の豪雨に関しては、家屋被害や交通規制などの大きな混乱もなく、最小限の被害にとどまりましたが、これから本格的な台風シーズンを迎えるにあたり、気象情報に細心の注意を払い、緊張感を持って災害対策に努めてまいります。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

はじめに、全国学力・学習状況調査についてであります。今年度で11回目を迎え、4月17日に行われた全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストの結果が7月31日に公表されました。

今回は、国語A・B、算数・数学A・B、理科の3教科が実施され、秋田県は、今年度も小学校6年生、中学校3年生とも「全国トップ級維持」と良好な状況にあることが示されました。

当町の状況を申し上げますと、小学校6年生については、2校ともに全てで全国の正

答率を上回り、活用を主とする国語Bが全県の正答率に届かない学校があったものの、それ以外は全国トップ級の県の正答率を超える結果でありました。

また、中学3年生につきましては、活用を主とする数学Bが全国の正答率をやや下回る結果となり、そのほかは県の正答率には届かないものの、全国の正答率をクリアしている状況となっております。

次に、峰浜地区統合子ども園建設基本設計業務プロポーザルについてであります、6月29日、県内外の指名14社に「技術提案書」の提出要請書を送付し、参加意思を示した10社を対象に、7月31日に第1回プロポーザル選定委員会を開催しました。選定委員会は、副町長を委員長、学識経験者として秋田県立大学木材高度加工研究所所長の林知行氏、他関係課長4名の計6名で構成し、審査を行いました。

第1回目の選定委員会では、プロポーザルに係る提案課題・評価項目・配点等を審議し、8月7日の第2回目の選定委員会では、「技術提案書」の一次審査を行い、上位6者を選定いたしました。8月17日には第3回目の選定委員会を開催し、提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、提案の的確性、創造性及び実現性や提案者の実績等を審査した結果、能代市の「設計チーム 木 共同組合」を優秀者として決定いたしました。8月31日には随意契約を締結し、11月30日までの工期で基本設計を取りまとめていただくこととしております。

次に、「第13回八峰町民野球大会」について申し上げます。

今年の大会は、初日が能代市山本郡消防競技大会と重なったこともあり、昨年よりも4チーム少ない17チームが参加し、3球場で熱戦が繰り広げられました。

峰浜野球場の開幕試合では、新成人の今井芹奈さんが始球式を行い、大会に花を添えてくださいました。

この日気温は35度近くまで上がり、熱中症防止に注意しながらの試合となりましたが、熱戦を勝ち上がった8チームが2日目の準々決勝に勝ち進みました。

大会2日目は8月12日に行い、決勝は目名瀉ヤンキース対石川チームでしたが、攻守に勝った目名瀉ヤンキースが優勝いたしました。

本大会の運営にご協力いただきました八峰町野球連盟や審判部の皆様に、心から御礼を申し上げます

次に、成人式について申し上げます。

今年の新成人の対象者は68名で、うち61名が出席しました。

私は式辞で、「成人としての権利を得た一方で、社会の一員として、義務という大きな責任を果たして行かなければならない。いわば、自分の行動の全てに責任を持つことであり、これが大人の第一歩になる。」と述べ、それに対し、新成人を代表してお二人から、「成人としての責任を持った振る舞いを求められることはもちろんのこと、これからの社会の中核を成す存在であることを自覚し、頑張っていく。」また、「自慢のふるさと・八峰町を忘れることなく、町に恩返しできるよう精進していく。」という誓いの言葉がありました。

平成時代最後の成人式にふさわしい、頼もしく立派な新成人の姿を拝見し、誇らしく思いました。

次に、短期チャレンジ留学について申し上げます。

この事業は、全国トップレベルの秋田県の教育を他の都道府県に発信することにより、秋田県への移住・定住の促進を図ることを目的とした、県事業「秋田で学ぼう！教育留学推進事業」を町が受託して行ったものです。

実施2年目となった今年は、首都圏の小学校2年生から6年生まで、男子9名、女子8名、計17名の方が参加し、8月24日から29日までの5泊6日の留学生生活をスタートさせました。

海や山などの自然体験活動を満喫していただいたほか、峰浜小学校でICTを活用した授業にも参加していただきました。留学生たちは、ICT教育に刺激を受けるとともに、峰浜小学校の児童との交流と、新たな出会いをととても喜んでおりました。

この事業が町への移住・定住の成果にすぐに結びつくことは難しいと思いますが、八峰町で過ごした良い思い出を子どもたちが持ち帰ることで、将来何らかの形で町と関わりができることを期待しているところです。

それでは、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第65号、八峰町薬用植物収穫調整施設条例制定については、施設の設置に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第66号、平成30年度八峰町一般会計補正予算（第2号）は、1億9,537万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を61億2,130万4,000円とするもので、歳出の主なものは、今年10周年を迎える関東ふるさと会に関する旅費、補助金、峰浜地区統合子ども園地質調査業務委託、田中橋橋梁補修工事、空家除却推進事業費補助金等の追加であります。

議案第67号、平成30年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、1,198万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を9億6,551万5,000円とするもので、過年度精算による償還金などの追加であります。

議案第68号、平成30年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、4,585万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を12億6,514万5,000円とするもので、過年度精算による償還金や一般会計繰出金などの追加であります。

議案第69号、平成30年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、1,072万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を2億6,927万8,000円とするもので、歳出の主なものは、公営企業会計移行のための固定資産調査等業務委託料、林道塙線改良工事に伴う導水管布設替えのための実施設計業務委託料などの追加であります。

議案第70号、平成30年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、2,128万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を3億1,347万8,000円とするもので、公営企業会計移行のための法適化移行支援業務委託料及び一般会計への繰出金の追加であります。

議案第71号、平成30年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、329万円を追加して、歳入歳出予算の総額を7,079万7,000円とするもので、一般会計への繰出金の追加であります。

議案第72号、平成30年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、309万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を4,688万3,000円とするもので、紫外線消毒装置電源ケーブルの修繕料及び一般会計への繰出金の追加であります。

議案第73号、平成30年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、35万円を追加して、歳入歳出予算の総額を375万8,000円とするもので、一般会計への繰出金の追加であります。

議案第74号、平成29年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定については、平成29年度一般会計決算を認定していただくものであります。

議案第75号から議案第84号までの各案件は、平成29年度各特別会計決算を認定していただくものであります。

報告第3号は、平成29年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は20議案で、報告件数は1件であります。

詳細については各議案の提案の際に説明させますので、よろしくご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門脇直樹君） 日程第4、議案第65号、八峰町薬用植物収穫調整施設条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田農林振興課長。

○農林振興課長（浅田善孝君） 議案第65号、八峰町薬用植物収穫調整施設条例制定についてをご説明いたします。

八峰町薬用植物収穫調整施設条例を別紙のとおり制定するものです。

平成30年9月5日提出

八峰町長 森田 新一郎

提案理由です。薬用植物収穫調整施設の設置に関し、必要な事項を定めるため条例制定するものです。

次のページをご覧ください。

八峰町薬用植物収穫調整施設条例。

第1条は、設置です。読み上げます。八峰町の薬用植物の安定生産と作業の効率化を図るとともに、薬用植物生産農家の所得向上並びに栽培面積の拡大に資するため、八峰町薬用植物収穫調整施設を設置するものです。

第2条は、名称等です。名称は八峰町薬用植物収穫調整施設、位置は八峰町峰浜田中字鳥矢場47番地1です。

第3条は、管理でございます。

第4条は、使用の範囲。

第5条は、使用の許可となっております。

第6条は、目的外使用の禁止。

第7条は、造作等の制限でございます。

次のページをご覧ください。

第8条は、使用の取消又は停止等でございます。

第9条は、使用料。

第10条は、費用負担等となっております。

第11条は、現状回復。

第12条は、損害賠償。

第13条は、委任でございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するという内容になっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

- 議長（門脇直樹君） これより議案第65号について質疑を行います。質疑ありませんか。
2番山本優人さん。
- 2番（山本優人君） 最初に、この施設の対象ですが、トラクターなんかも確かあると思うわけですが、この建物だけでなくトラクターも入るのかどうか、その辺確認したいと思います。
- 議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の質問に対して答弁を求めます。浅田農林振興課長。
- 農林振興課長（浅田善孝君） トラクター等については、管理簿によって管理をするつもりでございます。
- 議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。
- 2番（山本優人君） もう2点ばかり聞きます。3条に団体委託ということも想定しておるわけですが、今の生薬をやっている人方が団体をつくっているのか。もしつくりようとして団体に委託することができるというふうに想定したのか。その辺のところとですね、もう一つは、あっ、これはメンテナンスは、そうすれば先ほどの答弁の中で機械の部分は別個に考えるということなんで分かりました。最初の1問目の質問、回答願います。
- 議長（門脇直樹君） 浅田農林振興課長。
- 農林振興課長（浅田善孝君） 現在、本町はカミツレの方に生産組合等、キキョウの方にも生産組合が設置されております。生産者の方の組合のほかに、あとは農業法人さんを取り込みまして、加工とか調整とか出荷とかそちらの方は法人さんの方と生産者組合の方が委託契約して行うということになっております。
- 議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。
- 7番（見上政子さん） 何点か質問したいと思うんですけれども、一応第4条の収穫後の加工調整とありますけれども、加工調整っていうのはどういうふうなのを調整、まあ乾燥させて、それから刻みとかこうあると思うんですけれども、どこまでのあれが出荷後の加工調整になるのか。加工調整する場合に、全協でも衛生管理はあんまり関係ないようなんですけれども、出荷するまで、やはりうちらも見てきましたけれども、もう中に入

れなくて外の方から窓から調整加工するのを見てきましたけど、やはり衛生的に設備とかそういうものがこのほかにかかるのかなっていうことで、で、「第7条の特別な施設、設備をし」ということで、「使用者は、使用のため特別な設備をし」というところがありますけれども、この「特別な設備」はどういうふうな特別な設備なのか。これは、この団体が賄うものなのか、専門的なものなのか。まずその2点について教えていただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田農林振興課長。

○農林振興課長（浅田善孝君） 加工の内容ですけれども、主に農家さんが収穫したものをこの施設の方に運びまして、まず洗い、洗浄の洗いをします。その後で、集荷できるような規格品に調整するという事です。直径が1cmとか長さが10cm以上とかそういうふうな、ひげ毛を取るとか、そういうふうな加工を施すという事です。その後で乾燥をかけます。で、乾燥かけたものが原料として出荷できる状態の方になります。

衛生面とかということを言われましたけども、今回の施設の整備に合わせて保冷库の方も準備しましたので、今度はその保冷库の方に原料を保管するという事になっております。

あと、特別な設備ということでのご質問ですけれども、自分たちが考える設備は整えるつもりです。ただ、委託を受けた、栽培の生産者とか法人さんが使用してる段階で、ここをこうしてほしいとか、こうしたいとかという要望があった際に、協議をしてここで決めたいということ考えております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） その特別な施設という、設備、保冷库はどのぐらいの金額がかかるか分からないんですけども、そういう特別な設備というのも町の方で用意するという事になるんですか。

○議長（門脇直樹君） 浅田農林振興課長。

○農林振興課長（浅田善孝君） 保冷库は既に今回準備します。ですから、乾燥のための機械も役場の方にもう既に用意してありますので、役場としては特段考えてるものはございません。ただ、繰り返しですけれども、これからこの施設を利用していく段階で、もし何か必要なものが出た際は、協議をして、費用負担も含めて協議をして決めたいということ考えております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 町民の皆さんは薬用植物のことを、北羽に載るたんびに、どこにあってどこでやってるのかさっぱり分からないという声がよく聞かれます。今回もかなり大きく載ってましたけれども、やはりどこにそういう場所があって何をやってるのかもっと分かりやすいように、八中のグラウンドの奥の方だと思って私も車でこう走らせてみたんですけれども、ちょっとやっぱり看板もないし何にもないし、やはり町で力を入れてるんだったらそこら辺ももっとアピールした方がいいのではないかと思います。いかがお考えでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 浅田農林振興課長。

○農林振興課長（浅田善孝君） 農家さんが個々につけている圃場については、農家さんの土地なので役場で「ここに生薬つけてます」というのは許可を受けないとできないと思います。ただ、町有農園で栽培してるところについては、そういうふうな看板の設置はちょっと前向きに検討していきたいと考えております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 設置の目的の第1条でございますけれども、「所得向上」とありますが、栽培面積の拡大と合わせてどの程度の目標を定めておるのか、具体的な数字等がありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（門脇直樹君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田農林振興課長。

○農林振興課長（浅田善孝君） カミツレとキキョウを栽培しています。カミツレについては龍角散が必要とする50kgをもう町の方で確保していますので、残りはキキョウの方になります。キキョウの方についても、龍角散の方では4t、4,000kgを必要としております。ただ、町の方としてはまだそれに全然満たないような状態ですので、これからはキキョウの方の収穫の方に力を入れていきたいということで考えております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） キキョウの方ということでございますけれども、カミツレが龍角散の方で求めている数量に達したと。そうなりますと、あとこれ以降は希望農家でカミツレをやりたいといっても、それは不可能というようなことになりますか。それと併せて、キキョウの方もそちらの会社の方で要望する面積あるいは生産量に到達すれば、あとそこでストップというような形になるんですか。それとも、町の方ではもうこれは戦

略作物として今後どんどんやっていくというようなことで考えておるのかですね、そこから付近は明確にしてもいいんじゃないかと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 浅田農林振興課長。

○農林振興課長（浅田善孝君） 今のところは龍角散の方に出荷しております。ただ、これからは龍角散以外のところの出荷についても、いろいろ企業の方で手を挙げて圃場を視察したり協議を繰り返しております。これからもいろいろ企業の方が視察に来るような予定もありますので、そこら辺をセールスしながら、この2品種以外でも契約できるような感じで広めていきたいということで考えております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） この施設をですね、将来的に指定管理を狙ったそういう、他の団体に委託するような指定管理を狙ったそういうお気持ちがあるのでしょうか。というのは、この第3条のですね、町長が認めれば、これを委託をしたいと、委託をしてもいいというような文言があります。ということは、もう最初から指定管理を受ける業者がいれば、業者または団体がいれば、それにもう受けさせるというような気持ちがあるのかどうか伺いたしたいと思います。これが一つです。

それからもう一つはですね、今皆川さんが、皆川副議長がですね質問しました。この事業が始まる時に生薬協会が八峰町に来て、まあ龍角散が表に出てますが、生薬協会が来て、これを、この事業を行うというような話が、話し合いがあったわけですね。ところが生薬協会というのが見えなくなって、もう龍角散ありき。もう我々が出荷するのは龍角散ひとつというような方向に向かっていきます。じゃあ、その最初の生薬協会が来た、あの時は救心とかですねツムラとかいろんなメーカーの人が来てました。それがいつからか龍角散ひとつにだけなってしまった。これではですね生薬の今言った販売、出荷が広がらないというふうに思うんですね。ですから、やはり生薬協会があくまでも八峰町のこの生薬の原料を発売する、出荷するためのその相手なんだということをもう一回ですね町としても認識した方がいいような気がします。これは、後の方は町長から伺いたしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの5番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田農林振興課長。

○農林振興課長（浅田善孝君） 第3条の指定管理の件ですけども、今のところ考えているのは、あくまでも栽培農家さんと、その栽培農協さんが収穫したものを乾燥調整、根

洗いするための法人さんが使用するということで考えております。指定管理のところまでは、今後事業がうまくいった際に検討したいということで考えております。

○議長（門脇直樹君） 森田町長。

○町長（森田新一郎君） 2つ目の質問の方ですけれども、生薬協会の会長さんが龍角散の社長さんなんです。私が町長になってから調印式に来て、6月1日に1回来ました。また、生薬協会、明日も来ることになってます。したがって、相手にしてるのは生薬協会を相手にしております。ただ、八峰町でこういうつくったカミツレとキキョウを買ってくれるのは、今のところは龍角散が中心になってますけれども、生薬協会の社長さん、まあ会長である龍角散の社長は、龍角散以外の部分についても生薬を拡大して販売していくことを求めていますので、八峰町とすれば龍角散ありきではなくて、今現在は軌道に乗るまでは龍角散中心に販売していきますけれども、この後、この事業の有効性を農家の方々に広めていってもっともっと大きくしていけば、ほかの生薬を使うそういう会社の方への販売も広げていけるというふうに思っております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。11時5分より再開いたします。

午前10時59分 休 憩

.....
午前11時05分 再 開

○議長（門脇直樹君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第5、議案第66号、平成30年度八峰町一般会計補正予算（第2号）を議題としま

す。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第58号についてご説明いたします。

議案第66号、平成30年度八峰町一般会計補正予算（第2号）。

平成30年度八峰町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,537万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ61億2,130万4,000円とするものでございます。

地方債の変更につきましては、「第2表 地方債補正」に記載しております。

3ページをお開きください。

変更についてでございますが、過疎対策事業債充当ハード事業のうち、峰浜地区統合こども園建築建設事業につきまして、地質調査の追加補正に伴い、地方債を600万円追加補正するものでございます。また、林道塙線改良事業につきまして、橋梁の架け替えに伴い、平成31年度において導水管の布設替え工事が必要となるため、当該工事の実施設計を簡易水道事業特別会計に委託するための補償費の追加補正に伴い、地方債を510万円追加補正するものでございます。これら2件の変更による過疎対策事業債の増減は、全体で1,110万円の増となっております。

次に、過疎対策事業債充当ソフト事業のうち、空家除却推進事業補助金につきまして、既に当初予算で措置した予算の大半を執行しており、空き家所有者からの要望に応えるため補助金を追加補正する必要性から、地方債を700万円追加補正するものでございます。また、社会資本整本総合交付金事業につきまして、当初計画の事業を発注した際に生じた入札差額を解消するため、橋梁補修工事1件を追加補正したことに伴い、地方債を2,700万円追加補正するものでございます。これら2件の変更による過疎対策事業債ソフト事業分の増減は、全体で3,400万円の増となっております。

詳細につきましては、9ページから12ページの21款町債に記載しております。

次に、歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書7ページ以降をご覧くださいながら歳入歳出の順にご説明いたします。

7・8ページをお開き願います。

まず、歳入をご説明申し上げます。

10款地方交付税につきましては、普通交付税の平成30年度交付額が31億2,220万7,000円に決定したことに伴う現形予算額との差額1億408万7,000円でございます。

14款国庫支出金 2 項国庫補助金 2 目民生費国庫補助金につきましては、後期高齢者医療制度改正に伴う電算システム改修費への補助金48万3,000円につきまして、当初、予算編成時の情報により県補助金として予算措置しておりましたが、国庫補助金となることが判明しましたので計上科目の変更を行うものでございます。

15款県支出金 2 項県補助金 2 目民生費補助金におきましては、同額を減額補正してございます。

18款繰入金 1 項特別会計繰入金につきましては、介護保険特別会計及び下水道 4 事業の各特別会計からの繰入金、合わせて2,968万9,000円の追加補正でございます。

9・10ページをお開き願います。

19款繰越金につきましては、歳入歳出補正全体額の調整のための追加補正1,499万6,000円でございます。

20款諸収入 5 項雑入 5 目助成金につきましては、一般財団法人自治総合センターからの交付される一般コミュニティ助成金150万円の追加補正でございます。助成の対象団体は、高野々自治会でございます。

続きまして歳出をご説明いたします。

13・14ページをお願いします。

はじめに、1 款議会費 1 項議会費 1 目議会費のうち 3 節職員手当等につきましては、事務局職員の時間外勤務手当20万4,000円の追加補正でございます。

9 節旅費及び11節需用費につきましては、11月に開催される八峰町関東ふるさと会総会への参加に係る議長を除く11名分の旅費及び参加費、合わせて92万4,000円の追加補正でございます。

次に、2 款総務費についてご説明いたします。

1 項総務管理費のうち 1 目一般管理費11節需用費につきましては、庁舎空調機の修繕料63万円の追加補正でございます。

6 目企画費19節負担金補助及び交付金につきましては、2 件の補助金の追加補正でございます。1 件目の八峰町関東ふるさと会補助金は、今年度創立10周年を迎えるに当たり、総会で記念事業を実施するための特別補助金220万円でございます。もう 1 件は一般コミュニティ助成事業補助金で、平成29年度に整備しました高野々コミュニティセンターの備品設備費補助金153万9,000円でございます。

7 目電子計算費のうち12節役務費及び13節委託料につきましては、第四次 L G W A N

への移行のための必要となる専用回線等の通信運搬費及び庁内の通信機器の設定変更業務委託料、合わせて107万7,000円の追加補正でございます。

18節備品購入費につきましては、事務用パソコン60台の更新のための購入費648万円の追加補正でございます。

11目地域情報化事業費につきましては、N T T東日本が実施する電柱移設工事に伴う光ケーブル移設工事への負担金13万4,000円の追加補正でございます。

次に、3款民生費につきましては、教育委員会所管ですので後ほど教育長の方から説明をお願いいたします。

15・16ページをお開き願います。

次に、6款農林水産費についてご説明いたします。

1項農業費5目農地費につきましては、今年度に県が行う元気な中山間農業応援県営事業が事業追加されたことに伴う町負担金100万円の追加補正でございます。

2項林業費2目林業振興費につきましては、住民要望に対応するため緊急的に実施する松くい虫被害木の抜倒処理に要する重機借上料48万2,000円の追加補正でございます。

3目林道整備費のうち12節役務費、14節使用料及び賃借料、16節原材料につきましては、し尿計画のある事業者からの要望により実施する林道泊沢線補修作業に対する経費、合わせて166万1,000円の追加補正でございます。

22節補償補填及び賠償金につきましては、地方債補正でご説明したとおり、林道塙線改良事業につきまして、橋梁の架け替えに伴い、平成31年度において導水管の布設替え工事が必要となることから、当該工事の実施設計を簡易水道事業特別会計に委託するための補償費510万円の追加補正でございます。

次に、7款商工費についてご説明いたします。

17・18ページをお開き願います。

1項商工費3目観光費につきましては、んめもの祭り実行委員会により要望のありました、んめもの祭り実行委員会補助金50万円の追加補正でございます。

次に、8款土木費についてご説明いたします。

2項道路橋梁費のうち1目道路維持費につきましては、住民要望に対応するための修繕料489万円の追加補正でございます。

3目橋梁維持費につきましては、地方債補正でご説明したとおり、社会資本整備総合交付金事業につきまして、当初計画の事業を発注した際に生じた入札差額を解消するた

め、橋梁補修工事として田中橋橋梁補修工事2,700万円を追加補正するものでございます。

次に、9款消防費についてご説明いたします。

1項消防費3目災害対策費につきましては、地方債補正でご説明したとおり、空家除却推進事業補助金につきまして、空き家所有者からの要望に応えるための補助金700万円の追加補正でございます。

次に、11款災害復旧費についてご説明いたします。

2項公共土木施設災害復旧費につきましては、去る5月18日の豪雨により発生しました夏井沢川の災害箇所につきまして、今後、復旧工事施工前に台風等により大雨が降った場合に備え、更なる護岸の崩落防止する応急の修繕料103万8,000円及び2か所分の測量と災害復旧工事实施設業務委託料350万円の追加補正でございます。

次に、13款諸支出金についてご説明いたします。

19・20ページをお願いします。

2項諸費1目国県支出金返納金につきましては、平成29年度に交付されました自立支援給付費国庫負担金、児童手当国庫負担金及び未熟児療育医療費国庫負担金の給付実績による返納金、合わせて202万5,000円の追加補正でございます。

3項基金費1目財政調整基金費につきましては、平成29年度一般会計決算により2億3,249万2,000円の剰余金を生じておりますが、地方財政法第7条第1項の規定により、当該剰余金の2分の1以上の額を基金に積み立てることとされておりますので、1億2,000万円を財政調整基金に積み立てるための追加補正でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

次に、3款民生費につきましては、教育長の方からご説明願います。

○議長（門脇直樹君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） それでは、私の方から教育委員会関係についてご説明いたします。

13・14ページをお開きください。

3款民生費について、2項児童福祉費2目こども園費につきましては、峰浜地区統合こども園建設事業において、建設予定地の地質調査をより詳細に行うため、ボーリング調査箇所を追加するための業務委託料600万円の追加補正でございます。

15・16ページをお開きください。

3目子育て支援センター運営費のうち11節需用費につきましては、自動ドア修繕料58

万4,000円の追加補正でございます。

18節備品購入費につきましては、旧はつらつ園開設当初から使用している石油ストーブ6台が経年劣化のため修理不能となったことにより、更新のための購入費140万4,000円の追加補正でございます。

教育委員会からは以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

以上です。

○議長（門脇直樹君） これより議案第66号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 何点かあるんですけども、一つ一つ質問していきたいと思えます。

まず、14ページの、あっ、14ページじゃなくて、こっちの方でいくかな。関東ふるさと会のことでお聞きしたいと思います。当初予算は、どういうふうな当初予算であったんでしょうか。民謡同好会と、それから石川駒踊りと、まあ一緒に行くということで、それとどういうふうな人数、当初予算ではどういうふうな人数割で、それで計画してたのがかなりの大幅な、まあ10周年ということも考えて当初予算を組んでたと思うんですけども、大幅に変更になったことに対して、どのように変更の主な理由と、それとですね、ふるさと会に出席するのは役場関係ではどなたが出席するんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平企画財政課長。

○企画財政課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

八峰町関東ふるさと会補助金につきましては、当初予算編成時ご説明をいたしておりますが、記念事業の内容について、ふるさと会事務局で検討中ということでありましたので、通年補助しております運営費の80万円のみ予算措置しておりますして、記念事業に係るものは全て補正で計上するといったことにしておりますので、ご指摘にありました2団体の派遣費ですとかこういったものを全て今回の補正で計上しておりますので、当初と差額が生じたというようなことではございません。

なお、町から、担当からですね、担当課企画財政課から職員が2名向かうということにしております。

以上でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん）　じゃあ、当初の予算では詳しいあれは、まあ2団体が参加するとかそういう見込みはなかったわけですね。それで、時間帯の設定というのも企画の方で設定したのかどうなのかあれですけども、予算の中でもう10周年ということで決まっていたので、どうしてもっと具体的に決めなかったのかちょっと私もちょっと腑に落ちませんけれども、参加する人は職員では企画が2名と、あと町長と、あとどなたでしょう。

○議長（門脇直樹君）　和平企画財政課長。

○企画財政課長（和平勇人君）　職員2名のほか、町長、副町長、教育長、三役も参加いたします。

○議長（門脇直樹君）　ほかに質疑ありませんか。見上政子さん。

○7番（見上政子さん）　私も4月に当選して参加したばかりですので、この中身がちょっと詳しく分かりませんでしたけれども、この2泊3日のふるさと会の参加に、企画、それから三役、議員全員が参加するということで、町の危機管理、いろんな面でそれは大丈夫なんではないでしょうか。ちょっと疑問です。

○議長（門脇直樹君）　日沼副町長。

○副町長（日沼一之君）　今の見上議員のご質問にお答えします。

当初、三役っていう返答を今いたしましたけども、私は危機管理上、残る予定としております。

○議長（門脇直樹君）　ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君）　16ページですね元気な中山間の負担金の部分なんですけど、おそらくこれは対象農地が遺跡が出たということで緊急に工事内容を変えるということだというふうに理解はしておるわけですけども、対象農地を決める際にその遺跡がどうかっていうのを最初に調べてからかかった方がよかったのではないかなと。私も真瀬ファームという関係で同じ経験をしておるわけですけども、そういうふうなことで、やってからまたこう遺跡だということが判明したというのは、過去の経験則からいくとちょっとお粗末かなというふうに思うということが一つですね。それとですね、ここ八峰町の中には相当の遺跡指定している場所があるわけですけども、今、国・県を挙げてですね農地を拡大するというふうな方向に向かっているわけですが、その農地を拡大等する場合には、その遺跡が非常に障がいになってくるわけですよ。で、この、これは教育委員会の担当となると思うわけですが、遺跡の位置、それと、もし可能であればですね遺跡の解

除というふうなものができるのかどうか。これをしないとですね、農地の拡大とか平準化とかというふうなものが、要は農地整備ができないというふうな状況になって、農業の拡大しようとしている法人・団体等が非常にこの障がいによって支障を来しているということなわけですよ。この辺について2点説明願います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。米森生涯学習課長。

○生涯学習課長（米森伴宗君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、遺物包含地とかそういう遺跡を含んだ土地というのはマップを作成しております。生涯学習課の方にあります。それで、まずこれから農業振興を図っていく上で農地拡大とかできないということですが、実際これは文化財保護法とかで定められておまして、文化財を保護していくというそういう法律なわけですが、どうしてもそういうふうに事前に遺物包含地として指定されているところを農地として開拓していく場合は、調査をやらなければいけないという決まりになっております。それで、例えば遺物包含地の深さ、例えば50cmよりも下である場合は、50cmの深さまで到達しない部分で開拓してくださいとかそのようなこともありますので、まず事業開始前にその土地の情報を、遺物包含地なのかちゃんと確認してからこう事業の方を進めていただければと思いますので、是非確認していただければと思います。

○議長（門脇直樹君） 解除は、解除。

○生涯学習課長（米森伴宗君） ちょっと今、その解除については確認できませんので、後ほど確認して回答できればと思います。よろしく願いいたします。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） いや、今の回答の部分については全て分かってるわけですよ。というのは、深く掘れないわけですね。だから余計な金がかかるわけですよ。結局盛土しないと駄目だということは。まあ今回の100万円もおそらく盛土の分だわけですよ。もしこの遺跡の解除があつて調査もしなくてもいいのであれば、自己開墾できるわけです。だからその解除ができるのかどうかと。それがあれば全然調査もしなくてもいいし、盛土もしなくてもいい。まあ自己所有のトラクターなり、まあその辺から重機借りてきて自分でおこすというふうなこともできるわけですよ。ですからその辺を確認してくれということでもあります。了解ですか。

○議長（門脇直樹君） 米森生涯学習課長。

○生涯学習課長（米森伴宗君） お答えいたします。

質問の要旨は分かりました。それでおそらく、おそらくで回答してはまずいんですけども、解除する場合もやはり調査が必要になってくるとは思います。ただ、やっぱり農業振興進めていく上で解除できるような方法というのはやっぱり探っていくべきだと思いますので、この後いろいろ問い合わせ等確認しながら、そこら辺の対処法をちょっと考えてまいりたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 是非それはやった方がいいと思いますよ。調査するにも金がかかるわけですから。だからその辺は切実に訴えてですね、優秀な、優秀だっていうか平らな農地があって、なおかつ遺跡登録されてるんであればそれはむしろ農地として使えるように進めるべきであって、遺跡として残ってるんであれば金がかかって商売にならねえってことだす。だからその辺を、何か何らかの方法で努力するべきだと思います。それはおそらく八峰町だけでなく、全国の市町村全部そうだと思うわけですよ。まあそれを自治体内でも共有しながらですね、俺は進めるべきだなというふうに思います。どうですか。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めますか。浅田農林振興課長。

○農林振興課長（浅田善孝君） 前段に質問されました、最初から分かっていたところではないかというふうな質問ですけども、前にもこの事業を開始した時、やった時に、やっぱり遺跡が出て事業費がかかったという経緯をよく分かってらっしゃるみたいで、今回も関係する法人さんと県と町とで協議して、法人さんがここを是非やりたいということで事業に着手した経緯があります。そういう遺跡があるということを経営者が調査したかどうかはちょっと私分かりませんが、もしこの事業を継続してほかの地区でやれる時には、そういうふうな横の連絡を取りながら関係箇所を調査してから事業に着手したいというふうに考えております。

○議長（門脇直樹君） 森田町長。

○町長（森田新一郎君） 初めからこの農地を開拓する土地の部分に遺跡があると。今回、ウバコサワ遺跡という名前がついてますので、これは横の連携で、今山本議員がお話しなされたような形で対応しなければいけないと思います。ただし、そういう名前がついていなくて掘り出したら、開墾を始めたら出てくるっていうケースがありますので、そういう場面は今みたいな形にならないんですが、いずれにしても初めから遺跡があると

いうふうな部分のマップがあるということなので、そこの部分は横の連携で事業が始まる前に調べてから、そこの部分は徹底させていきたいと思います。あと解除の部分については、これは文化財保護法との関係がありますので、県の方とどういうふうな形でやれば解除できるのか。基本的には、その遺跡を保存してれば解除できますので、実際的に。保存、要するにその遺跡がどういう状況にあるのかという部分をこちらサイドでちゃんと記録して保存すれば解除できると私は思っているんですが、その辺の部分は県の方に聞いてみたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 3款2項児童福祉費のところ職員手当時間外が出てますけれども、保育園で臨時の職員が1人途中で辞めたと思うんですけれども、保育士として子どもを担当して途中で保育士辞めるということは、本当に何かよっぽどの理由があるか、断腸の思いで子どもたちと別れなければならないっていうことがあると思うんですけれども、この副園長がこのかわりをするによって残業が増えたのでしょうか。もしそうであれば、副園長というのはフリー、職員のフリーとして配置されているのではないかと思いますので、休んだ場合の補充人員ではないかと思うんですが、今欠員になった分の保育士を募集する考えはないのか、私は今こうザザっと言いましたけれども、違うのであれば別の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 見上さん、3款には時間外は出てませんが。何ページを聞いてるんですか。見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 大変失礼しました。児童福祉費の運営費600万円というのは、これはちょっとこっちの方の私がページをこう、議会費のこれとちょっと勘違いしましたので、大変申し訳ないです。取り消していただきたいと思います。すいません。

ついでに発言させてもらえれば、18ページの空き家ですけれども、空き家解体に700万円もかかるんでしょうか。ここ、茅葺き屋根が非常に危険な状態になって解体するということで補助金が出てますけれども、その点を伺いたいです。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

この空家除却推進事業補助金については、当初500万円を予算としておりまして、現在12軒の方々からご利用をいただいております。補助額については平米当たり8,000円の制

限もありますが、上限50万円というふうになっております。今回の補正につきましては、それ以外に現在確認できている方で10軒の利用を是非今年度に行いたいということで希望をされておりますので、その辺を含めて今回補正をお願いしたいということでありませ

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 峰浜こども園関係についてちょっとお聞きいたします。地質調査の分、補正予算出てますが、厳密に地質を調査しながら建設作業にあたるのは当然でございますが、具体的にこれ何箇所、1か所から5か所になったということでございませけれども、何のために1か所から5か所になったんですか。1か所でまずい何か理由があったんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。藤田教育次長。

○教育次長（藤田吉孝君） ただいまの皆川議員のご質問にお答えします。

当初、予算を作成する段階では1か所ということで計上したわけでございますが、実質的に、実際的にですね建物を建てる段階になっていく段階で精査したところ、やはり実際の建物を建てる場所の対角線上に5か所が必要だということが分かりまして、八森こども園もそうであったのですが、5か所調査しておりますが、そういった形で今回1か所であったものを4か所追加して5か所ということになりますので、よろしくお聞きいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 八森こども園も確かそのようだっていうお話は伺ってございませ。何もこの箇所が増えたから悪いということではないわけですが、やはり何らかのやらなければならない、5か所にしなきゃならないというまあそういう理由づけだとすればそれで結構だと思うんですが、やはり何か危険な部分があるとか、あるいは地質的に軟弱だとかそういった理由があつて5か所にこう増えたということであれば分かるような気もするんですが、対角線上にやらなければならない一番の理由というのは何なんですか。

○議長（門脇直樹君） 石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 設計委託、町長の挨拶、行政報告にもありましたけども、

今基本設計を委託したところでは、これに向かって建設課の方へ設計の委託に関する業務委託を受けておりました。私の方でこれらについて再度検討して今の5か所をお願いしたいということを教育委員会に申し上げたのが今までの経緯ですが、その理由として、当初は1か所でいだろうという判断であったようですが、これも八森こども園の時には田んぼの真ん中に建設するというので、とりあえず1か所、概略の地質を調査するというので当初は1か所やってみました。その後、地層の深さ、それぞれ場所によって深いところ、支持地盤まで深いところ、あるいは浅いところありますので、その5か所をもって浅いところ深いところによって支持地盤を確保した上で基礎の深さを決めておりますので、それと同じように今回も5か所をもって、例えば地盤の層が山側が堅い地盤が高く、海側がずっと低いところにあるとなれば、こういう地盤層が斜めになっておりますので、その地盤の深さを確認するために1か所ではなく3か所、それから先ほど言った対角線もということに合わせて5か所を計画しております。これについては、建物の形あるいは位置が確認した場合には、状況によっては真四角な建物であれば4か所になるという可能性もありますので、今最大を見て5か所としております。ということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 18ページの、んめもの祭りの50万円について質問といたしますか意見を言わせていただきます。せっかく収支計算書があがってきてるのでですね、この出店手数料、売上げの10%をその指定した方々からもらってるわけですけども、この売上げというのは自己申告制でしてですね、甚だ疑わしい数字であります。もっともっと正確な数字がつかめれば収入が増えるのではないかと。この方法しかなかったとしたらですね、町外業者からもっと多くの出店料をもらおうとかですね、やはり補正をかけなくてもいいぐらいの努力を見せてほしいと思っております。

それとですね、出店者から聞きますと場所によって売上げが全然違うそうです。やはりパークセンターのところの屋台に比べるとステージの方の売上げがかなり多いという話でですね、それは町内業者を優先的にその売上げのいいところにもっていくことはできないのでしょうか。去年もパークセンターに町内の業者がいましたけども、やはりその何千人来ようが何万人来ようがですね、こういうイベントはやっぱり町にお金が落ちなければ意味がないというふうに思います。是非その町内業者を優先的に、そしてその収入を増やすためにもですね、出店料というか手数料ですね、売上げの10%、

これでいいのか、出店料はこれでいいのかということをですね町の方でも指導していただけならなと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） ただいまの笠原議員のご質問にお答えします。

まず、んめもの祭りの出店手数料につきましては、現在のところ10%を頂戴しておりますけれども、これまでも段階的に率を上げてきているところです。10%が高いか安いか、高いか低いかというところにつきましては、やはり安定的なイベントが開催されるためにも財源として重要になってまいりますので、こちらにつきましても実行委員会側の方には見直しができないか働きかけてまいりたいと考えております。

もう一つの出店場所によって売り上げの差が出ているということについてですけれども、出店場所については厳正な抽選によって場所が決められていると聞いております。ただ、町の方から多額の補助金をいただいているイベントでもありますし、笠原議員さんがおっしゃいますとおり地元業者の方に効果が上がるようなそういった観点からして、場所の優先ができるかについても同じく実行委員会の方に働きかけてをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 売り上げの10%、これ上げるとますます過少申告になるんじゃないかという私は心配します。それで聞きたいんですけども、この基本料、いわゆる出店料だと思いますけども、これはテント一張りいくらとかというふうになってるかと思いますが、それはいくらなのでしょう。というのはですね、私の知り合いで露天商を生業にしている者がおりまして、んめもの祭りに出たいと、10万円の出店料でもいいんだよというような話をするぐらい、あそこに出店をすれば儲かるという話を聞いているみたいです。ですから、私はもっと商売業者に関しては出店料を上げてもいいかと思いますが、現在いくらなのか分かったら教えてください。

○9番（笠原吉範君） 議長。

○議長（門脇直樹君） はい。

○9番（笠原吉範君） 今分からなければ後で調べて教えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（門脇直樹君） よろしいですか。後で調べて提出してください。

ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） もう1点聞きたいと思います。13款の3項の基金費なんですけれども、財政調整基金費なんですけど、1,200万円計上してありますが、副町長はこれは決められた金額で、これを必ずこの金額、基金の方に入れなくちゃいけないというふうなことでしたけれども、今八峰町の基金は現在どのくらいになってて、これを必ず守らなくちゃいけないものかどうなのか、もう1回お願いしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 見上議員、1億2,000万円です。

ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平企画財政課長。

○企画財政課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

財政調整基金につきましては、平成29年度決算で約30億7,000万円となっております。お尋ねの基金の積み立て額につきましては、先ほど副町長の説明にもありましたとおり、地方財政法の規定によりまして積み立てなければならないとされておりますので、基金の現在高にかかわらず積み立てなければならないものでございますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 現在30億円の基金があるわけですね。全体の規模が60何億かの予算に対して30億円の基金は非常に大きいと思うんですけども、このように基金がたくさんあるのに県の方の指導とかこういう指導を守らなくちゃいけないのか、県の方からは基金があるから入れなくともいいようなそういうふうなことをこっちの方で説得して行って、もうちょっと町民の方に還元するとか、そういうふうなこの考えはできないものでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 森田町長。

○町長（森田新一郎君） ただいまの見上議員の質問にお答えしたいと思います。

基金を財調に組み入れる、これはルールでありますから、これはこれで積み上がって、その財調をどのようにしていろんな政策に使うかっていう部分については、当初予算なりそういう部分で必要があれば取り崩しながら使っていくのがあれですので、今回の補正予算はルールに基づいて基金に積み上げるということであって、その基金が今30.7億円というお話で、そこの部分をどう活用するかは、この後、当初予算とか大きな事業費、そういう部分に切り崩して使っていくことはこれは皆さんと議論しながらやっていくこ

とだと思っておりますので、そういうふうにご理解いただければと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。会議の再開は午後1時より行います。

午前11時54分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

日程第6、議案第67号、平成30年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第67号についてご説明いたします。

議案第67号、平成30年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,198万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,551万5,000円とするものであります。

平成30年9月5日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6 ページ・7 ページをご覧ください。

歳入であります。

4 款県支出金 1 項県補助金 1 目保険給付費等交付金 2 節特別交付金、特別調整交付金、これは国保事業報告システム、通称国保ラインと言いますが、その改修経費分として交付されるものであります。

7 款繰越金 1 項繰越金 1 目療養給付費交付金繰越金 1 節療養給付費交付金繰越金181万3,000円は、退職者医療交付金繰越金、これは過年度事業確定に伴う精算によるものであります。

2 目その他繰越金 1 節その他繰越金984万8,000円、前年度繰越金、これも過年度事業確定に伴う精算によるものであります。

次、8 ページ・9 ページをご覧ください。

歳出であります。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費13節委託料32万4,000円、国保ライン法改正対応改修委託料として支払うものであります。

7 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 6 目療養給付費等負担金償還金23節償還金利子及び割引料977万9,000円、療養給付費等負担金償還金、これは過年度事業確定に伴う精算によるものであります。

7 目療養給付費等交付金償還金23節償還金利子及び割引料181万4,000円、療養給付費等交付金償還金、これも過年度事業確定に伴う精算によるものです。

8 目特定健康診査等負担金償還金23節償還金利子及び割引料6万8,000円、特定健康診査等負担金償還金、これも事業確定に伴う精算によるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第67号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第68号、平成30年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第68号についてご説明いたします。

議案第68号、平成30年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,585万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,514万5,000円とするものであります。

平成30年9月5日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6ページ・7ページをご覧ください。

歳入であります。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費負担金2節過年度分ということで333万円であります。これは事業確定によるための精算であります。

2目地域支援事業支援交付金2節過年度分133万3,000円、これも事業確定によるためのものであります。

8款繰越金1項繰越金1目繰越金1節繰越金、前年度繰越金4,119万2,000円、これも事業確定によるためのものであります。

次のページ、8ページ・9ページをご覧ください。

歳出であります。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金23節償還金利子及び割引料1,034万7,000円、国庫支出金等過年度分償還金であります。これは事業確定のための過年度分の精算ということであります。

6款諸支出金2項繰出金1目一般会計繰出金28節繰出金661万6,000円、繰出金であります。これも事業確定のための精算であります。

8款予備費1項予備費1目予備費2,889万2,000円であります。これは歳入歳出調整の

ための予備費ということであります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第68号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第68号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定すること
にご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり可
決されました。

日程第8、議案第69号、平成30年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第69号、平成30年度八峰町営簡易水道事業特別会計補
正予算（第2号）についてご説明いたします。

平成30年度八峰町の町営簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めると
ころによるものです。

歳入歳出予算の補正です。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,072万4,000円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,927万8,000円とする。

（継続費の補正）

第2条、継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年9月5日提出

八峰町長 森 田 新一郎

3ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正であります。1、変更。1款管理費1項総務管理費。事業名、公営企業会計適用事業。補正前の額ですが、平成30年度分、継続費であります。平成30年度分の変更として1,641万円のを1,736万7,000円、95万7,000円追加するものであります。補正後の総額としまして、5,460万6,000円とするものです。

第3表、地方債補正。1、変更。起債の目的、固定資産調査等業務委託。補正前が1,580万円に対し1,730万円に変更し、150万円の追加であります。

次に、7ページをお願いします。

歳入です。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金、前年度繰越金として412万4,000円を追加するものです。

5款諸収入2項受託事業収入1目受託事業収入、受託事業収入として510万円を追加するものです。これは林道事業に伴う補償費であります。詳細は後ほど支出でご説明いたします。

6款町債1項町債1目町債、公営企業会計適用債として150万円追加します。これは公営企業会計へ移行するための事業費補正に伴う財源補填によるものでございます。

9ページをお願いいたします。

3、歳出です。

1款管理費1項総務管理費1目一般管理費、委託料として固定資産調整等業務委託料151万2,000円の追加です。これは公営企業会計へ移行するための必要経費を算出するための業務の委託費用であります。

25節積立金、簡易水道基金積立金として224万2,000円の追加であります。これは前年度の繰越金の2分の1を積み立てするものであります。

27節公課費、消費税納付金の追加であります。187万円であります。これは前年度の決算に基づき9月末で消費税の額を申告するもので、最終額が見込めたために増額するものであります。

次に、4款事業費1項施設改良費、1、峰浜地区改良費、委託料として実施設計業務委託料、これは一般会計でもご説明ありましたが、林道塙線改良工事に伴う導水管布設替え実施設計業務であり、補償費分であります。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第69号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第70号、平成30年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長(石嶋勝比古君) 議案第70号、平成30年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

平成30年度八峰町の公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正です。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,128万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,347万8,000円とするものであります。

継続費の補正です。

第2条、継続費の変更は、「第2表 継続費補正による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年9月5日提出

八峰町長 森 田 新一郎

3ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正であります。1、変更。1款管理費1項総務管理費。事業名、公営企業会計適用事業。平成30年度の年割額を変更するもので、当初569万2,000円のを補正後1,001万2,000円の432万円を増額するものであります。補正後の総額は3,593万

1,000円といたします。

第3表、地方債補正。1、追加。起債の目的、公営企業会計適用事業。限度額を2,040万円とするものであります。

2、廃止。起債の目的、固定資産調査等共同事業負担金。限度額1,590万円を廃止するものであります。備考の欄に書いてありますけども、固定資産調査等共同事業負担金から公営企業会計適用事業に変更するもので、2を廃止して1の追加を加えるものでございます。

次、7ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

5款繰越金1項繰越金1目繰越金、前年度繰越金として1,678万9,000円を追加するものでございます。これは歳出補正に伴う財源補填であります。

6款町債1項町債1目町債、公営企業会計適用債として450万円を追加するものであります。これは公営企業会計への移行のための事業費補正に伴う財源補填であります。

次、9ページをお願いいたします。

3、歳出。

1款事業費1項総務費1目一般管理費、委託料として法定化移行支援業務委託料453万6,000円の追加であります。これは平成32年度の企業会計適用時に必要な資金を算出するものであります。

28節繰出金、一般会計の繰出金1,675万3,000円を追加するものであります。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第70号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり可

決されました。

日程第10、議案第71号、平成30年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第71号、平成30年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）をご説明いたします。

平成30年度八峰町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものです。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ329万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,079万7,000円とするものでございます。

平成30年9月5日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6ページをお願いいたします。

歳入です。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金、前年度繰越金として329万円を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

1款事業費1項総務費1目一般管理費、一般会計への繰出金329万円を追加するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第71号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第72号、平成30年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長(石嶋勝比古君) 議案第72号、平成30年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

平成30年度八峰町の漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものです。

歳入歳出予算の補正です。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ309万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,688万3,000円とするものでございます。

平成30年9月5日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6ページをお願いいたします。

2、歳入でございませぬ。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金、前年度繰越金として309万1,000円を追加するものでございませぬ。

次のページをお願いいたします。

3、歳出です。

1款事業費1項総務費1目一般管理費、繰出金として一般会計繰出金268万円を追加するものです。

1款事業費2項施設管理費1目岩館地区施設管理費、需用費です、修繕料として41万1,000円の追加です。これは岩館の漁業集落排水施設の紫外線消毒装置の電源ケーブルの修繕の費用でございませぬ。

以上でございませぬ。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第72号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第73号、平成30年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長(石嶋勝比古君) 議案第73号、平成30年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)をご説明いたします。

平成30年度八峰町の合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものです。

歳入歳出予算の補正です。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ375万8,000円とするものでございます。

平成30年9月5日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6ページをお願いいたします。

歳入です。

3款繰越金1項繰越金1目繰越金、前年度繰越金として35万円を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

1款事業費1項総務費1目一般管理費、一般会計への繰出金として35万円の追加でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第73号について質疑を行います。質疑ありませんか。

8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 議案そのものに反対するわけではないですが、一連のこの下水道事業、せっかく出ましたんでですね関連してひとつ伺っておきたいと思います。

旧、合併前の町村からこの下水道事業がスタートしてきたわけでありましてけれども、この下水道事業の目的というのが環境、よりよい環境にするために、また、文化的な生活、そういうことをですね目指して進めてきたわけでありましてけれども、一向に内容という、加入率といいますか、なかなか上がってこない。この状況は予算決算通してですね、いろいろ常に出てきている内容でありますけれども、実は、まあ一般質問等でやればいいのか、この課題というもの、特に建設課長である石嶋課長はですね、旧八森からこの下水道関連に関しては担当も含めてですね、つぶさに見てきたわけなんです。人口減少、あるいはまた一人暮らし、そして社会の変化ということで私も十二分にやむを得ないこと、大変なことだなと思ってるわけでありましてけれども、今ですね担当として、この状況を、下水道の加入率はなかなか上がっていかない、その状況、それによって一般会計からの大きな予算というものを費やしていく、これが当初から将来の自治体のこの維持に向けてね大きな足かせになるということは言われておったわけでありまして、そういう点をですね、まあどう考えるかと、どう思われますかと。まあ仕方ないと言えばそれまでなんです、それでなくて今一度思いをですね掘り下げて一言答弁いただけませんか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 下水道の加入率、それから維持管理を含めた今後の一般会計の繰り入れについてのご質問でございますけれども、菊地議員が言われたとおり私も建設関係の業務をずっと携わってきて、この下水道部門についてはとても心苦しい形で業務に携わっております。建設当時はそれなりに、今お話しされたように環境保全、特に水質保全という面から一生懸命取り組んで多額の投資を行ってきたわけなんですけれども、振り返ってみますと、最初の当初の時点からこの事業については採算の合うものではなかったと私は考えております。建設時点ではそれなりに一生懸命建設することに対して取り組んでまいりましたけれども、改めて全て供用開始して取り組んでみますと、加入率が言われたとおりずっと伸びておりません。これについては、いろいろ私どもの努力の不足もございます。それから社会情勢というお話も受けました。もろもろのことで悩ん

でいろいろ取り組んできております。これは我が町だけにとって課題となっているものではありません。全県あるいは全国的な問題として共有されるべき問題だと考えております。

ただし、手をこまねいているわけではございません。これまでもご説明しておりますけれども、加入促進については、昨年度から下水道加入について、それまで助成金5万円であったものを、リフォーム事業に鞍替えして10万円という倍額の助成金を出して加入増加に努めてまいりました。それから、今年に入ってからのはのぼり旗、これは皆さんに「ここを下水道繋いでるんだよ」ということを周知するために、工事をしている世帯にお願いしてのはのぼり旗を立てさせていただいてPR効果に努めてきているところです。ただこれが功を奏しているかという、なかなかそこまできません。そんな形で努力はしているんですけども、まだまだ足りない部分あると認識しております。

それから、一般会計からの繰り入れについて、これもただ大きな金額をそのまま受け入れてるという認識で取り組んでいるわけではなく、総合戦略、総合戦略というか経営戦略の中で、将来的には公共下水道、それから農集、漁集を含めた処理場の統一というものを見据えて計画も立てておりますので、そういう部分でいくらかでも一般会計の負担を減らすような方向で今検討しているところですので、どうぞこの点もご理解いただき、さらに皆さんからご指導を受けながらよい方向にやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第13、発議第6号、決算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。鈴木議会事務局長。

○議会事務局長（鈴木正志君） 発議第6号をご覧ください。

発議第6号

平成30年9月5日

八峰町議会議長 門 脇 直 樹様

提出者	八峰町議会議員	芹 田 正 嗣
賛成者	同 上	腰 山 良 悦
〃	〃	水 木 壽 保
〃	〃	奈 良 聡 子
〃	〃	芦 崎 達 美

決算特別委員会の設置について

標記委員会設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由でございます。平成29年度八峰町一般会計及び各特別会計決算について集中的に審査するためでございます。

次のページをご覧ください。

別紙の決算特別委員会の設置については、名称を「決算特別委員会」とします。

設置の根拠は、「地方自治法第110条及び八峰町議会委員会条例第5条の規定による。」ものでございます。

目的が「次の議案について審査することを目的とする。」ということで、議案第74号、平成29年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第75号、平成29年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第84号、平成29年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定についての特別会計10議案についての認定についてであります。

設置の期間は、平成30年9月5日から同年9月14日までです。

委員の定数は、11名です。

平成29年度決算審査に関する決算特別委員会分科会所管事項につきましては、総務民生分科会におきましては、総務課、企画財政課、税務会計課、福祉保健課、町営診療所及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の分科会の所管に属さない事項及び各特別会計の歳入歳出決算に関する事項であります。教育産業建設分科会におきましては、農

業委員会、建設課、産業振興課、農林振興課及び教育委員会の所管に属する事項並びに各特別会計の歳入歳出決算に関する事項であります。

以上でございます。

- 議長（門脇直樹君） ただいま朗読のとおり、決算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会は設置されることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第6条第1項の規定によって議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（門脇直樹君） 異議なしと認め、当席から指名いたします。

1番水木壽保君、2番山本優人君、3番奈良聡子さん、4番腰山良悦君、5番須藤正人君、6番芹田正嗣君、7番見上政子さん、8番菊地 薫君、9番笠原吉範君、10番芦崎達美君、11番皆川鉄也君、以上11名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間、休憩いたします。ご協議いただきたいと思います。

午後 1時38分 休 憩

午後 1時38分 再 開

- 議長（門脇直樹君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第14、決算特別委員会委員長及び副委員長の互選の結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

決算特別委員会委員長には1番水木壽保君、副委員長には9番笠原吉範君が互選されました。

日程第15、議案第74号、平成29年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第16、議案第75号、平成29年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、議案第76号、平成29年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳

出決算認定について、日程第18、議案第77号、平成29年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、議案第78号、平成29年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、議案第79号、平成29年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、議案第80号、平成29年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22、議案第81号、平成29年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、議案第82号、平成29年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24、議案第83号、平成29年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25、議案第84号、平成29年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して決算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、本議案は一括して決算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第26、陳情第5号、食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しが必要ですので陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は八峰町議会会議規則第39条第1項の規定により教育産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は教育産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第27、陳情第6号、消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出の陳情書についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は八峰町議会会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は総務民生常任委

員会に付託することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、9月12日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦労様でした。

午後 1時43分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 2番 山 本 優 人

同 署名議員 3番 奈 良 聡 子

同 署名議員 4番 腰 山 良 悦

平成30年9月八峰町議会定例会会議録（第2日）

平成30年9月12日（水曜日）

議事日程第2号

平成30年9月12日（水曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	森田 新一郎	副町長	日沼 一之
教育長	川尻 茂樹	総務課長	佐々木 高
会計課長	今井 利宏	企画財政課長	和平 勇人
福祉保健課長	堀江 広智	教育次長	藤田 吉孝
産業振興課長	成田 拓也	農林振興課長	浅田 善孝
建設課長	石嶋 勝比古	農業委員会事務局長	阿部 克之
学校教育課長	山本 節雄	生涯学習課長	米森 伴宗
学校給食センター所長	田村 高夫	あきた白神体験センター所長	佐藤 博孝
建設副課長	内山 直光	学校教育課副課長	山内 章

議会事務局職員出席者

議会事務局長	鈴木 正志	書記	吉元 和歌子
--------	-------	----	--------

午前10時00分 開 議

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、5番須藤正人君、6番芹田正嗣君、7番見上政子さんの3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。6番芹田正嗣君。

○6番（芹田正嗣君） 皆さんおはようございます。6番の芹田正嗣です。

通告の順番に従って、1番目の質問をさせていただきます。

八峰町では今、しいたけの売り上げ10億円の生産目標を掲げ、未来プロジェクト事業のおがる八峰しいたけでさらに100万本の生産施設をつくり、また、栽培研修棟に新規就農者2名を受け入れ、研修を実施しているところでありますが、現在までのその事業の生産、販売等の状況並びに、しいたけ生産農家の経営状況を含めた将来の展望等をお聞かせ願いたいと思います。

もう一つは、現在の出資比率が約94%にもなっております第三セクター、有限会社峰浜培養との今後の町としての関わり方についても、監査方法等も含めてお伺いをしたいと思います。

ホダの増産に合わせ、町内農家によるしいたけの栽培体制をどう維持し、また拡充していくのか。また、それによって生産農家が所得を増やし、本当の足腰の強い農家に育ていけるのか、私は大きな期待を持っておりますので、それについても是非町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの6番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） おはようございます。

芹田議員のご質問にお答えいたします。

まず、ホダの生産状況についてであります。平成30年度は269万7,000本の配荷計画で、個人農家と峰浜培養を含む11経営体に生産したホダを出荷することとしておりました。ただ、一部生産者の栽培方法の変更や栽培ハウス増設に係る着工時期の遅れ等があっ

たことから、峰浜培養において配荷計画を見直し、約19万本減の250万本の配荷計画としたところであります。

このため、平成30年度においては、当初予定していたホダ生産を下回る見込みとなつてしまいましたが、平成31年度には、現在峰浜培養で研修している2人の研修生が独立して栽培を行う予定であり、「JA秋田やまもと」と栽培施設の確保などについて協議しているところであります。研修生が独立することを受け、町では広報誌やホームページを活用し、新たな研修生を募集することとしております。

また、販売状況については、平成30年3月分までのホダ販売代金は、「JA秋田やまもと」が生産者分を立て替えて峰浜培養に支払いしておりましたが、4月1日納品分からは生産者から直接支払われることになりました。これは、新聞等でも報道されました「JA秋田おぼこの米販売代金の未収金問題」を受け、「JA秋田やまもと」が生産者分の立て替え払いを行わないことと判断したためであり、これにより、今まではホダ販売から1か月以内に代金が入金されていましたが、4月からはしいたけ販売代金が発生する約4か月後にならないとホダ販売代金が入金されないということになっております。

ご質問の「ホダの生産・販売も含めて事業が計画どおりに進んでいるか」についてですが、本年度の生産や販売は残念ながら計画を下回る見込みとなっておりますが、研修生の独立や新規研修生の募集等で生産増が見込めること、また、販売については代金の回収が生産者との直接取引となりましたが、運転資金等資金計画を的確に行うことで経営に影響が出ないものと考えております。

次に、「峰浜培養との今後の町の関わり方について」ですが、峰浜培養については、芹田議員もよくご存じのとおり、平成8年に旧峰浜村やJA等が出資して設立され、平成10年に菌床ホダ製造工場が完成して以降、しいたけ生産者にホダを出荷してまいりました。

町の主要農産物の中で販売額が5億円を超えるものは、水稲以外では菌床しいたけだけであり、将来的な農業振興を見据えた時、「米に続く農産物」として大きな可能性を秘めているのは「菌床しいたけ」であると考え、町では昨年度、おがる八峰しいたけプロジェクト事業を活用した「菌床しいたけホダ生産・栽培研修施設」を整備し、ホダ生産量をこれまでの200万個から300万個に拡大することとし、10億円産業の実現に向け取り組んでいるところであります。

菌床しいたけは、今後も農家所得の向上や雇用の拡大に繋がるなど、魅力ある農業の

実現に向けた必要な農産物であり、その栽培に必要なホダの製造と出荷をしている峰浜培養の役割は、大変重要であると認識しております。

したがって、町といたしましては、先ほど申し上げましたように峰浜培養の経営が安定していない面もあることから、当分の間は深く関わりながら、「JA秋田やまもと」とともに、しいたけ生産者への指導や支援を行い、販売額10億円とホダ生産300万個達成に向け、努力していく必要があると考えております。

○議長（門脇直樹君） 6番議員、再質問ありませんか。6番。

○6番（芹田正嗣君） 今、ご説明をいただきました。私も関わってきた一人として、また生産をしてきた者として承知してるところもあります、現在の部分はですね。また心配しているところも実はあるんです。

何よりも、私も一番最初の質問で申し上げましたけれども、まず生産者がね、しっかり安定した所得を得ることができるかということなんですけれども、この春からいわゆる販売方法が変わったということで、それは今年の定時株主総会の資料等でも詳しく書いてるんですけれども、ある生産者から、売買、今年4月1日に結んだ売買の基本契約書というものを見せてもらいました。お借りしました。これで直接取引するということになっているんですが、ちょっと気になるところが、その培養と生産者が契約を結ぶのはいいんですけれども、その契約書の中に秋田やまもと農業協同組合、以下「丙」という形で処理してありますけれども、ここは入ってて3つなっていると。ということで、今の生産をしている方々に直接会ったり電話等で聞いてみたんですけれども、この農協の関わっている部分が実際はほとんど分からないっていうか、契約書交わしたと。でもこれでいけば、しいたけ組合の通帳に入って、それから農協がそこから培養の方に抜いて支払いをするということの意味のようなんですけれども、その辺の仕組みはほとんど分からないし、自分の金がどこ行ってるか分からないと。まず農協がうまくやってくれてるんでしょうということなんです、問題は、問題はというよりも心配してるのは、この8月に1人ベテランの方がリタイアをしたと。で、ホダはもう入れる準備がなったので、培養工場でも、1月まではハウスを借りて培養が栽培をしますと。で、現に今、2次培養しているようです、私も見てきましたけれども。で、去年の12月にやはりベテランの方が、ベテランの栽培者が1人亡くなったということで大変に残念に思ってるんですけれども、今回リタイアした人も、それから12月に亡くなった人も、必ずしも経営がうまくいってないというか、全体的なものがあるって過去にいろいろなめ事があったんですけれども、

そこで実際、まあ85日経ってから5割払うとかっていう形になってますけども、実際は85日過ぎててもその精算ができなかったんじゃないですか、その50%。それで培養が、もう農協だと思いますが3,000万円とか5,000万円をとりあえず運転資金として借り入れをしたということですけども、これは事実ですか。

- 議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。
休憩します。

午前10時14分 休 憩

.....
午前10時14分 再 開

- 議長（門脇直樹君） 会議を再開します。
森田町長。

- 町長（森田新一郎君） ただいまの芹田議員のご質問にお答えします。

その方の部分については、運転資金として3,000万円を借りたというふうなそういうお話になってます。

- 議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。6番芹田正嗣君。

- 6番（芹田正嗣君） それはあれなんでしょう、本来培養に変えるべき最初の金が予定どおり入っていかなかったから借りたってことなんでしょうね。

- 議長（門脇直樹君） 森田町長。

- 町長（森田新一郎君） いや、その細かいところまで私はちょっと承知しておりません。

- 議長（門脇直樹君） ほかに再質問ありませんか。6番芹田正嗣議員。

- 6番（芹田正嗣君） 先ほど申し上げましたように直接会ったり電話で聞いたりしたんですけども、基本的にしいたけが出ていっても販売をされても、その売り上げ代金が、いや農協が管理している形になってるので、農協の経費をまずパック代金から何から全部引くと。それでホダ代金に回す、要は峰浜培養に回す金が出ないということで、金払ってないと、払ってないと、自分のことですけども払ってないよだという話でした。それで、結果的には培養の方が資金繰りというか運転資金の方が足りなくなってくるので借り入れをしたということですが、その借り入れの3,000万円はどこです。農協ですか。

- 議長（門脇直樹君） 森田町長。

- 町長（森田新一郎君） 農協から借りてます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。6番芹田正嗣君。

○6番（芹田正嗣君） 培養の方はちゃんと専門家がありますし、作って、で売るということで、これは峰浜培養に限らずホダを売ってるところは損はないんですよ。どこでも計画どおりいくんです。それと農協側もきっちりとパック料から何から前もって取るので、売り上げた段階でもすぐ結果的には差引くので、農協側も損は出ないと。ということで、ただ高く売ればいいんですけど安く売れたりした場合に、その差し引きをするとホダに回るものがないと。これは前からなんですよね。このあれが始まって以来ずっと、結果的にはホダ代が払えなくてそれが借金になるという形できたんですけども、その生産者の方たちが言うには、それはもう何にも変わってないと。そういうお金を任せる生産者の方もあれなんでしょうけど、いずれ何ら変わってないということなんですけれども、この今の計画書から何から実際作る時っていうのは、その今のお話聞くと金の行き来もあまり町長も分からないようなんですけれども、でもやっぱり94%近い出資をしている、いわゆる自分の会社みたいなもんですから、やっぱり最低限のものを自分で分かってなきゃっていうか、町で分かってなきゃいけないんじゃないかと思うんですけどもね。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まずお金の流れですけれども、峰浜培養の方でまずホダを作ります。そして1次培養まで峰浜培養でやって、これ約2か月。それから、そこから農協にホダを販売します。して、農協でまたそれを培養してから出るまで2か月ぐらいかかって、そしてようやくしいたけが出てきた時にそれをJAのパックセンターに持っていきます。して、パックセンターから払ってきますけど、その部分でお金の流れは、一旦そのJAの方で販売して、そしてJAのその各農協の通帳にお金が入ります。で、お金が入った部分についてパックセンターの方の料金がまず差し引かれて、その後ホダの方の料金に回ると、そういう流れになっております。したがって、まあ確かに仕組み的には今まではすぐJAが峰浜培養のホダの代金を払ってくれたんですけども、これからの部分は、農協の部分がしいたけを作って計画どおり販売していけば、結果的には同じような形になるものと思っております。実際に峰浜培養の方が3か月ぐらいのそのお金が入ってくるそのスパンが長くなった部分の今初めの段階は少し影響を受けてますけれども、この後は順調にいけば今までと同じような流れになるというふうに思ってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。6番芹田正嗣君。

○6番（芹田正嗣君） 順調にいけばよろしいんですけども、もうしょっぱなから順調に
いってないという話なんですよね。生産者の話だと、とてもホダに回るお金が出ないとい
うことなので、まあそれは生産者の問題だって言えばそれまでなんですけれども、や
はり今少し考えてやらなきゃならないところがあるんじゃないかと思います。

何よりもまず私もさっき言った、この契約書の中での、今のお話を聞けば売ったもの
は通帳に入るとね、それは当然だと思います。ところがほとんどの人が自分のが何ぼで
売れて何ぼでなってるかよく分からないというのだと、このしいたけ組合の通帳から
農協が取って要は培養に払うと、仕組みになってるみたいですので、実際にそこに入っ
てるもんですかと思って。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 実際の私聞いている話とちょっと違うんですが、料金はJAにあ
る各しいたけ農協の個々の通帳に割り振りされていくというふうに話を伺ってます。で、
組合の部分の通帳に入ってそこから峰浜培養にホダの代金が支払われるというふうな話
には、そういう話は聞いてません。実際にホダの買い方も一括して1棟ごとに買う人も
いますし、毎日取りに来る方もいますので、そういう部分からしてもやっぱり個々の農
家の通帳にこう代金が入って、そこからホダ代金が峰浜培養に支払われると、そういう
ふうに伺っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。6番芹田正嗣君。

○6番（芹田正嗣君） ちょっと正確に確認しておきますけども、この第1条のところ、
一番最初のページの第1条のところの3に、丙は甲の請求する商品代金について、峰浜
菌床しいたけ生産組合の口座から振り込むと。だから個々のものを集めて、これをしい
たけ生産組合の口座っていうものがあって、そこに集めてそこから培養に振り込むとい
うことですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

休憩いたします。

午前10時23分 休 憩

.....
午前10時24分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

森田町長。

○町長（森田新一郎君） 先ほど答弁した内容部分を少し訂正させていただきたいと思います。

芹田議員ご指摘のとおり、この売買基本契約書を見ますと、農協は峰浜培養が請求をするしいたけ農家の商品代金について、峰浜菌床しいたけ生産組合の口座から振り込み業務を行うというふうな形で条文ちゃんと書いてありますので、ここの部分については私聞いた部分とちょっと違うんですが、このとおり書いてますので、そこの部分は私の勘違いで訂正させていただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。6番芹田正嗣君。

○6番（芹田正嗣君） いずれ今町長が答弁したとおりだと思うんです。まあ書いてるのもそう書いてますから。ただ、生産者が全然そこを理解してないとか分からないっていうんですよね。だから生産者には説明を実際にしてるのか。ただ契約書の時に判を押してもらったかもしれませんが、内容というのは説明してないんじゃないですか。これはやっぱり契約者の甲、一番の部分が培養ですから、やっぱりその金の取られ方も含めて、引かれ方も含めて、やっぱりきちっとやっぱり納得してもらいたいんじゃないですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） この売買基本契約書を見ますと、これ全て印刷されてるわけじゃないので、名前書く欄は実筆という形になっていますから、当然その契約書を結ぶ相手方とそう説明した上で結ばれてるというふうな形で考えるのが普通だと思います。で、全くこう何も内容知らないで自分の名前を書くっていうことはなかなかないことかと思えますので、まあその辺は私も峰浜培養の方の幹部職員の方にきちっと今日のお話伝えますけれども、契約結ぶ段階で実筆だと思いますので、内容部分についてはその際に説明を受けているものというふうに理解するのが普通だと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。6番芹田正嗣君。

○6番（芹田正嗣君） おっしゃるとおりなんですけれども、現実的にはこの人も実筆で書いてます。でも、この人に限らず、ほとんどが内容は分からないって言ってるんですよ。どういう意味でそういう契約書になってるか分からないって言ってますから、やっぱり契約を結ぶ段階では双方が理解できるような形できちっと話し合っ、実筆で書いてもらって判子押してもらった方がよろしいんじゃないですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） もし何も内容分からないままに、今回それこそ先ほどの答弁でもお答えいたしましたけれども、いわゆるルールが大きく変わったっていう最初のスタートの時ですので、まあそこに合わせるような格好でこういう契約書を、基本契約書を結んだと思いますので、その辺はこう会社の幹部職員の方にきちっと今お話のあったようなことがないように、丁寧な説明をしながらこうやっていくように指導します。

それと、やっぱり峰浜培養の一番の目的は、しいたけ農家があってこそその峰浜培養にありますので、良質で安価なホダをいかにして提供していくかが大きな使命ですので、その部分については一切全社員も同じような気持ちで取り組んでおりますので、今言われてるようなそういう問題があれば、いつでもいろんな面をお話しただければ私の方で指導させていただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。6番芹田正嗣君。

○6番（芹田正嗣君） 昨日ですね、その一人の方とお会いしたんですけど、一人の方、はっきりいってもうリタイアした人ですね。リタイアというよりもホダを売らないと言われたと。ホダを売ってもらえなければそれは作れないわけですから、で、それが実際の売買は培養と生産者のはずなのに、培養から言われたわけでもない。農協から言われてるわけですよ。「もうおまえんところにはホダやれない」と。ホダがもらえないものは作れないからということで、で、ハウスを貸してくれと、うちの方で管理するからと。予定してる人、ハウス分あるわけですから、作ってるものがね。ということの中で、実際は甲乙、生産者、それから培養が直接取引のはずなのに、農協が現実的におまえに売らないを判断してると。それがまず一つの現実。結果的には間に合っていないからということのようですが、それでここにね給与台帳があります。これは私の仲間が平成26年から平成29年10月、去年の10月までですが、アルバイト、使ってるアルバイトの給料をきっちりつけてくれと。で、それはなぜかという、農協が全部売り上げから何か握ってて、バイト代も払えないと。で、結果として払えなければしいたけは収穫できないわけですから、じゃあきちっとかかったその人工だけをきっちりしてそれを出せと。そうすれば人工代だけはやると。実際は、しいたけ作るためにはやっぱり電気もかかるし、様々な経費がかかるんですけども、まずその人工代だけはやると、頼んだ人工代だけはやるということでお金が自由になってなかったという事実です。で、昨日も聞いたんですけども、そういう人がほかにもいたみたいだという話。だから現実的に今現在

もそういうふうに農協に管理されてる人もいるのか。もしそうだとすれば、やっぱりなぜそういう管理をされなければならないのか、しなきゃならないのか。少なくとも生産者には優しいような栽培の方法をとっているとは思えないところもあるんですけども、そこはやっぱり農協といろいろと打ち合わせをした方がよろしいんじゃないでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 過去の部分についてはまあちょっと聞いてみないと分かりませんが、現在辞められる方の話は私も伺っております。で、まあこの方とそのJAと峰浜培養いろいろお話し合いをして、そして最終的にこの方もまあいわゆる摘み取ってくれる人がいないというふうなそういうところもあって、そして最後には、この人もこのハウスで一緒に働くというふうなところまでなったということは聞いております。ただ、今芹田議員言われた部分で私が知らなかった部分多々ありますので、その辺はJAの方の、取締役の中にJAの人も入ってますし、今の常務もJA出身者でありますので、その辺はよく聞いてみたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。6番芹田正嗣君。

○6番（芹田正嗣君） 私が本人から聞いたのはちょっと違うところもありますけれども、いずれその辺はいずれ生産者を守っていくようなそういう生産体制をつくってあげた方がいいんじゃないかと思います。

それですね、もう一つ伺いたいのは、今回運営資金を借入れをしたということですけれども、これについては八峰町が手助けをするというような選択肢もあったんですか。全くなくてももう初めから金融機関から借りると、そういうことだったんですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今回の支払いの仕組みが変わる部分において、入金されるお金の入ってくる時期が約4か月後になるということが分かっていますので、その部分で年間のシュミレーションをして、そしてその支払いに困る時期、資金繰りに困る時期もあるというふうなことが見通せておりましたので、株主総会の中の資料をお持ちのようですのでその中でも1億円まで借りることができるというふうなそういう部分もあると思いますので、まあそういう部分もあって初めから町の方が支援するという話ではなく、峰浜培養の部分でお金を借りる、お金を借りるといってもちょっと通常の借り方とちょっと違うんですが、キャッシュカードで赤なっても使えるキャッシュカード、そういうふうな形の制度があるってということなので、そういうふうな借入れの仕方をしておりま

す。必要があればマイナスなっても後でこうプラスになればいいというふうなそういう金融商品があるみたいですので、そういうお金を借り方をしています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。6番芹田正嗣君。

○6番（芹田正嗣君） 総合資金計画からいけば年度末で8,000万円の未収が出ると。それは85日が待たなきゃならないのが順繰り順繰り回ってるわけですから、計算すればややそれに近い数字が出るので、逆に言えば常にまず未収が8,000万円も発生をするということですよ。ちょっと待ってください。もうちょっとあるんです、すいません。それで、まあそのための最初の手当てをしたということなんでしょうけども、基本的にやっぱり運転資金じゃないですか。で、私今ここに手元にね、ちょっと森田さんの時ではありません。平成25年の全協にかかった資料なんですけれども、峰浜培養を再開していかなきゃ駄目だと。一旦休んだりしましたので、それについての経過報告なんです。で、ここには運転資金として8,500万円を12月議会で決めてもらって良かったって書いてあるんですよ。だからそういう簡単にそういうものが簡単に貸せるのであれば、今回だって逆に1回目を貸せばあといいだけの話ですから、あと順繰り順繰り回るわけですから、そうしても良かったんじゃないかなと思いますけど、この時は町で出して、で、今は町では出さない。そのカードだけのあれでもないと思うんですが、この貸した時のあれはどういう経緯があるんでしょう。森田さんのやった時ではないのであれですけども。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） その貸付金の部分については平成25年とおっしゃいましたので、3.11のこう大津波来た時のホダの部分が変わらざるを得なくて経営的に大変ピンチになった、まあそういう時期だと思います。それも私、その時、その全協もいけませんし分かりませんが、ただ今のお話を伺っていきますと、その8,500万円を町の議会の議決を経た上で、こう大変な状況だったんだということを踏まえて議決して峰浜培養に貸したというふうに理解しております。今回の場合とはまるで状況が違うんじゃないかと思っております。その辺は私もよく分からないところがあるのであれですけど。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。

○6番（芹田正嗣君） あります。ちょっと待ってください。

○議長（門脇直樹君） 6番芹田正嗣君。

○6番（芹田正嗣君） この話が、実質この借り入れをする前からの話があったんですね、はっきり言って。役場で貸すんだと。話っていうのはどっから漏れるか分かりませんけ

ども漏れるもんでしょうね。で、私が、この時はね非常にいろいろと、ある意味慌ただしい年だったんです。休んだり、それから再開をしたりで。それで今はカネボウ系、いわゆるジャパンアグリテックの菌を使ってるんですが、その少し前までは実際は北研を使うということだったんですよ。もうメインがもう北研になってて、ただ北研の工場改築しなきゃ駄目だと。ところがその予算がもう4億円という数字が出てきて、それでこれではとても駄目だなということで、で、やっぱり別途探さなきゃ駄目だと、種菌をです。で、その時にカネボウが駄目でやめて別に行くということで、北研と森産が候補になって、で、なおかつその中の北研が最有力だったんですけども、それがまあ4億円もかかるんじゃないということで、その時にたまたまカネボウの方から、アグリジャパンの方からですね、うちの方でも散水式から浸水式のものに変わったということで、クオリティというのが岐阜にあるんですよ。この時に加藤町長と米森組合長と、私がたまたま部会長だったので3人で見に行っただけですよ。でもその時にこの話が出てた。出てたんです。で、私は、ああそう簡単に町の金が出るもんだらうかなと思ったんですけども、この後の出資の方にもちょっと触れる部分があるんですけども、その出資のことも含めても話が出てた。だから金融機関に相談も何にもしないでもまっすぐに困ってるから町で出すという方向に進んだのか。それから、困ってるってば町はそういう第三セクターであろうとも民間の部分に簡単に金貸せるものなのか。で、これ貸してますので、これをいつ返してもらったんですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 民間に簡単に、その例えば芹田議員とそれから組合長と町長が3人そういう話すれば簡単に民間にお金を貸せるのかっていえば、それはそのために議会があるわけでありますから、そこできちっとチェックして必要なか必要でないのか、そういう部分がチェックされた結果で今回はやむを得ないという形の議決されたんでないかと思います。ただ、そこの部分の、私その時いませんで分かりませんが、仕組みとすればお金を民間に、第三セクターに貸す場合であっても議決するので、お金を貸すんで、まあいわゆる貸す場合も議決されますから、それが融資、資本にするという部分についてもこれも議決されたかと思うので、勝手に町がそういうふうな形で貸付したものを資本に回すというふうなそういうことはできないかと思います。

○議長（門脇直樹君） 町長、いつ返してもらった。

休憩いたします。

午前10時43分 休 憩

.....

午前10時45分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

森田町長。

○町長（森田新一郎君） 平成27年の12月に返還をしていただいて、そして、違うな。ちょっとお待ちください。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午前10時45分 休 憩

.....

午前10時47分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

森田町長。

○町長（森田新一郎君） 平成27年の11月にお金を返していただいて、同じ時に出資、そういう形になっています。いずれもそういう形の、返してもらった部分は議決ないですけども、出資する際にはそういう説明はあったと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。6番芹田正嗣君。

○6番（芹田正嗣君） この問題はこれでやめますけれども、今のは逆じゃないですか。出資をして、それから返してもらったんじゃないですか。答えはまだいいです。これは最初に私聞いた話が、もう役場から8,000万円、その当時はね8,000万円ないと12月は越せないという話だったんですよ。それで私らも、ただその後確認しなかったのどうしたのかなと思ってたら、今のこういうものが出てきて8,500万円を12月議会で議決したと。それと、その時補助金も1,500万円ついていったということなんですが、その私が話聞いた時から、それを、当時の話ですよ、過疎債で出資をしてね、その出資をした金で役場が貸してるその借りる予定の8,000万円を返すんだというような話でしたので、町長の答弁がそれだつてばそれでいいんですけども、いずれにしても初めから出資金を当てにした、また予定をした、そういう中での意外と簡単にやりとりをしたんじゃないかと、こう思ってるわけです。

それで、まずこれはこれでやめます。これ、残時間がこれですよ、12分ですよ。

○議長（門脇直樹君） そうです。

○6番（芹田正嗣君） それでね、まずきっちりと培養を運営していくというものの中でどうして触れておきたいことが一つあります。これは監査の意見書であります。この年の、この平成24年の、これそのまま読みます。平成24年の4月1日から平成25年2月途中までの第16期（平成24年度）における取締役の業務の状況及び会社の財産状況等を監査するため、平成25年2月14日に当局から提出された決算途中の関係書類及びその報告の内容について監査をしたと。2月14日、それから2月15日がおのおの一日中、2月22日と2月25日は半日ずつ監査をしたと。ところがこの監査委員によれば、提出された書類に不足不備があるので、その関係するものを提出を求めたと。しかし、出納簿がない、借り入れ台帳もない等々で全然監査にならなかったということで、当局には、当局っていかその培養の方にですけども、会計担当者や工場長等が代わっているのにその引継書もなければ、これはもう目と耳を疑うようなものだ。結果として、このたびの中間監査や中間監査をやらないにも等しいことになってしまったと。執行部には会社経営の猛省を促して報告としますということで、これをまだ内容証明で送ったわけですよ。で、本人は内容証明が届いてるかとか培養に聞きにいったけれども、「知らない」と言われて、当時役場にも足を運んだと。でも役場でも分からないんでしょうから、どっかで聞いたんでしょうから分からないという話であったということでもあります。ただどうしてもやっぱり納得いかないんで、今年になって郵便局に持って見せてくれと、俺確か出してるはずだと。そうしたら、5年経つと、5年までは簡単に見せられるんだそうですよ、当事者にはね。ところが5年経ってるので、もう3月過ぎてるので、これ5月に行ったわけですけども、特殊な、特殊なというか特別な手続をすれば見れるんだそうですが、仙台の方に物行ってるので今すぐには見れないということでした。で、私もその話を聞いたので局に確認したんですけども、確かにあったと。ただ今言ったように5年過ぎてるので、また別の手続しないと見せられませんということですけども、こういうことがあっていいもんでしょうかと思っただけ。この後にでもちょっと確認をしてみるというお気持ちはありませんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 少なくとも第三セクター、町の税金も入っての組織であります。今お話になった部分は耳を疑うような、まあそういう気持ちであります。過去の部分をこう調べるとか調べないとかそういう問題以上に、今後そういう疑念が持たれるようなそういう会社にならないよう、まあ私も社長としての立場もありますので、そういう形

がないような形をしっかりと、今現在はまあ私に毎月上がってくる書類も見ておりますけれども、そういうことはないと思いますが、今お話になったようなことは今後ないように徹底したいと思います。あっちゃいけない事だと思います。ただ過去の部分については、その部分が今さらそこまで調べてどうするのかという部分は、私は今現在はそこを掘り下げるつもりはありません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。6番芹田正嗣君。

○6番（芹田正嗣君） 仙台まで問い合わせをしていくのは大変だと思いますけれども、ただ、今のですね常務は4月に来たばかりですので、何にも分からないと思います。ただ、内容証明で、もう局が間違いなく送ったって言ってますから、どっかに見ないままとか、もうそれから見ても分からない振りしたのか別にして、どっかに入ってる可能性もあるので、せめて培養だけは聞いてみた方がいいんじゃないですか。もう一回見てみれとか。例えば金庫を見てみれとか、書類棚を見てみれとか、それを聞いたみた方がいいんじゃないですか。もしかすれば出てくるんじゃないですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 聞いてみる部分はそれは簡単にできますけれども、現実にごう平成24年、平成25年のお話の部分で、まあ引き継ぎあるなしにかかわらずそういう重要な問題があったとなれば、当然新しい体制にその部分の話はあるはずでありますから、まあ聞いてはみますけれども現実問題としてボツと出てくるようなものではないかとは思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。6番芹田正嗣君。

○6番（芹田正嗣君） もう一つお聞きしますけれども、取締役、それから監査は、培養では登記事項ですよ。登記してるでしょう、今は。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） はい、登記してます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。6番芹田正嗣君。

○6番（芹田正嗣君） その年の平成25年の春だと思ったんですけれども、常務が退任をするということで私のところに挨拶に来ました。その時に言った言葉が、今話をした監査が登記になってなかったと。それで、前の人そのまま生きてたと。逆に言えば、登記になってないその人にまず途中の監査をさせたということなんですけれども、結局退任をしたので、その登記になってない、正式になってない方、それから前の方、いわゆ

る退任、今の培養は退職金あるはずです、期間が短くても短いなりに。結果的には監査には2人分を払ったという感じの話をしてたんですが、そういうところもやっぱり気をつけて、やっぱり登記しなきゃならないものはする、外すものは外す、きっちりやっていった方がいいと思いますけれども。いずれそのような報告でした、私に。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まあ今お話になった部分も含めて先ほど来のいろんなご指摘ですけれども、まあ自分の今まで歩いてきたそういう職場等から見ると信じられないようなそういう現象ばかりです。したがって、今現在の監査役2人おりますけれども、監査役の資格のない人が監査した監査が総会に出されるというのは、これは明らかにおかしい話ですから、まあいわゆる過去の部分は私よく分かりませんが、実際問題としてそういう形がこの部分についてはまあ許されない形だと思いますから、しっかり経営をしていきたいと思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。6番芹田正嗣君。

○6番（芹田正嗣君） 結果としては、その登記になってなかった人の監査が通ったわけではないんです。その人がその監査、正式な監査が5月の27日ですので、その前に辞任をされて、結果的に別の人がなったんです。ですから、その人が、後の人が監査したものが役員会にかかっていますので、それはそれで私も見てみますけども異議なしの形で何もないということの感じで通ってるんですけれども、で、たまたまこれがまたね運がいいのか悪いのか、その27日の夜、私能代にいたんですけれども、その新しくなった人、私分かんなかったんですけども代わったっていうのが、新しくなった人と常務が飯食いにきたんですよ。ちょうど私とばったり会って、「どうした」ったら「今、監査終わりました」と。「それで飲みに来ました」という話だったんですけれども、いずれ今までの監査ははつきりいってもう形だけの監査になってますから、きっちりとやっぱり町でもやっぱり93も4ものパーセント持ってる出資者ですので、監査も含めてもう少ししっかりしていった方がいいんじゃないかと思っています。

で、時間もなくなってきましたけれども、こういうものは、いわゆる総会資料というのは、定時株主総会のこの資料というものは誰が作ったんですか。これ農協でやってるんじゃないですか。役場の方、相談受けてこれにひとつ関わってるとかっていうのはないんじゃないですか、実際は。ただできてるものをもらってるだけじゃないですか。これ全て農協がやってると思ってるんですが。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 農協じゃなく峰浜培養で、常務含め職員がいますので、そこで作っているものと思ってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。6番芹田正嗣君。

○6番（芹田正嗣君） ええ、分かりました。ちょっと時間がなくなってきましたので、もう一つの出資金等については今日は質問しません。これで終わります。

○議長（門脇直樹君） これで6番議員の一般質問を終わります。

次に、5分間休憩いたします。

午前11時01分 休 憩

.....

午前11時05分 再 開

○議長（門脇直樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、7番議員の一般質問を許します。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 通告に従い、一般質問を行います。大きく3点について質問をいたします。

大きな1点目として、当町庁舎並びに管外施設において障がい者雇用の推進をについて質問をいたします。

国の中央省庁、地方自治体は、障がい者雇用の雇用率の水増し、偽装問題が起きています。魁新聞では、秋田県でも行われていたと報じています。地方自治体の目標は2.3%に定められていますが、八峰町の場合クリアしていますか。

また、日本年金機構は障害者年金を2017年4月一本化してから、1,010人の年金打ち切りが行われました。その後、運動があったり国会質問で改善はされましたが、当町でも当該者がいたのではないのでしょうか。精神障がい者は全国200万人いると言われていています。障がい者が短時間それぞれ見合った仕事ができるよう、公共施設で雇用することを提案します。考えをお聞かせください。

2点目は、八峰町は90%、山々が占めています。自然の恩恵を受けて生活しています。今、山はどうなっているのか。ナラ枯れと砂防ダムについて伺います。

山々が赤茶けていき広がっていくことに、町民は大変不安に思っています。今年の北羽新報では、このことを取り上げました。最近も一面に大きくこれが取り上げて載っておりまして。八峰町のナラ枯れについて載ってましたけれども、八峰町だけどうしてこ

んなに広がったのか、何か問題があったのではないか、このことを町の考えをお聞かせください。

次に、砂防ダムについて伺います。

本館の用水路に突然鉄砲水であふれ出し、折れた枝とごみと泥があふれ、大変なことになりました。民家に被害を与えました。原因は砂防ダムの老化と言われましたが、詳しいことは県の方からどのような報告を受けているのでしょうか。当町には砂防ダムがどのくらいあり、経過年数、危険箇所の調べは行っているかお聞かせください。今後の対策はどのように考えているのでしょうか。

3点目は、安全な道路と交通対策について伺います。

通告では細かく分けてましたけれども、併せて4項目について伺います。

1項目目は、八峰町の地域公共交通会議について伺います。

要綱を見ると、町民が参加できます。委員に住民の代表、利用者の代表が記されています。是非複数の委員を選出していただき、町民の声を反映させてください。そのためには公募して、話し合った内容を公表してほしいものだと思います。このことは住民が大変関心を持っているところです。

2点目は、道路の安全について伺います。

危険な交差点と除雪車が公道に雪を積み上げる危険について伺います。雪が降ってからでは遅いので、今伺います。

樺の交差点は非常に危険なところだと常々思いながら運転をしています。交差点の中に縁石もガードレールもない中、通学路として八森小学校の児童が通っています。国道へ入る児童の姿を、事故が起きないかハラハラしながら見送るとい保護者の声がありました。県外ナンバーの車は信号が赤になると停車位置が分からず、旧八中生が利用した歩道の前で止まり、渋滞する光景を何度も見えています。また、社協が八中跡に移転してからは、社協を利用する人たちがJRの遮断機が下りないかどうか心配で、あそこを渡るのが非常に怖いというこういう声もあります。まず、この交差点の交通安全対策が必要ではないかということについて伺います。

そんな危険な交差点の中、国道と県道にまたがって除雪車が、雪捨て場がないからと積み上げていきます。大変危険です。また、役場から下がった国道にも除雪した塊が積み上げられていました。除雪車の規則を作り、公道に積み上げることを禁止してほしいものです。そのために、規則を守る業者に委託契約をすることを考えないでしょうか。

3項目目は、危険なブロック塀について補助をしないかどうか伺います。

通学路のブロック塀が災害で倒れ、児童が下敷きになった痛ましい事故が起きたことから、全国で調査が始まりました。当町では結果はどうだったのでしょうか。通学路に危険なブロック塀があります。狭隘なところにもよくあります。日中、手押し車で歩く高齢者には危険だと思います。低く壊してるところもありますが、全国ではブロック塀からフェンスに変えるなど、直す際、補助をしているところがあります。そのようなことを考えないでしょうか。

4項目目は、中浜から立石の日和見橋までの浜道路が大きく緩いカーブになって、2車線できる広い道路ですけれども、センターラインがありません。真ん中をスピードを上げて走る車が多い、危険であるという声が寄せられています。追い越し禁止車線か白線を引く考えはないか伺います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
森田町長。

○町長（森田新一郎君） 見上政子議員の質問にお答えいたします。

はじめに、「障がい者雇用の推進を」のうち、「中央官庁や地方自治体でも障がい者雇用の水増しが問題になっている。地方自治体の障害者雇用率は2.3%を目標としているが、当町の実態はどのようになっているか」についてですが、地方自治体に求められる障がい者の法定雇用率は、平成30年4月1日から、これまでの2.3%から2.5%に改正されており、この法定雇用率から求められる当町の雇用者数は、2名以上となります。

当町職員の雇用状況につきましては、平成26年度までは法定雇用者数をクリアしておりましたが、平成27年度からは1名のみの雇用となり、この方も昨年度で退職されたことから、現在は障がい者の雇用者なしという状況となっております。

次に、「2017年4月より、障害基礎年金の認定審査が都道府県から国に一元化された結果、全国で1,010人が障害者年金を打ち切られた。県が認定している障害者手帳が1級であっても2級に下げられる事例もあり、結果、年金が年間96万円から76万円に下げられて生活に不安を抱いている方もいると聞き及んでいるが、当町にもこのような事例に該当される方がいるのではないか」についてであります。見上議員ご指摘のとおり、障害基礎年金の認定審査については、日本年金機構の都道府県ごとの事務センターから機構本部の障害年金センターに集約されております。

これに伴い、集約前に行われた認定と集約後に行われた再認定の結果が異なり、障がいの状態が従前と同じであっても障がい等級に該当しなくなったケースもあったことから、国においては、障がいの状態が従前と変わらない場合は集約前の等級判断を行うこととし、例えば支給停止したものについても、支給停止した月分から支払うようになっております。また、障害者手帳の等級と障害年金の等級については同じではなく、障害年金については、あくまでも、病気やけがによって生活や仕事などがどのくらい制限されるかなど就労能力の程度によって決定されますので、ご指摘のケースの可能性はあるものと思います。

ただ、障害年金については、障がい状態を確認する診断書が町を經由して障害年金センターに進達されるものの、認定結果については日本年金機構から直接本人に通知されますので、町としては把握することができないというのが現状であります。

次に、「減額分を補填するためにも、障がい者に合った短時間の作業を紹介して町が雇用する考えはないか」とのご意見についてであります。町では正職員や臨時職員を募集する際に障がいの有無を申し込み要件にしておりませんが、申し込まれる側の方々が、障がいがあれば町には雇用してもらえないというイメージを持っていることも考えられますので、今後は、秋田県能代山本障害者就業・生活支援センターや関係機関等からご意見を伺いながら、障がい者雇用に努めてまいりたいと考えております。

先ほどの当町の障がい者雇用の実態でも申し述べましたとおり、本町においては法定雇用者数をクリアする必要がありますので、今後、採用に努めてまいります。

次に、「全町面積90%近い山の事情について」であります。

はじめに、「全町のナラ枯れの実態をどのように把握しているのか」ですが、町では平成27年度に、滝の間と本館地区で初めて31本のナラ枯れが確認され、その後被害はさらに拡大し、平成28年度は229本のナラ枯れが確認されました。平成28年度は能代市と三種町で、翌29年度は藤里町でも初めてナラ枯れが確認され、能代山本1市3町で被害が急速に拡大していることから、山本地域振興局と連携し、平成29年9月に現地調査を行うとともに、県がヘリを飛ばして写真撮影し調査したところ、管内では4,531本の被害が確認され、うち八峰町は4,246本、能代市は156本、三種町は128本、藤里町は1本の被害状となっております。山本地域振興局では、今年度も被害状況について調査するとしており、年内には調査結果が出るものと思われま。

ナラ枯れの被害木について、町では、国や県の補助事業を活用し、伐倒・くん蒸処理

や薬剤の樹幹注入を試験的に行うなど対応してきましたが、被害本数が余りにも多いことや、道路もなく機械が入れない場所、急斜面で作業的に危険な場所などが多いこともあって、残念ながら駆除できるのは限定的というのが現状であります。町といたしましては、道路沿いの景観に配慮したものをはじめ、補助対象となる被害木について、今年度も国や県の補助事業を活用し、本館地区と御所の台地区で春駆除を実施したほか、年内には滝の間地区と御所の台地区で秋駆除を行うこととしております。

一方、町では、県と協働で実施している「おがる八峰しいたけプロジェクト事業」の中で、地元ナラ材を使用した、しいたけの菌床ブロックの製造・栽培の実証試験を行っております。平成29年度に行った試験では、現在県外から購入している従来品と比較しても、収穫量及び品質ともに問題ないとの結果が出ております。さらに、町内の広葉樹の資源量は平成28年度に調査済みであり、ナラの資源量は十分あるという結果も出ております。この実証試験を成功に導くことができれば、ナラ枯れ対策はもとより、菌床しいたけ栽培のコスト低減や地元資源の有効活用など、一石三鳥の効果が見込めるものと期待しているところであります。

ナラ枯れ対策については、今後とも国や県の補助事業を活用しながら防除や駆除に努めるとともに、虫が繁殖する前の若い段階での間伐促進を図り、林業者の所得向上に繋げてまいります。

次に、「砂防ダムは全町でどのくらいあるのか。安全なはずの砂防ダムが老朽化して危険になっていないか」についてであります。

今回本館地区で発生しました土砂流出については、行政報告でお話ししたとおりであります。堰堤の埋設されている基礎部分の土砂が長年にわたり堰堤上部から流された沢水によって削り取られ、そこに圧力がかかり、堰堤の底の部分から土砂が流出したものであると思われま。

県に確認したところ、町内には砂防及び治山堰堤が375か所あり、砂防堰堤については必要に応じて随時、治山堰堤については5年ないし10年に1回の頻度で、目視または点検機器により施設本体の損傷・変形・部材の腐食等について現地調査しているとのことでありま。

今回土砂が流出した治山堰堤は、平成28年度に点検しており、堰堤の底の一部露出した状態であることは確認していたものの、経過観察中の堰堤とのことでありま。

町としては、今後も定期的に現地調査を実施することや、このような事故が起こらないような対応について県に要望してまいります。

次に、「安全な道路と交通対策を」のご質問にお答えいたします。

「八峰町地域公共交通会議の委員は公募して内容の公開をする考えはないか」というご質問であります。地域公共交通会議は、地域の実情に応じた適切な旅客運送サービス等について協議する会議であります。設置要綱により、構成メンバーはバス事業者やタクシー事業者をはじめ、東北運輸局、県及び警察に加え、住民及び利用者の代表などとなっております。

町といたしましては、住民及び利用者の代表となるのは、現在の地域公共交通に不便を感じている方々の要望等を吸い上げて代弁してくださる方がふさわしいと考えており、これまでも地域の実情に詳しい自治会長や交通事情に詳しい委員をお願いしておりますので、今後も要綱に基づいた対応をしてまいりたいと考えております。

なお、地域公共交通会議の公開については、既に報道機関に公開しており、実施済みと考えております。

次に、「冬期間除雪を委託する際、国道の交差点に除雪した雪を積み上げないなど、安全な道路を確保する業者に委託を」についてお答えします。

はじめに、「椿の交差点の真ん中に雪を積み上げることは非常に危険なことであると考えないか」とのご質問ですが、国道101号と県道椿台小入川線が交わる椿台交差点は、変則的なY字路となっており、冬期間に限らず危険性の高い場所と認識しております。加えて、冬期間は国道と県道を除雪した雪の堆積場所となっており、降雪量の多い時には見通しが悪く、危険性が増す状況にあります。

この件につきましては、国道及び県道の管理者であります山本地域振興局へ以前より対策を講じていただくよう要望をしてまいりましたが、この交差点中央部のほかに雪の堆積スペースがないことから、排雪作業を適宜に行うことで対応しているのが現状となっております。しかしながら、見上議員ご指摘のとおり危険性が高い場所と認識しておりますので、今後とも山本地域振興局に要望をしてまいります。

また、町が管理する町道の交差点などにおいても、道幅が狭く雪を堆積する場所がないということで交差点等へ雪を堆積しているところがありますが、これらにつきましては、委託する業者に交差点等へ置かないよう指導するほか、排雪業務を頻繁に行うなど安全性に配慮した対応をしてまいります。

次に、「老朽化したブロック塀からフェンスに改修する費用に町が助成する考えはないか」についてであります。

これまでも、老朽化したブロック塀が何かのきっかけで倒壊し、歩行者が巻き込まれる事故が発生しており、対策の必要性は強く感じております。これは、危険性のあるブロック塀を放置せず、所有者が責任を持って改修できる助成制度を設けるべきとのご提言でありますので、八峰町住まいづくり応援事業のリフォームなどの拡充を含め、検討してまいりたいと考えております。

3点目の「中浜から立石までの海岸道路に白線を引く考えはないか」についてお答えします。

特に交通量の多い道路においては、センターラインや外側線が交通安全の面から重要な役目を果たしております。したがって、町では毎年、道路維持費に外側線等の設置費用を計上し、道路状況や交通量、さらに危険性などを考慮し、計画的にラインを引き直しております。

ご質問の観海浜通線の一部区間は白線がほぼ消えておりますので、来年春にセンターライン及び外側線を設置してまいります。

○議長（門脇直樹君） 7番議員、再質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） まず、1項目の大きな1点目から伺います。

障がい者が、残念ながら八峰町の場合、職員として入ってないということ、これは大変残念なことであります。正式な職員として雇われる方ですので、なかなか障害者手帳を持って採用試験受けるということにもあると思うんですけども、是非この辺はクリアできるように頑張してほしいと思います。

ただ、短時間、精神障がい者が八峰町の場合も大変、30代から50代の人たちが多いのではないかと思います。この年金が下げられたり等級が下げられたっていう方々は、実際、町の方ではチェックしてない、知り得ないことなようですけども、1級から2級に下げられたり、それからやっぱりカットされたという方の声も聞いてます。まあ別の手立てをとってるんですけども、町としてお願いしたいことは、正式な職員として働くのではなく、厚生労働省の方でも出してますけれども、障がい者短時間労働、これができることがあると思うんです。1時間くらいで事務的なこととか、精神障がい者は結構学力も学歴もある方々ですので、ここの点を短時間でできる仕事を考えていただいて、そして難しいんですけども経済的に少しでも自立して、働き方改革を皆さんと一緒に

考えてもらって、障がい者を理解して一人の人格として、そして能力があることをリスクとして、こういう方々も短時間で迎え入れてほしいと思います。町長のお言葉をお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） ただいまの再質問についてお答えいたします。

法定雇用者数をクリアできていないというのは事実でありますので、この辺については先ほどの答弁でも触れましたけれども、能代山本障害者就業・生活センター、このところでいろいろな障がいがある方が地域で働けるように、ハローワークなどの連携しながら取り組んでいるところでありますので、そこの方によく相談しながら、どういう形で採用すればいいのか、その辺も含めて、いずれ法定雇用者数クリアできていませんので、そこの部分クリアに向けて障がい者雇用を頑張りたいと思います。

それから、まあいずれ働き方の部分、正職員、まあ身体障がい者の場合は、こう障がい者であったとしても通常の業務でやっている方々たくさんおられますので、そういう方々は正職員で働いていただいても結構ですし、それから臨時職員で短期間に働ける障がいの方々、まあ精神的な方々とかそういう部分も含めて、これから多様な働き方、障がい者の働き方について、先ほど申しあげましたセンターと相談しながら雇用の場の確保に努めていきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 是非この機会に、今マスコミでも障がい者問題がかなり取り沙汰されております。是非この八峰町でもこの問題について、いまいち考えていただきたいと思います。1項目目はこれでいいです。

○議長（門脇直樹君） 答弁はいりませんか。

○7番（見上政子さん） 答弁いりません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 2点目の山枯れについてと、それから砂防ダムについて伺います。

本当にナラ枯れ問題については、まあ山に詳しくない人たちでも山を眺めれば、何でこんな赤茶けてしまったのか。去年は特にひどかったです。山村広場の前がひどくて、今はもう枯渇してしまってもう枯れてしまっ見えなんでしょうけれども、これがどんどん広がっているっていうのは事実だと思います。で、町長はその対策として、まあ町長

はおられなかったんですけれども、平成27年に31本、これは補助金を使って全部、少しは残してたか取り払ったと思います。そして平成28年は、私も傍聴して聞いてたんですけども、補助金が三種町の方に行ったので補助金がなくなって、平成28年はやらなかった。これが決算書を見ても、ナラ枯れ対策はゼロ円です。そして、この時には229本あったんでしょけどもそのままになって、平成29年頃から爆発的に増えて、平成29年では4,246本、230本を始末したにしてもこれは単なる5%っていうことでもあります。これでは、いくらナラの木かいっぱいあるからといって安心できるものではないと思います。やはりこれは山に、山の手入れができてなかった、山を手入れする人たちに補助金をもっと出して、山の手入れをもっともっとやるべきではなかったかと思います。これについては本当に製材業者を営んでいる方からも危惧されています。山の手入れが全然されていない。山がどんどんおかしくなっていく。これを何とかしてほしいという声もあります。いま一度、そのナラ枯れ対策について、4,246本、町単独でやる考えはないのか。補助金頼みになってないか。その辺について町長の考えお聞かせください。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） ナラ枯れの原因部分については、なぜ急速に近年広がってきたか。これはその中身を見てみますと、年を重ねた老木の方がかかってくるんです。で、その老木にそのカシノナガキクイムシっていう、まあカシナガという虫が繁殖して、それが樹木の伝染病になって広がっていくというのがそういう部分ですので、方法とすれば駆除・伐倒して、くん蒸処理して虫を殺す、そしてあと駆除する、まあそういう、虫が入らないようにするっていうふうなそういう方法なんですけど、先ほども申し上げましたとおり、全てすぐ手が届くようなところではなくて機械が入れないところ、それからもう入れてもいわゆる斜面がきつすぎてとても危険で行けないようなそういうところでも出ておりますので、まあその部分についてはまあやっぱり限定的にならざるを得ないと思います。ただ、道路沿いのやれる部分は国・県の補助を使ってやるんですけど、それ以上にやっぱり昔なぜなく今あるのかというふうなことを考えると、今ある地元ナラ材をどういうふうにして昔みたいに炭として活用するとか、そういうことを考えていかなきゃいけないと思ってます。先ほどの答弁の中に少し盛り込みましたけれども、おがる八峰しいたけプロジェクト事業の中で、今、岩手県から持ってくるホダ木のチップの材料ですけど、それを今度地元のナラ材でやれないか、その部分を県と一緒に今実証試験をやっております。それで平成31年度、来年度にその、これまでの結果は良好ですの

で、来年度にその実証試験の結果が出ます。それを踏まえながら、有効活用していくことでそのナラ枯れを防いでいくというふうな、そういう方向も含めて考えていきたいと思います。ただ、議員ご指摘の町単でそれをやるべきかという部分に関しては、これはやっぱりちょっとあまりにも数が多いのと、先ほど言ったような、なかなかその処理が難しいところに多々ありますので、そこら辺はなかなか難しいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 大変困難であるということはよく分かります。今、町単でやるのは困難であると言われましたけれども、ナラを活用するにあたってやはり山を整備していく、そして入りやすいようにする、そういう山の手入れ、それに雇用もつけて山を整理する、そういう機会をこの機会にやってもらって、そして老木がまだまだ目にして、近辺にももうナラの老木が目に見えます。そういうところには町単独で指導して伐採してほしい、そして補助をするので伐採してほしいということを町の方からお願いしたいと、山の入っていくところが困難なところはねお金かかるからあれですけども、見えるところのナラの木ってというのはやっぱり指導してやってもらいたいと思います。答弁はいりません。

続けていいかな。

○議長（門脇直樹君） はい。

○7番（見上政子さん） 砂防ダムについて伺います。

こんなに多くあるとは私も思いませんでした。もう本当にこれは生活が、本当に1個砂防ダムが崩れれば住民に影響していくっていうことがかなりあるのではないかなと。私たちも砂防ダム見に行くにはちょっとクマが怖くてもう行けませんけども、実際その砂防ダムがどうなってるのか、やはり町でよく点検して、下にいる住民に壊れたら用水路があふれ出してこの前みたいなことがないように、町でもよく点検してもらってほしいと思います。

そこで、この375か所のうちで緊急に住民に危険であると思われるところがありますか、教えてください。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 見上議員言われてるダムの部分、砂防ダムというのは土石流、そういう大きな障がいを防ぐためのダムで、その部分は49か所です。ほとんどが治山ダムです。これは所管が違って農林水産省、林野庁の所管になります。その部分は、

まあ今回壊れたところも砂防ダムでなく治山ダムの方なんですけれども、その部分に関してもやっぱり振興局の方の管轄ですので、それで先ほどの答弁で治山部分については5年ないし10年ですけれども、あっ、治山については5年ないし10年に1回の頻度で目視または点検機器という、まあ全町の能代市1市3町のところ全部回らなきゃいけないのでなかなか大変なんですけど、今回こういう事故が起きましたので、そういう部分は起こさないようにということで強く要望していきたいと思っております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 答弁ありがとうございました。今の点についてはこれで終わりたいと思います。

3点目について伺います。八峰町地域公共交通会議についてですけども、住民の代表として自治会長が参加するということですけども、これも人数が限られてると思うんですね、あれ見れば。15人以上でしたっけか。だからその中にね自治会長がどなたが入るのかちょっと分からないですけども、実際に交通に困ってる大久保岱とか、それから町長は大久保線が廃止になるというふうなことを6月におっしゃいましたけれども、もうそれに伴って石川地区とか本当に困る人たちがたくさんいるんですね。で、やっぱりそこら辺の人たちからの声を聞く、自治会長さんが本当に代弁できるのかどうか非常に不安です。

あとですね、やっぱりこれは今70代、80代の人困ってるのではなくて、50代、60代の人たちが本当にこの町に安心して今後も住めるのかどうなのかっていうところが、大変この公共交通体系について心配しているところでもあります。これを是非15人といわず枠を広げて、自治会長のほかに参加できる人を増やしていただきたいと思いますが、いま一度答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） いずれ今現在、住民及び利用者の代表としては岩館の人と、それから大久保岱の人に入ってもらっております。

で、一つだけ訂正させていただきたいんですけども、6月議会の際に私、大久保岱線が廃止になるっていうことは言っておりませんので、いわゆる県の補助金がこうなくなるかもしれないというお話はしましたけれども、大久保岱線が廃止になるっていうことはお話ししておりませんので、その点は訂正をお願いしたいと思います。

いずれこの部分では、住民だけが集まって話をする場ではなく、利害関係者が一堂

に会してのお話ですので、その部分では今の要綱の中を守りながら、自治会長と、それから交通関係に詳しいそういう方々を住民代表、利用者代表として委員としてやっていければなというふうに思っております。

ただ、住んでる方々がこれから高齢化がさらに進んでいきますので、その方々が安全に生活できるようにするためのそういう交通弱者の足の確保、これについてはものすごく重要だと思っておりますので、それは6月議会でもいろいろお答えしたとおり、循環バスとかそういう部分については今後検討してまいります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 私の聞き違いでした。大変申しわけなく思っております。廃止しないということで喜ばしいことだと思っております。

このことについては、まずなるべく住民の声を聞き入れるような会議にしてほしいということで終わりたいと思います。

2項目目の樁台の交差点ですけれども、町長も危険であるということを確認しておられるようですので、是非この点は何らかの対策を考えてほしいと思います。あそこは大きい交差点の中に子どもが通学路として使ってるんですね。縁石もないし、ガードレールもないし、そこで山のように積み上げられる。向こうの方からは子どもの姿が見えないということもあります。是非このことは、あそこの危険なところを改善してほしいと思います。

それと、看板が見えにくいというか、先ほどもこの文章にも言いましたけれども、県外ナンバーの人はね、あそこをどうやっていけばいいのか非常に迷ってるというのはよく見かけます。昨日も私、青森ナンバーの人が、停止位置が分からなくて交差点の中に入ってきてしまって、下から上がってくるのと衝突しそうになったっていう場面もありました。非常にあそこは危険な場所です。ですので、山本振興局の方からもよく指導していただいて、除雪車が優先ではなくって利用する住民とドライバーの人たちを守るための除雪をしてもらいたいと思います。答弁はいりません。

それで、はい、これで終わります。2項目目を終わります。あっ、だね。もう一つ聞きます。

○議長（門脇直樹君） 続けて質問してください。

○7番（見上政子さん） ごめんなさい、ちょっと私わたわたしてて。時間がないもんだから焦ってます。

ブロック塀についてですけれども、リフォーム拡充を含めて検討していくということですが、この八峰町の中、ほとんど高齢者の方で一人暮らし、見るからにカビが生えて湿っぽいブロック塀というのもあるんですね。今一番危険なのは、それこそ次の人が質問すると思うんですけれども、あの狭いところに立石と横間とこう通る丁字路のところのブロック塀は、あれはもう本当に危険です。早速何かの手立てをとって、町でも助成する施策をとってもらいたいと思います。まあ住宅リフォーム制度もありますので、住宅リフォームを使った人でももう一度これを住宅リフォームのあれに当ててもらおうとかするとか、まあほかの方でやってるのはもう本当に9割を負担するとかで、早めにブロック塀を壊して柵とかフェンスを作るような、こういうふうなことを取り組んでいるところがありますので、この点についてももう一度、ブロック塀のことについて答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） たぶん同じ箇所を、立石のところだと思うんですが、そこは県道になってまして、早速振興局の方に掛け合って、振興局の方では倒れないように応急した形でパイプか何かかな、そういう形で単管でこうやって倒れないような、まあそういう補強工事をしてくれることになってます。

それから、リフォームの部分については、今までは住宅のみという形でしたので、この部分を今活用して、今議員が言われたようなそういうフェンスとかそういう工作物まで拡大できないのか、拡大する場合にどのくらいの財源が必要になるのか、これ詰めなきゃいけませんので、今後その辺を検討してまいりたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 住宅リフォームを使っても25%ですか、安くなるということですが、是非この点はそれに加算して、町の方でも本当に危ないところはその人たちとよく話し合って、ここを通るのは危険なので取り壊してほしいというふうなことを指導していけるようにしていくべきではないかと思います。中には、もうこのブロック塀が問題になってから、椿とかあたりでももう壊してるところがあります。もう低くして、本当によくやってくれたなと思いますけれども、そういうところももう中浜とかもありますので、町の方でもこれに申請するだけでなく、町の方でも力を入れてほしいなと思っております。そういうことで、もう一回、町の方でもう一押し何かできないか、考えをお聞かせください。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今現在リフォームの部分の予算の消化率、全体で3,000万円の当初予算の額でありますけれども、それが今54%になってます。で、かなり頻繁に利用されております。その中にはいろんなメニューを設けておりますが、そのメニューの中に入れることによって、そういう危険なフェンスの部分の改修も進んでいくものとは思いますが。ただ、どうしても補助金ですので補助率というものがあります。今現在3分の1、15%ですので、そういう部分で持ち主の負担が85%ありますから、そういう負担もありますけれども、ただ要望はひっきりなしに出てきてますので、もう一つは空き家の除却事業、この部分についてはもう予算が足りなくて追加したところでもありますので、そういう満額町でやるというふうな形ではなかなか難しいと思います。今の制度の中にそういうメニューを加えながら、こう住んでる方のそういう動向も意見も踏まえながら、今後、充実するのかどうかも含めてこれからは、今現在はこのままでいきたいと思っておりますが、この中にメニューを拡大した形でいけるのかどうか、その部分はやってみてから判断したいと思えます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 住宅リフォーム15%、県の方で10%、県の方ではこのあれば外壁っていうかブロック塀の修復とかそういうことは含まれないんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 最初のスタートは県の、県と町の補助というふうな形でスタートしておりますけれども、現在のところは町単独事業であります。県の方はやめております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 15%っていうことでしたら本当に少ない金額だと思います。直したくとも直せない危険のままで手をこまねている人たちがいないように、住宅リフォーム以外のことでも検討していただきたいと思えます。答弁はいりません。これで終わります。

○議長（門脇直樹君） これで7番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時54分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（門脇直樹君） 午前に引き続き会議を再開いたします。

2番議員の一般質問を許します。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 昼からの大変もやもやした頭の中で質問するのですが、まあ頑張って町の課題を質問したいと思います。議席番号2番、通告に基づき質問をいたします。

はじめに、風力発電について。

町内には既に7基の風車が設置されております。今後、設置中も含め、町内に計画されている数は、陸上で22基、海上で最大数45基とされていますが、多くの町民がその計画を知らされておらず、「自然エネルギーなのだから、まあいっか」という認識ではないかと思うわけです。先日9日に町内で開催された洋上風力発電事業者の説明会には、2会場で参加者8人という少数で、関心の低さを痛感したところであります。将来的に洋上風力も含めて70基もの風車に囲まれる環境、そして景観を受け入れられるのでしょうか。

既に設置されているのに何を今さらですが、改めて各地の風車問題を調べてみると、数十基の大型風車が立ち並ぶ風力発電施設が建設された愛知県の豊橋市、田原市、静岡県東伊豆町、兵庫県南淡路市などでは、風車群が発生する低周波音による住民の健康被害、通称風車病と言うそうですが、が発生しており、体のしびれ、不眠、耳鳴り、頭痛、吐き気、血圧上昇など、多様な自律神経失調症などの症状が問題化しているようであります。低周波、電磁波、震動など、聞こえない、見えない、感じられない影響が知らず知らずのうちに体をむしばむかもしれない恐れが住民の不安なのだと思います。

環境アセスメントは、環境影響評価法に基づき事業者によって進められるものですが、一方で、町としてこの問題に対し無関心でいられるはずがありません。環境アセスメント上で町が果たす役割や立場から何も方針も決めずに進むことは、町民の健康維持に反することなのだと捉えます。特に巨大設備に関しては、主体となる事業者と自治体は、地域住民の意を十分に承知しながら推進しなければならないのであり、時に町や自治会は相反することなく政策の決断や修正を図ることも必要と考えます。町が総合振興計画で推進している地域新エネルギービジョンと観光や環境との政策が恵まれた自然と調和していくという町は、どのように整合させ、関与や判断を行い、将来の町民の元気な暮らし、安全を保とうとするのでしょうか。そこで、既に設置されている風車ですが、改めて町への計画申請の時期や経緯の説明を求めます。

また、環境影響評価準備書の手続で、低周波音等に関する町の意見書は何と記載したのでしょうか。

そして、風車騒音、低周波音によるとされる健康被害を町はどのように認識しているのでしょうか。

事業者が候補地を選定して進める設備ではありますが、候補地近くの自治会住民だけの説明会でよいのでしょうか。広く町内における風力発電計画が町民に周知する必要がないのでしょうか。

自然エネルギーの推進はよいことに思われがちですが、一方で、ダムでは住民移転、河川の水質、太陽光では土地造成による土砂流出など、各地で問題が起こります。風力発電においても様々な問題を把握して、被害が出る前に考えられる対策・対応のため、正確な情報を住民に伝えるため研究会を設置するべきと考えます。

次に、通学路等の安全対策について。

大阪府枚方市では集団登校中の児童6人の列に車が突っ込んだ事故、高槻市ではブロック塀が倒れ下敷きになるなど、通学路での死傷事故が発生しています。2005年のデータでは、小・中学生の登校時に年間6,000人の死傷事故が発生と発表されています。子どもを守るために通学路の危険箇所の改善・防止は最大限行わなければなりません。私自身、昨年、自分は目名瀉の幸和リース前の歩道に乗り上げた事故を目撃しています。立石では今でも通学路に道路側に傾いた民家のコンクリート塀に沿うように通行しており、その光景を目の当たりにしていると非常に危険だと思うわけです。ガードレールの設置や塀の撤去が必要であります。車に対し全く無防備な子どもや高齢者の通学や通行の安全確保のため、総点検をする計画をしているのか。

以上2点、よろしく答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

森田町長。

○町長（森田新一郎君） 山本議員の質問にお答えいたします。

まず、「風力発電事業の計画申請等、町への経緯」というご質問ではありますが、風力発電事業は、経済産業省が所管し、事業に対する認可は大臣が行いますので、町に対し事業計画の届け出義務はありませんが、事業着手前に事業者の担当者が来庁して、事業計画の概要を説明するのが通例となっています。

次に、「環境影響評価準備書の手続で、低周波音等、町の意見は」というご質問であ

りますが、町は、県が作成した意見書案について意見を述べる立場であります。これまでの意見書案には、風車の騒音及び低周波音に関するもののほか、動植物、生態系、風車の影の影響等、多分野にわたり意見が網羅されておりました。

町としては、これら県の意見を是認した上で、環境影響評価を行う過程において、環境影響の予測にあたってはできる限り定量的な手法を用いること、周辺の自然環境の保全に最大限努めること、生活環境への影響に最大限配慮し、関係住民へ十分な説明を行って理解を得ていただくことを、意見として申し上げてきたところです。

次に、「風車騒音・低周波音による健康被害を、町はどのように認識しているか」というご質問であります。環境省が平成28年11月に公表した「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」報告書では、風力発電施設から発生する超低周波音及び低周波音と健康影響について、明らかな関連を示す知見は確認できなかったとしております。また、秋田県においても、また、風力発電施設が多数建設されている三種町においても、これまでのところ、風車騒音や低周波音による健康被害などの相談はなかったと伺っております。

しかしながら、健康被害のような事態は決して起こってはならないものでありますので、町といたしましては、事業者に対し環境影響評価の確実な実施を求めてまいります。

次に、「町内における風力発電施設計画が町民に周知されているのか」というご質問であります。現在、町としては、町民に対して町内における風力発電施設計画を周知しておりませんが、総発電量が7,500キロワットを超えるものは環境影響評価の手続において住民説明会の開催が義務づけられておりますので、関係する住民には、事業者の説明を受ける機会が確保されているものと考えております。

次に、「正確な情報を住民に伝えるため研究会を設置するべき」というご提言であります。風力発電施設を設置するにあたっては、制度上、事業者の責任において関係住民に計画の説明がなされ、正確な情報が伝えられるものと考えております。また、事業者が行う環境影響評価は、国が定めた「発電所に係る環境影響評価の手引」に基づいて行うこととされており、他方、町においては医学的な知見を持ち合わせておりませんので、町が単独でご提言のような研究会を設置することは困難であると考えております。

次の通学路の安全対策につきましては教育長が答弁しますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（門脇直樹君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 山本議員のもう一つの通学路についてのご質問にお答えいたします。

児童生徒が安全に通学できるよう、学校、P T A、教育委員会、道路管理者、警察等の関係機関が連携し、共通認識を持ちながら通学路の安全対策をしていくことは、大変重要なことであると認識しております。

本町におきましては、通学路の安全確保に向けた取り組みを一層効果的・効率的に推進するため、平成27年6月に「八峰町通学路交通安全プログラム」を策定し、通学路における児童生徒の安全確保に努めているところでございます。

プログラムの推進にあたりましては、通学路の安全対策を横断的かつ円滑に推進するため、道路管理者や警察等の交通管理者、児童生徒の通学に直接関わる学校及びP T Aの代表、町の関係部署により、八峰町通学路安全推進会議を組織し、町と関係機関とのより一層の連携強化を図っております。

具体的な取り組みといたしましては、通学路合同点検や通学路現況調査を実施しております。

通学路合同点検は、平成27年に推進会議の委員が実際に通学路を歩いて点検しております。この合同点検では、各関係機関の専門的な立場からご意見をいただき、通学路についての現地での点検結果に基づいた安全対策を検討し、改善を図っているところです。

通学路現況調査につきましては、毎年度、1学期末に各学校が保護者や地域と連携しながら実施し、調査によって把握した危険箇所については情報の共有化を図り、児童生徒に対しての注意喚起を促すとともに、道路管理者や警察及び町の関係部署へ、安全に向けた対策の検討及び改善を依頼しております。

これらの取り組みにより、これまで道路線型の改良、横断歩道の設置、一時停止規制、ガードレールの更新、交通取り締まり等を実施しています。

今後も、このような取り組みを継続するとともに、関係機関や学校、P T Aとの連携を図り、「八峰町通学路交通安全プログラム」に基づいた通学路の安全に資する施策を推進し、児童生徒の通学時におけるより一層の安全確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 2番議員、再質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 風力発電、今、洋上風力が注目されて、一気に陸上の風力も気になるようになったわけですが、これがなければ陸上の今現在ある7基そのものの風

力に関する影響というものも、私自身もあんまり関心がないままに来たかもしれません。ですが、ここに至っては非常に関心のある内容になってしまったので、今、海上、洋上風力に問題視されてるのは、沿岸から1 kmから1.5 kmというふうな距離では不十分だというふうな意見がありながらですね、陸上ではその距離が保たれているのかどうか。車道の問題もありますし、騒音の問題もあるわけですね。そういうふうな心配事があるのにもかかわらず、町ではその情報をはっきり受けてないというふうな言い方、先ほどされてましたけども、本当にその建設の提示が事業者から全くなかったのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。
休憩いたします。

午後 1時19分 休 憩

午後 1時20分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私が来てからは、洋上風力の関係者がご説明に来たものだけあります。それ以外の今立地が終わったところ、それから今陸上で進めてるところの部分については、私は直接まだ説明を受けておりませんが、通例としては始まる前にそういう、いわゆる配慮書を作る前にそういうお話があるものというふうに思っております。

○議長（門脇直樹君） ほかにありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 過ぎた話ですからそういうふうには受け止めておきますが、影響がないという、知見もないということで回答でしたけども、これは各地でそういうふうな話題というか、まあそういうふうな住民の声があるわけです。それを認定はされてないわけでしょうが、それにしてもやっぱり住民とすればやっぱりそれが原因なんだということを主張して争ってるところもあるわけですね。で、そういった中で、八峰町の場合はまだ稼働していないので現実には出てこないとももちろん思いますが、仮にそういうふうな住民が1人でも2人でもこう出てきた場合に、それではやっぱり作らせたのは位置は悪かったんだと、もっと離すべきだったとかですね、若しくは防音対策なりいろんな対策を事前に講じておくべきだったということが後から出てきたんでは、後手に回るわけですね。そのためには、やっぱり十分な予備知識、全国各地でそういうトラブルなってる

わけですから、それを学習してその対応はじゃあこうすればいいんじゃないか、ああすればいいんじゃないかというふうなことをやるべきではないのかなというふうな考えが、その勉強会、まあ研究会というふうなものの発想だわけですよ。別に町がその説明についての詳しいことまでも覚えれということは求めてないわけですが、まあその辺についての考え方をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私も6月議会のやりとりの後、やっぱりそういう環境に配慮すること、それから健康被害がないこと、それから漁業の影響、そういう部分について皆さんと意見交換いたしました。その後自分でも、まあ事例として示されたのが外国の話だったり、自分が行けなかったところを中心だったので、自分の知り得るところでまず県の方の新エネルギーを統括してる中心人物がいますので、その人に聞きに行きました。したら、そこでも県の部分では8つの振興局があるんですが、そこの部分も含めてそういう相談が来ておらないと。それから、三種町、まあ昔、メロンロードと言われたその道路、男鹿の方に行ってみれば分かるとおりに、あともう立錐の余地もないくらい風車が建ってます。その下には福祉施設らしきもの、それから畑、工場、まあすぐ近くにも民家もあります。そういう環境の中において三種町に聞いても、そういう相談はまだないというふうな話が私伺いました。でも、やっぱり健康被害はあってはならない、そういう話ですので、そこの部分については環境アセス法の部分で配慮書、まあこれ環境の方の話ですけど、それから方法書、それから準備書、それから評価表というそういう段階を踏んで、その都度住民説明会等で、それから県から町の方に県が考えてる意見に対する町の意見というふうな形で来ますので、その都度その部分でも、やっぱり県の方に書いてる部分がなくても私の方では健康被害、そういう部分を最優先にしてこうやってほしいという旨の意見書を申し上げてきたところで、決して、いわゆる分からないからこう研究会を設置するとかしないとかそういう部分じゃなく、制度上でそういう形の部分については申し入れていく、そういう手順もありますので、そういう形でやっていければなというふうに思ってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 何か議論がかみ合っていないような感じするんですが、要はですね出る前に、全国でまあやっぱりそれらしい事例があるわけで、そういうふうな事例をいろいろ情報を集めて、そういうふうな事例の報告、若しくはその防音対策なり、例えば

震動対策したかどうかまでは分かりませんが、その対策がした例があるのであればそういうふうな事例、そういうものをやっぱりいろいろ集めて、それを住民にちゃんと説明する必要があるためにそういう研究会が必要なんではないかなということを感じるわけですよ。

それと、その住民という感覚だわけですけども、関係住民というのはどの範囲までを言うのかですね。まあ例えば今回、沼田地区が一番近いようですけども、沼田地区だけの住民説明会になったのか、それとももうちょっと広くの住民になったのか。それ以外に、例えばそれ以外の岩子とかあっちの方の住民はなぜ入らない、知らせてもらえないのか。まあ景観の問題もあるだろうし、イメージの問題もあるだろうし、あまり関係住民というのはどこまでもをまず示してそれをやってきているのか、その辺の2点伺います。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午後 1時27分 休 憩

.....
午後 1時29分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

森田町長。

○町長（森田新一郎君） まず1点目の研究会の部分です。健康被害が出てからでは遅い。だからそういう部分の情報を集めて、それをここではこういうふうな形の部分が出てるといふふうなそういう正確な情報を伝えるための研究会だといふふうなお考えだと思いましたが。ただ、町の部分については、先ほどもお話ししたとおり、環境アセス法の部分の中で県から求められてる意見書を出すというそういう方向でありますので、マイナスになる部分だけを集めた形の研究会つくるといふのは、なかなか町としては難しいんじゃないかなといふふうな形で思ってます。

それから、2点目の関係住民ってどういう方々が関係するのかという、まあ直接はその立地する地域の自治会なんですけれども、これは町の広報でもそういう説明会があるといふふうな情報を流しておりますし、それから関係自治体以外でもその説明会に出ることについては一向に構わないといふふうに思っておりますので、その部分については全部、関心のある人は全部関係住民になるんじゃないかなといふふうに思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 関心のある町民は出ればいいというふうな投げやりな話ですけども、先日の説明会の参加人数8人、八森、ファガスで7人、峰浜1人です。まあ洋上ということの観点もあったと思いますけども、そこには役場の担当職員もいないわけですよ。八峰町の洋上風力に関して町も全く無関心、そういうふうな状況で仮に町民に何か質問された時、何と答えるんですか。町民の意見は、「全く聞いていません」で終わるんですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 洋上風力の部分に関しましては、6月議会でお話ししたとおりの考え方であります。その説明会に職員もいないではないのかという部分と、それから集まる人が少なすぎるのではないのかという部分については、まあそういう説明会がある部分の周知方法、その部分は考えていかなければいけないと思います。職員については、今後の部分、今現在、洋上風力は配慮書の段階、それから陸上風力の方は方法書の段階ですので、この後も段階的にいきますので、そういう部分には職員を出席させるような形にいたしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 町はですね安全・安心を与える必要あるわけですね、町民に。やはり正確な情報、各地の事例もひもといて、こういうふうな例があるけどもこういうふうにやったら治ったら、まあそういうふうな部分、そういうふうなことをやっぱり伝えて町民を安心させる必要があるのではないのでしょうか。既にそういうことを怠ったばかりに由利本荘の方ではいろんなもう反対運動の会まで立ち上がって、先日、昨日の夜でしたか、新聞じゃないテレビに報道されてましたけども、自然エネルギーを推進している町として、これを整合性を図ってて推進しなければならない立場なのに、それを知らんぷりして「あっ、これは事業者側がやってるんだからいい」と、町では「事業者がいいあんべえにやってければ、この町が傷つかないですんなりいくな」というふうな考え方なんではないかなと私は感じるわけですけども、その辺をもう一度、意気込みを聞きたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 無関心でこう推移を見守っているというふうな形ではありません。いわゆる法律に基づいた手順で行われていて、そこに参加する人が少ない、あるいは、まあこう他地区の人はほとんど参加しないとかという部分の問題等、やっぱり法律

に基づいて進められてる事業について、こう町の方で頭の方から入っていくというのは、これはやっぱり予見を持って入ること自体はやっぱりよくないことだと思います。推移を見守っていきながら、で、住民被害がある、あるいは漁業への影響がある、あるいは景観上問題があるというふうなそういう話になってきた時には、県から来た意見書を求める際にその旨をきちんと書く、それが今のルールだと思っています。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） その法律とか国の出してることについて、それ以上のことを言えとは言っていないわけですよ。私が言いたいのは、そういうことがあるよと。でも、国はまあそういう知見もないし、さしたる健康被害というものも認知されてないと。ですから、町としてはそれを信じるしかないというふうなことで説明してやってやればいいわけです。ただ、現実には各地でそういう問題もまたありますよと。で、その時もし仮に八峰町でもそういうふうな話があったら、全力で向かってそれに対して対応していきますというふうな一言が私は欲しいわけですよ。それさえあれば、住民も仮にこれから進んでいく風力発電に対しても、まあもし何かあれば町で対応してけってやるという安心を得ることができるのではないかとということで私は聞いているのでありまして、その辺について最終的にどうなのか、お願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 何度も申し上げますけれども、いわゆる国の報告書、平成28年度の報告書には、風車のその低周波音とかそういう部分と地域住民の健康被害との関連性の知見は見られなかったと、言うなればまずそれがまず一つがあります。で、今、山本議員言われた部分につきましては、先ほど幾つかの地名、話されておりましたので、まあその部分はやっぱりネットで見ただけじゃなくて、現実に行ってやっぱり聞いてきた方が一番早いと思いますので、まあそういう形の部分では、もし今の部分で国も県もそういう低周波音に対する健康被害との関連性はないというのがそういう今の考え方のようにありますけれども、実際にそれがあるといふふうな部分が分かれば、私の部分とすればそういう部分が絶対ないよとというふうな形の意見を申し入れたいと思います。まず一度、ネットだけでなくやっぱりその現地へ見てきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。

○2番（山本優人君） 十分。なし。

- 議長（門脇直樹君） 2問目に対し、再質問ありませんか。2番山本優人君。
- 2番（山本優人君） 先ほどの答弁で点検をしたということではありますが、その点検、まあ平成27年ですか、その時点であそこの塀の問題は出なかったんですか。
- 議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。川尻教育長。
- 教育長（川尻茂樹君） 立石の壁のことだと思いますけども、その時点では出ておりません。
- 議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。
- 2番（山本優人君） 私の記憶違いかどうか分かりませんが、前からブロック塀の危険性は地元のPTAの父母から聞いてあったわけですが、それが的確に伝わっていないことはちょっと残念に思います。それ以外にも、まあその何とか見回りするような委員があそこを見ても何ともなかったということが解せないわけですが、その辺についてもう一回お願いします。
- 議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。川尻教育長。
- 教育長（川尻茂樹君） 総点検の時に限っては、その他あそこの部分以外のところで、例えば横断歩道の設置とか停止線の設置等、対処をまずしております。
- それから、学校で行っている通学路状況調査については、この7月に行われたものについても報告受けておりますが、やはり八森地区の方では特に道路見通しが悪いとか道路が狭いというふうなことの報告は受けております。あそこの部分についても同じようにこう報告受けておまして、それについて対応しているところです。
- 議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。
- 2番（山本優人君） 最後の答弁ちょっと聞こえなかったんですけども、もう一回お願いします。
- 議長（門脇直樹君） 川尻教育長。
- 教育長（川尻茂樹君） その道路が狭いとか見通し悪いところについては報告受けておりますが、これについてはすぐにどうすることもできないということもありますので、これから各課と検討して対応できるようにしていきたいと思っています。
- 議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。
- 2番（山本優人君） 私、教育長に直接伝えましたよね、ここの件。その時初めて分かったということですか。
- 教育次長、学校の方で分かったのはいつですか。分かってないの。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。藤田教育次長。

○教育次長（藤田吉孝君） ただいまの山本議員の質問にお答えいたします。

学校の方で把握したのは、その通報があった後にということでありますので、それまでは把握しておらなかったようであります。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 私が伝えて初めて学校でも把握したということですか。

○議長（門脇直樹君） 藤田教育次長。

○教育次長（藤田吉孝君） 学校の方では、その通報があった後に把握したということですので、その伝えた後ということであります。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） くどすぎるのでやめますが、まあそれは、これは県の、県道なのでなかなか難しいとは思いますが、これはやはり事故起きてからでは、必ず町、県の責任になるわけですね。まあ先ほど見上議員の答弁の中に、何だっけ、パイプで、単管で補強する、そういうふうな工事、これ本当にもつんでしょうか。事故あってからでは遅いわけですよ。で、事故あった時には町の責任、県の責任問われるわけで、そんなことしている前に、まずはもっと県にですね強く働きかけて、その問題の解決をするべきではないのかなというふうに思う。やっぱり実行性、行動力が人を動かすわけで、もうちょっと努力すべきではないのかなと私は思います。併せて、目名湯じゃねえ、あつこの、幸和リースの方の向かいの方の歩道、まああそこも歩道はあるわけですけどもガードレールがない状態で、冬場には結構車が乗り上げて、先日もちょっと酔っ払いではないんですが、ふらふらとした高齢者ドライバーがああ縁石を乗り上げてるのを見たことがありますしね、まああれが通学者の子どもらがいる時に偶然引っかかるような状況あったとすれば、それもまた大変な事故になるわけですよ。まああそこについてもロープ等のガードレールみたいな形でもいいわけですから、あれについての設置もですね併せて県の方に要望してみてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。

休憩いたします。

午後 1時45分 休 憩

午後 1時45分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私の方から。

○8番（菊地 薫君） 退席したから。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午後 1時46分 休 憩

午後 1時47分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

森田町長。

○町長（森田新一郎君） 最後の質問の部分は私の方からお答えいたします。

町道に関わる部分については町の権限でできますから、その部分については迅速な対応を心がけてまいります。で、県道・国道の部分については、山本地域振興局との意見交換する場が、町と振興局だけの場、それから3町と振興局の場、そういう場がありますので、そこに具体的な話として挙げて議論していきたいと思います。是非そういう危険な場所がありましたらいろいろ、私どもも今お話になった部分について、私その場所がすぐ特定できなかつたものですから休憩をお願いして聞いてみたんですが、その部分については何度か地域振興局の方には要望済みであるそうです。ただ、すごく距離が長くてなかなか予算的に難しいとか、それから縁石があるところについてはなかなかそういうガードレールの設置が難しいとかいろいろな形言われているようでありますけれども、その辺も含めて、これからの振興局との意見交換の場いろいろありますから、そこでいろいろな話題を出しながら、その部分にも出していき、あるいは直接また要望に行きながら、危険な箇所をできるだけ少なくするような形で頑張っていきたいと思えます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。

○2番（山本優人君） なし。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問がないようですので、これで2番議員の一般質問を終わります。

次に、11番議員の一般質問を許します。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 議席番号11番、皆川でございます。傍聴者の方には午前中から長時間にわたっての傍聴、大変ご苦勞様でございます。今少しご辛抱のほどをお願いをいたします。

冒頭、北海道の大地震をはじめ、西日本の豪雨災害、台風21号による被害等、相次ぎ自然災害により被災された方々、また、不幸にしてお亡くなりになられた方、心からのお見舞いとお冥福をお祈り申し上げたいと思います。1日も早い復興を願うものであります。

私は、本定例会2点につきまして一般質問を通告いたしておりますので、順次質問してまいります。答弁方よろしくをお願いをします。

今年もまた収穫の時期を迎えようとしております。先般、東北農政局の水稻作柄概況によりますと、作柄は県北、県南、中央とも、もみ数は少なめであるにもかかわらず登熟が良好であるということで、「平年並み」という作況調査が発表され、平年並みの作柄が確保できるという予想になっております。また、先日、全農から平成30年度産米の概算金の目安が発表をされました。昨年より800円高い1万3,100円ということですが、昨年の最終値段から比較いたしますと、これは200円少ない数字であります。この後、天候に左右されることなく、米価が高価で推移して生産払いが追加払いができるよう、期待をします。

さて、八峰町農業の現状を見るに、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の拡大、基盤整備の立ち遅れ、農業所得の減少等、抱える農業課題は山積をしております。国、県を挙げて構造改革を推進し、農業農村の所得向上を図ることにより、若者が希望を持って就農できる環境を整えるため様々な施策が展開をされておりますが、目に見えた結果とはなっておらないのではないかと思います。稲作からの脱却、あるいは複合経営の確立とは言うものの、これも思うに任せないのが現状であると思います。我が町の主産業であります、地場産業であります農業展望を1点目として伺います。

次に、第2点目として、平成28年度に湧出した「八森いさりび温泉」の有効活用について質問いたします。

この事案につきましては、検討委員会を立ち上げ、多くの時間と労力を費やし、本年2月、その報告書がまとまり提出されました。その報告書によりますと、今後はこの報告書を参考に積極的な事業展開が求められております。本年4月、町長選挙で改選あり

ましたが、より多くの政策課題は新年度予算に反映される中、本事業については新町政に委ねられ、引き継がれました。しかし、まだこの計画に対する具体的な考え方や予算が詳しく示されてはおりません。ハタハタ館の赤字経営や白神体験センターの入り込み客の伸び悩み、あるいは湯っこランドの老朽化など、関連する施設との有効手段など、今後の方向性と計画についてお伺いするものであります。よろしく願いをいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 皆川議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「我が町の農業展望について」であります。皆川議員のご指摘のとおり、本町農業従事者は高齢化が進み、後継者不足も深刻かつ厳しい状況に直面していると認識しております。農業従事者の高齢化や後継者不足は、本町に限らず全国的な問題であることから、国では、農業を始めてから経営が安定するまでの最長5年間、年間150万円を給付する「青年就農給付金事業」を平成24年度から実施しており、本町でも同事業を活用して、これまで25名の方々が新規に就農しております。

また、野菜等収益性の高い農産物の生産に取り組む認定農業者等に対して、県補助の「新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業」を活用し、生産調整機械や施設等の導入を支援するほか、狭隘な立地条件である中山間地域を対象とした「元気な中山間農業応援事業」では、地域の特産物等の本作化を図るため、水田の畑地化に必要な基盤整備等を実施して、区画整備や作業道拡幅等を行い、生産基盤の改善を後押しし、地域の担い手への農地集積を支援しております。

さらに、中山間地域で多く見られる耕作放棄地の拡大については、農業委員と農地利用最適化推進委員の皆様と協力しながら、拡大防止の取り組みに努めてまいります。

また、町内で新規就農している若者の個人経営者や法人では、集積した農地で野菜等との複合経営を実践し、成果を出しているところもありますので、このような成功事例を発信しながら、若者の就農意欲を喚起してまいります。

併せて、中央卸売市場での販売量・販売額・販売単価の全国一を目指す秋田のしいたけ販売三冠王の実現と販売額10億円を目指す菌床しいたけ生産者を確保するとともに、生産施設の新設や既存施設の性能向上への支援を行うほか、高齢者や女性就農者がブルーベリー栽培に取り組むための環境づくりなどにも取り組んでまいります。

いずれにいたしましても、皆川議員ご指摘の内容については大きくかつ難しい課題や

問題であると認識しておりますが、町としては、今後、多様な担い手の育成等後継者確保対策や法人化等持続可能な体制づくりを推進するとともに、野菜等高収益作物の生産を促進するなど、土地生産性を高める様々な事業を展開し、本町の基幹作業である農業を魅力ある産業に成長させるため、全力で取り組んでまいります。

次に、新源泉の利活用についてのご質問にお答えいたします。

新源泉の利活用については、平成29年4月より、町の関係課長がメンバーとなる新源泉利活用計画庁内会議を4回開催し、八森いさりび温泉ハタハタ館の充実とともに、広く産業振興や地域振興に繋がる新源泉利活用計画の素案をまとめました。同年7月には、議員懇談会、議会全員協議会においてその素案を説明いたしましたが、その際、議員の皆様からは、計画の範囲や規模が大きすぎるのではないかとか、大きな予算を伴う計画であり、ハタハタ館の温泉施設やあきた白神体験センターなどは別の機会に検討すべきではないかとか、ハード整備よりもハタハタ館の体制強化やソフト面の充実が先ではないかなどのご意見をいただいております。

これを受け、町では、庁内会議において調査・検討した報告書をたたき台として、民間事業者や町議会議員代表、地域おこし団体の代表者等から構成する「新源泉利活用検討委員会」において、さらに検討を深めていただくことといたしました。平成29年8月から、新源泉利活用検討委員会を計4回開催し、ハタハタ館等の温浴施設の充実や温泉熱エネルギーの利活用などについて調査・検討し、具体的には、熱交換機の導入、足湯の新設、トラフグやアワビやエビの養殖、農業ハウス栽培など、幅広い分野に対する提言がされております。さらに、ハタハタ館やあきた白神体験センターや「産直ぶりこ」の連携強化についても提言され、本年2月にその報告書が提出されております。

ご質問の「この計画に対する具体的な考えや予算が示されていない」についてですが、ただいま申し上げましたように、皆川議員ご指摘の報告書については、議員の皆様にも多種多様なご意見があり、また、報告書に盛り込まれている提言についても深いところまで掘り下げて検討しなければ簡単に事業化できない内容がほとんどであり、補正予算にはなじまないものと考えております。

現在のところ、熱交換器は既に設置いたしましたが、これ以外については、温泉熱を利用した養殖や農業ハウス栽培など長期的な視野での検討が必要な提言もあり、新年度予算に提案できるかどうかも含め、今後検討してまいります。

また、「今後の方向性と計画を伺う」についてであります。私は以前から、ハタハ

夕館やあきた白神体験センターをはじめ、「産直ぶりこ」や御所の台ふれあいパーク、オートキャンプ場やあきた白神駅などが集中しているこのエリアは、八峰町を元気にするための大きな拠点になるところだと考えておりました。そのためには、各施設の連携強化などのソフト対策はもとより、新源泉の利活用などハード面の整備が必要であり、今後、議会の皆様との丁寧な意見交換や協議を重ねながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（門脇直樹君） 11番議員、再質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） まず、農業関係についてでございますけれども、町長から縷々細かいところまでご説明をいただきました。そういったいろいろな計画がある中で、やはり生産者からの声も大事でございますけれども、前々から何回もこの点で一般質問した経緯もあるわけでありますが、町が主体を持って調査・研究とか営農指導までやれるような研究機関とかそういうものを立ち上げ、我が町の農業がどうあるべきなのかを検討するような考えはないのか、まず最初お伺いしておきます。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 町単独で、例えば県のような農業普及改良員になれるようなそういう方々を採用して、あるいは農業試験場みたいなそういう果樹試験場のようなものをつくるというのは、これはやっぱりなかなか、この町の予算規模の部分では難しい部分かなというふうな感じは思います。ただ、職員の採用部分については、専門的な技術を持った、農業技術の分かる職員の部分の採用については、これは可能かと思っておりますので、今のお話を受けて、事務職員だけでなく、中にはそういう専門的な技術の分かる職員がいても、これは同じ定数ですのでそういう方向はできると思っております。今のところは、やっぱり県、それから農業試験場、それから果樹試験場、あるいは総合食品研究所とかそういう部分との連携しながら進めていく方法がベターじゃないかなというふうに思ってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 何も県のような立派な農業試験場とかですねそういったものでなくて、関係課の中にそのような専門分野を置いて、今町長がおっしゃったような職員のもとに、営農大学校なり、県立農業大学ですか、ああいった方々とかいろいろな関係者の方々からご指導いただきながら、我が町の農業のあるべき姿を模索していくのもいいのではないかなと。いろいろな品目を町長羅列していただきましたけれども、どれも

これだという核心的なものはないんだろうと思います。よその町村でいろいろな作物をやりながら、今、メガ団地とかサテライト団地とかまあいろいろやってるわけですが、そこまでいなくてもですね、八峰町はこれだというような農業振興の目指すべき方向とか研究なりがそういったところでやってもいいんじゃないかなと私は思うんでありますが、町長の考え方をもう一度お願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今職員が、正職員が106名であります。ひとつ今、皆川議員が提言された部分の理想は、生薬の部分だと思います。あそこに農園があつて、生薬協会のご指導をいただきながら初めての試験栽培をやって、その結果を踏まえて農家の方にその技術を伝授して広めていく、これは理想でありますけれども、この少ない職員の中でそこまでやるとなると、ほかの方の部署の部分が大変な問題ありますので、言ってる意味はすごくよく分かりますので、まあそういう形でできるのか、まあそういう部分も含めてちょっと考えさせていただければと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 今町長がおっしゃるように職員数が足りないのは重々承知しておりますけれども、やはり地場産業だということで、その中に農業が据えられておるわけでありまして、やはり生薬のみならずですね、いろいろな形で私どものこの八峰町に合う土地利用型の農業とはどういうものなのかですね、そこいら付近を根本から見直す必要があるんじゃないかなと思うんです。まあ町長も見て分かるとおりに、基盤整備した田んぼは誰も転作してる人は一人もおりません。見てのとおりです。なぜかという、畑作振興には合わないからであります。これがまた畑作にやれるような土地条件にするということになりますと、大変な経費と手間暇がかかります。というようなことから考えますと、また町民から、あるいは農家の皆さんからの意見がない限り役場は動かないというようなことになってしまって、どれもこれもが尻切れトンボの事業展開になってしまうというような恐れがあるような気がしてなりません。したがって、先ほどから、町がそういった主体性を持ちながら農家の営農指導も含めてやれるような研究機関とやることはできないのかというようなことをお尋ねしておるわけですが、そこいら付近をご理解の上、いま一度答弁願います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） おっしゃる意味の部分は、私自身は選挙にあたっては農業だけ

でなく農林漁業がこの我が町の基幹産業であるというふうなそういうお話をしておりますので、農業振興も含めて、それから林業振興、それから漁業振興も含めて、こう重点的にやっていきます。ただ、今のその営農指導も含めてっていうふうな形の部分については、これはまずどういう体制でできるのかについては今後のちょっと考えさせていただきたいと思えますし、それから、もう一つ何でしたっけ、すいません、もう一つありましたよね。いわゆる町が主体性を持ってやる部分につきましては、ここの部分については、町だけでこういろんな技術持ってるわけでありませんで、ここの部分については県にパイプもありますし、それからJAとの部分もありますので、そういう部分の連携に力を入れながら、積極的な形で関わっていきけるようにしたいと思えます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 先のJAとの懇談会で、町長が出席していろいろなご意見を述べられたようでございますけれども、やはり振興局でもそれなりに能代山本地域の地域別の何ていうかビジョンというのをお持ちのように見受けられたわけございまして、その中で米森組合長、来年度以降も主食用米を拡大販路していきたいと。さらには、園芸団地も増やしていきたいと、そういう農家には積極的なまあ融資制度なり事業展開をしていきたいというようなことも申し述べられております。そういう話がある中で、何もしないでいると立ち遅れてしまうのかなと。今、三種町でもサテライトやらメガ団地の話も出ておりますし、能代はもう既にできておりますし、この後サテライトが増えていくような傾向にもございます。まだ八峰町にはそういった芽がないわけございまして、これらに立ち遅れるようなことがあっては農家の方々困るんではないかなと思えますんで、県、国でも様々な補助事業等活用しながらこういった事業展開しているわけございまして、早め早めにやっていかないと立ち遅れてしまうんじゃないかなという気がするんであります。早めにこういうのをやって誰かが成功例を示していただければ、町長が先ほど説明してくれたような後継者育成なり新規就農の方々も増えるんじゃないかなと思うわけございまして、そこら付近についての考え方をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 正に私もそのとおりに考えています。この前のJAとの懇談会、驚いたことがありました。八峰町の中にミニトマトだけで1,000万円を超える所得をあげてる方がいらっしゃいます。まあ昔、峰浜村時代に儲かる農業っていうふうな政策を打ち出して、一農家1,000万円以上あげようと、複合経営してあげようというふうなそうい

うような事業が昔ありましたけれども、その部分がもうミニトマトだけで1,000万円を超えるというふうなそういうふうな報告があつてびっくりしたところでもあります。それ以外にもネギも億を超える収穫がありますし、で、その中では今メガ団地構想の部分のサテライト構想の部分についてのお話し合いもありました。そこでは、まだ具体的に予算の部分は補正であげるようなものではないので、当初に向けての検討なんですけど、三種町、それからJA秋田やまもとと八峰町、この部分の三者は連携しながら新しい方向に向かっていきたいと思いますというふうな形で、一応話の部分では合意していているところでもあります。

いずれ、今の八峰町の中で若い法人の人方がこういろんな大きな目標を立てて頑張っているところもあります。そういったところが成功して行って、そういう成功事例を見ていただくことによって、若い人方が「農業でまますを食えるんだ」というようなそういう形の機運になれば後継者もついてくるかなというふうな形で、いずれ議員お考えの農業振興の部分、ここの部分についてはしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 今町長からミニトマトの話がございました。金額も私は把握しておりませんが、そのほかにもトマトのハウス栽培なり、いろいろな形で頑張っておられる若い方々がおられます。ただ思うのは、個人個人がまあ違う作物に取り組むのも結構だと思うんですが、ある程度の量とそういったものを確保しておかないと、産地間競争に打ち勝つことができないんじゃないかなというふうな気がするわけで、先ほどから申し上げるようにサテライト並みの団地があるとすれば、そういったところに作物別の施設ができるのであればある程度の所得は確保できるんじゃないかなというふうに考えるわけでもあります。いつも農家の方々から希望があればやりますよとか、そういう形が今まで八峰町の農業の姿だったと思うんです。ですから、行政がですね主導を持って、こういったものがあるからどうだろうかというふうな声かけが必要じゃないのかなというぐあいにもいつも思っているわけでもあります。その部分はちょっと八峰町弱いんじゃないかなと思いますので、そこら付近の意気込みをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 皆川議員ご心配な点、あるいはご提言の部分、全く同感であります。実際にこのまま生産者の声だけあげたところだけの対応をしたままでは、八峰町の農業、先細りが目に見えてる状況になっていると思います。私としては、農業、林業、

漁業、これを何としても守っていかなくちゃいけない部分だと思いますので、今議員ご提言の部分、町も積極的にこうアウトリーチといいますか、前へ出て、外へ出て、農家の人方にこういう部分があるよってという話を、例えばJ Aとの三種町とのいろんな話を受けてこういう形があるよってという部分の情報も伝えるような、そういう形の八峰町にしていければなというふうに思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） この質問に対してはこれで最後にしたいと思いますが、町長もご案内のように八峰町、農地が峰浜地区に限られてございます。まあ八森町の方はどちらかという水田面積が、私が見るだけではここら道路付近にあるところの面積よりあまり奥まで行って把握したことないんで分からないわけでありまして、どうしてもやはり農業といいますと峰浜地区の方が主体になるのかな。そういった中でも、旧沢目地区の方はほとんど畑がないわけでありまして、埴川地区の方に畑地が多く点在をしているようにお見受けいたします。そして園芸作物、そういったトマト、ミニトマト、あるいはネギ等もですね、どちらかという埴川地区の方に多いというように気がいたします。これやはり、国営開発パイロット事業のいわゆる国営事業、国営開パの事業がなされた埴川地区の方が、畑地の面積もある程度確保されてることが原因だろうと思うんであります。そのような八峰町の土地条件であるわけでありまして、おのずと畑作振興、あるいは稲作振興するということであれば、地区別は明確に出てくるんじゃないかなと私はいつも思っております。だとすれば、そこの地区を重点的にそのサテライトなりメガ団地の方に方向づけをしていけるような行政の手段がって思うわけでありまして、町長から先ほどから前向きな答弁はいただいておりますけれども、そういった地区別ですねあれがこうある程度は明確になってるような気がいたしますので、土地利用を進める上ではある程度計画を立てやすいんじゃないかなというふうに思うんですが、ここら付近いかがでしょう。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 大まかにこう考えればそのとおりかもしれませんが、八森地区で農業をやっている方々いらっしゃいますので、それから峰浜地区で畑作、ネギ農家もおります。こう埴川地区が全部が畑作だけではないので、なかなかそういうエリア分けは難しいと思います。ただ、いずれそのエリアを分けて、ここは畑だ、ここは稲、米づくりだとかってというのはこれはなかなか難しいので、今やっている人方がいますので、

ただ、いずれメガ団地の部分につきましてはサテライトでないとなかなか八峰町入っていけないので、その部分については、まあどこにそういう団地をつくるのかっていう部分の議論が出てまいりますので、その部分について皆川議員の今のご意見については参考にさせていただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。

○11番（皆川鉄也君） なし。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問がないようですので、これで11番議員の一般質問を終わります。

2問目。もとい。2問目の質問に対して再質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 第2問目についての再質問をさせていただきたいと思います。

町長、大変重要なプロジェクトであるがゆえに補正予算等では対応できないというようなお話でございます。しかし、これもまた手をこまねいていますと、ハタハタ館の赤字経営等の問題もありますし、先ほどお話ししましたように体験センター、あるいは湯っこランド等、関連する施設も関係があるわけでございますので、全てがその新年度予算だとかというようなことでなくて、年度別の区分けしながらやっていくのも一つの方法だろうと思うんですが、その付近お考えないでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 提案されてる内容自体がものすごく大きな話ばかりなんです。

で、まあいわゆるこの答弁でも書きましたけれども、熱交換機、これはもうすぐやれる話ですから、もうこれは既に設置してあります。で、トラフグやアワビやエビの養殖、この部分についてはこう簡単にすぐにやれるような話でもないし、それとハタハタ館との温浴施設の充実っていっても、まあいわゆる白神体験センターも一緒になってホテルにするみたいなそういう案もあったに聞いております。その部分もやっぱり今、体験センターの部分は県からの指定管理者として町が運営しておりますから、一つ一つとってもなかなか簡単にいきませんので、それであのような答弁にさせていただきました。それから、温泉を活用した、温泉熱を活用した農業ハウスも、これもやっぱりすぐにはなかなか難しい問題であります。足湯も、逆にいけばどこに、足湯自体に否定的な意見もあって、で、足湯を外につくれば冬どうするのかとか、ぶりこをおらほの館と一緒にしてそこさやればいいんでねえが、それも簡単にいけないので、本当にこの部分については難しい提言がたくさんあるなというふうな感じで受け止めております。

ただ、いずれこう私一番最後にお話しいたしましたけれども、八峰町が元気になる拠点となるべきところだというふうに思っています。八森町時代からそういう思いであそこの部分の整備を進めてきたんではないのかなと。JRの駅が新しくできるということ自体がものすごく意欲的な話で、これはほとんど実現しない話を実現させて、しかも御所の台パーク、それから体験センター、ハタハタ館、ぶりこ、いっぱい施設あるので、そこら辺の部分の連携の部分をこうどうやっていくのか。まあそういう拠点にするためのことはまずやっていきますけども、ただ提言されてる部分の内容は、議員もご承知のとおり大変難しい課題ばかりなので、これについてはやっぱりもう少し時間かけないと、養殖の部分については別な形の養殖もこの前皆さんで視察に行ったこともありますので、まあそういう部分も考えないといけないと思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 検討委員会の方で検討されたそれぞれの提言された事業、今町長紹介してくれましたけれども、それを全部やれというぐあいに私どもは、私は思っておりません。やはりあの中から、あれを参考にしながら、どれが我が町にとって一番有効な手段なのかをですねこれを早めにやっていかないと、先ほど言いましたようにハタハタ館の経費の問題やら、誘客の問題、さらには体験センターの県の指定管理者の問題、あるいは湯っこランド老朽化の問題ですね、いろいろあるわけで、例えば一つ例をとりますと、湯っこランドなんかはもう今のお湯が止まると施設は廃止の方向だというような検討委員会の結果も出てるわけで、そうすると、そこはあと経費がかかるからほっぽらかしておくのかと。まだお年寄りの方々、入浴を楽しみにしてこられる方たくさんおるわけでございますので、もし利用者がおるとすればそのままほったらかしておくことはまずなかろうと思うんであります。ですから早めに計画をやって、その計画性ができれば経費をどのくらいで抑えていこうとかいろいろな具体的なものが見えてくると思いますので、今一気に全部をやれとは望みません。やれるところから先にやったらどうかということでありまして。でないと、今言ったようないろいろな問題がいつまでも、この問題は大きい問題だからこちらの関係する部分は全部総合的に考えなきゃやっていけないんだというようなことでなくて、引き離して年次計画のようなものを立てながら計画実行していくというようなこともひとつの手段だろうと思うんで、そこら付近お聞かせをいただければと思います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 言ってる趣旨はよく分かります。で、ひとつ湯っこランドの話が出ました。で、まあ今現在、湯っこランド修復不能な管から、まあ旧源泉から持っていった湯が止まったり、あるいは大規模な老朽化による補修工事がやらなきゃいけなくなればやめるというような部分の見解が出ております。ただ私とすれば、あそこの方が好きだという人の声もたくさんあるんです。で、現実には毎年1,000人ぐらいのお客さんがこう活用しておりますので、そういう評判のところを簡単にやめてもいいのかという思いがありますので、その部分については、まあ今後皆さんとも十分議論させていただければなというふうに思います。

その年次計画っていう部分につきまして、逆にいけば年次計画の部分については大きな目標を立てた年次計画になりますので、ここの部分については、まあ前回、私いなかったんですけど、最初の昨年7月の議員懇談会に提示されたそういう部分の構想もあるわけでありまして、その部分とかを年次計画にやるとなれば、賛否両論が、いろんな意見がある中でそこを出すと、まず急ぎます。急ぎますけれども、この中で提案できるものがあるかどうかの部分の検討はやっていきますけれども、年次計画までいけるかどうかという部分もこれもまた大きな議論の想定になりますので、まあその辺を含めて今後ちょっと考えさせてください。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） いずれにしろ大変大きなプロジェクトになることは間違いございませんし、慎重にかかるのも問題はないだろうと思うんですが、慎重がゆえに時間だけ無駄に使うのもこれいかなものかと思います。やはり町長が先ほど申し上げましたように、八峰町を元気にする拠点であるということには私どももそのように認識をいたしております。そういう意味で、新源泉を掘り当てる際もそれなりの予算を皆で補正予算議決した経緯もございますので、あそこはやはり八峰町の顔だろうと思うんです。ですから早めにやらないと、ますます誘客数が伸びなかったり、あるいはハタハタ館の経営状況が芳しくなかったりというような結果に結びつきかねませんので、今このようなお話をしておりますので、前向きに早め早めの計画を立てながら、何人でも、1人でも2人でも多く八峰町にお客さんが来れるようなそういう魅力あるまちづくりに頑張っただけであればなと思いますので、そこら付近の意気込みをもう一度聞かせていただいて、この質問を終わります。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 八峰町の中で、101号線から観光バス来ると必ず止まってくれるところであります。で、その降りた観光客の皆さんにどう楽しんでもらってお金を落としてもらうのか。まあその部分を、まあいわゆるソフト対策も含めて。ハードの部分はなかなかまず賛否両論あるので、これから丁寧に説明させていただきますけれども、ソフト対策の部分についてはきちんとしていきたいと思います。いずれにしても、できるだけ外から来た人方が「八峰町のここら辺いいとこだな」というふうなそういう声が多く聞こえるようなそういうエリアにするために、頑張っていきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。

○11番（皆川鉄也君） 終わります。

○議長（門脇直樹君） これで11番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。5分間休憩いたします。

午後 2時31分 休 憩

.....
午後 2時36分 再 開

○議長（門脇直樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、1番議員の一般質問を許します。1番水木壽保君。

○1番（水木壽保君） 通告により一般質問を行います。

旧塙川小学校の利活用についてですが、平成28年11月、塙川小学校利活用検討委員会を立ち上げ、4回の会議を経て平成29年3月に町へ答申している。町内の産業を活性化し、経済をより循環にさせることで新たな雇用を生み、活気と創造性あふれたまちづくりを推進するため、産業振興及び地元雇用の拡大等に資する利活用を優先とする。また、コミュニティや地域活動を支えるため、地域住民の交流の場の確保にも配慮する。利活用の方向性を示した。町は新たな雇用を生む企業を探すため、文科省の「みんなの廃校プロジェクト」を活用し、広く企業を公募しているが、現在まで応募がない模様であるが、今後、塙川小学校の利活用について、町長はどのように考えているのか。

2つ目は、クマ被害防止対策についてですが、秋田県では8月上旬までに817件の出没があり、7名の方が人的被害を受けるなど、北秋田市では農作業中に被害に遭うなど、当町でも民家のそばに二度も同じ場所に出没し、近くにこども園があるなど危険性がより増しているため、これからの活動は活発になるのではないかと住民も心配している。今

後のクマの被害の防止対策はどのようにしていくのか、お伺いいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの1番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
森田町長。

○町長（森田新一郎君） 水木議員のご質問にお答えをいたします。

まず、旧埴川小学校の利活用についてのご質問にお答えいたします。

現在、地元事業者から、旧埴川小学校体育館を利用して「わら縄」や「わら縄で編んだわら網」を作りたいという相談を受けております。事業内容を伺ったところ、「稲わら」という地域資源を活用する事業であり、また、新規雇用が見込まれるなど地域の産業振興に資する事業であることから、貸し出しについては前向きな対応を考えております。

しかしながら、旧埴川小学校は、廃校となっているものの、国の補助金を活用して建設していることから、貸与する場には国の承認を受ける必要があり、また、数か月要するというところで、現在その手続を進めているところであります。

次に、「クマ被害防止対策について」であります。

今年の春先から8月までに町に寄せられたクマの目撃情報は51件となっていて、水木議員ご指摘の民家近くでの目撃もありました。町ではその都度、状況に応じて猟友会員による緊急出動やオリの設置、防災無線による注意喚起などに努めてきたところであります。

クマの捕獲頭数について、今年はオリで3頭と昨年の35頭を大きく下回っているものの、昨年は9月以降21頭捕獲されていることから、これから実りの秋を迎え、収穫物を目当てにクマの活動が活発になるものと考えますので、緊張感を持って対応してまいります。

ご質問のクマ被害防止対策についてであります。まずは、前段でもお話ししたようなクマの目撃情報が町に寄せられた場合、その状況に応じて猟友会のご協力による緊急出動や注意喚起のための防災無線、目撃情報の多い箇所へのオリの設置を行ってまいります。

次に、注意を促す看板設置をはじめ、農作業中のクマによる人身被害防止に向けて県が作成したチラシを全戸配布し、町民の注意喚起に努めてまいります。

さらに、糠森山付近を通る町道八森山麓線、いわゆるビューシーラインにおいて、林地や原野の見通しを良くし、クマの出没を抑制するため除伐を行う「緩衝帯等整備事業」を県補助で実施し、町道両脇の約3haで除伐を行ったところであります。今のところ

同地区でのクマの目撃情報は寄せられていないことから、今後は県と協議して、他の地区での導入も検討してまいりたいと考えております。

また、民家周辺でクマを引き寄せるような農作物の取り残しや収穫されない柿や栗、くるみの木など放任されている果樹等について、伐採するよう、広報やお知らせ版、各種会議を通じて周知してまいります。今年、横間地区と滝の間地区において、個人で伐採できないとの連絡を受けたため、町で約40本の放任されている果樹を伐採したところであり、今後も同様の要望があった際には対応してまいります。

もう一つは、山間部の町有林皆伐跡地にクリやコナラといった「実のなる木」を約5ha植樹し、山間部にクマのエサ場を確保することも検討してまいります。

いずれにいたしましても、クマの目撃情報が寄せられた際に、迅速に対応するとともに、先ほど申し上げました様々な対策を講じながら、本町において昨年のような人身被害が発生しないよう、万全を期してまいります。

○議長（門脇直樹君） 1番議員、再質問ありませんか。1番水木壽保君。

○1番（水木壽保君） 今町長が言った「みんなの廃校プロジェクト」を離れるというか、やめるということでした。そういうまあ、わらの作業ですか、使った業者が来るという話ですけども、大変良かったなと思いますけれども、それで、それを外すとみんな学校っていうか校舎がこう何にも使えるとか、そうなるわけですか。ちょっと聞きたい。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今のわら縄を作る会社からの相談っていうのは、まあもう少し固まってから12月議会あたりでお話しする予定ではありましたが、ちょうど水木議員からこういうご質問があったので、進んでいることを話さないわけにはいかなくてこういう答弁にいたしました。で、今回の部分は体育館です。体育館を借りたいというふうなそういう申し出でありますので、校舎そのものはまだそのままありますから、引き続き廃校プロジェクトの方は進めていきたいと思っております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。1番水木壽保君。

○1番（水木壽保君） 廃校プロジェクトで使うということですけども、私のところに相談してきてる人がいまして、養蜂家を目指しているという人がいまして、小学校のあそこの屋上を使えないかと。今、一生懸命、おじいさんですか、からこう技術を教えてもらおうとしています。それで今、まだ職業というか仕事がないんで、今、ガイド、ガイドも今勉強中ということで、地元で資する仕事をしたいということで、私は大変、養蜂

家を目指していいなと思ったんですけども、養蜂やるとまず畑っていうか、今は蕎麦咲いていますが、それにみんな飛んで実がなる、とれると。農家も喜ぶということです。それから、梨も埴川小学校、あっ、あそこから、ここから沢目地区まで飛んでいくということで、まだちょっと3箱か何ぼしかやってないんですけども、今後もっと増やしていきたいという要望があったので、いや、いい仕事をしてくれると、若いので伸ばしてやりたいなと思ってますけども、町長はこういう仕事っていうか、そういうものに対してはどう思ってますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 公共施設等管理計画の中では、利用するものがなければ順次こう除却、解体っていうんですか、まあそういうところまで計画の中には書かれておりますので、私もお縁があって埴川小学校には何年か将棋を子どもたちに教えに行った経緯があって、すばらしい学校だと思ってますので、何とか使えるものは使いたいなというふうな考え方があります。

で、養蜂の場合に屋上しかないかと思えますけど、その部分については、使えるものかどうか。実はまだ屋上は上がったことがありませんので、上がれる道があるのかも分かりませんので、その辺はまず一度相談に来ていただければなというふうな、現地を見ていただければなというふうな感じが思います。

それと、ミツバチの場合については、ハチについては、これはもう全国的な問題になってまして、どうして日本の中からハチがいなくなったのかっていうふうな、これはまあ私も知見があるわけじゃないですけど、新聞情報だけですと、まあやっぱり農薬とかそういう部分があったんだという話書かれていますけれども、やっぱりハチっていうのは非常にこう花と花の間を飛んで歩きますので、受粉という部分に関しては大変大きな役割を果たすんでありまして、で、あと、ハチイコール刺されれば困るという話もありますけど、これは人間が悪さしなきゃ刺しませんので、ミツバチの場合はそういうたぐいだと思っていますので、まあ十分研究の余地はあると思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。1番水木壽保君。

○1番（水木壽保君） あと、前の、前町長か、日本語学校とかあれもトップセールスでやるっていう前は言ってたんですけども、町長はその点どう思っていますか。学校にするという、日本語学校。今盛んに秋田クロージングに来てる外国人いますよね。今、それから農協、パックセンターにもベトナムから連れてくるとかという話もあるんで、

組合長にはちょこっと口頭でっていうか、使ってみないかと言われたんですけど、使ってみてくださいとは言ったんですけども、一軒家でいいというので断りましたけども、町長はどのように考えていますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 前町長からは日本語学校をトップセールスというところの引き継ぎは受けておりませんが、私の思いは先ほど申し上げましたとおり、立派な学校でありますから、何とか活用していきたいなというふうな思いです。日本語学校の部分について、今現時点で、まあどのくらい外国の方がいらっしゃって、どの国の方々なのかという部分があります、こう調べなきゃいけません、必要性があれば十二分に可能性があることだと思います。ただ、ベトナム人の話は分かりますけど、それ以外の国の方々が来られるのか、今どうするのか分かりませんが、議員の提言部分については、埴川小学校利活用促進というふうな観点から考えてみたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。

○1番（水木壽保君） 1問目はありません。

○議長（門脇直樹君） 2点目のクマ被害防止対策について、再質問ありませんか。1番水木壽保君。

○1番（水木壽保君） 今回2回、民家のそばに出たという場所なんですけども、うちの集落でありまして、まあ役場職員と猟友会の皆さんには大変お世話になりました。ありがとうございます。皆さんには心配してもらって、こう来てたんですけども、私の林といますか、そっから来てるっていうことで、まあ私もその辺、大沢地区のこう見て、どのように歩いたか、クマの現象っていいですか、どこ歩いているのかこう見てみたんですけども、やはり集落のそばにこうクリとかコンゴ、クリとかそういうのがあるんで、見えないところもあるんで、その辺と、あとは、あとうちの集落ではないんですけど、隣かな、空き家、1階が壊れて何か気持ち悪くてクマが住みそうな家もあるんで、そういうところもこう町としても確認っていうか、してもらえればなと思ってるんですけど。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 実のある木を狙ってクマが来る可能性っていうのは大変高いわけでありまして、先ほどお話しした部分で、その部分を切っていただくような形でお願いをしてまいりますし、要請があればこちらの方で切ったこともありますので、そういう対応をしていきたいと思います。

空き家については、これ来年度の当初予算に、まあこの後の質問にもあるんですけども、こうしっかりとした調査をして、危険な住宅、そうでない住宅、それが今後も、1回調査したら5年経ったら使えなくなるもんじゃなくて、更新していけるようなそういうような形の空き家調査を考えてますので、そういう部分で対応していきたいと思います。もし今、今現在の危険な空き家等があったら教えてもらえれば、その部分を担当職員がこう見に行きたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。1番水木壽保君。

○1番（水木壽保君） あともう1点ですけども、いつも中学校の周りさ毎年出るんですけども、あその、あそこもいつも来ると思うんで、あそこも畑谷地区と田中地区の間に林とか隠れるところがいっぱいあるんで、薬草のあっちの方もすごい、あと決まっている場所が決まっていると思いますので、そういう公共的、学校とかそういうところは極力林の周りを、地主でもあることなのでこう見えるようにしてもらえればなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午後 2時57分 休 憩

.....
午後 2時58分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

森田町長。

○町長（森田新一郎君） 中学校の周り、いつも防災無線で流れてきます。あそこも通り道になってます。ここの部分について、先ほどビューシーラインでやったような形で緩衝帯を作ることができるのか、この部分についてちょっと県とも相談してみたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。1番水木壽保君。

○1番（水木壽保君） この後あそこにはこども園も建つので、何とかその辺を頑張ってやれるように頑張ってもらえればと思って終わります。

以上、終わります。

○議長（門脇直樹君） これで1番議員の一般質問を終了します。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は9月13日午前10時より開会し、一般質問を行います。
これにて散会します。ご苦勞様でした。

午後 2時59分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 5 番 須 藤 正 人

同 署名議員 6 番 芹 田 正 嗣

同 署名議員 7 番 見 上 政 子

平成30年9月八峰町議会定例会会議録（第3日）

平成30年9月13日（木曜日）

議事日程第3号

平成30年9月13日（金曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	森田 新一郎	副町長	日沼 一之
教育長	川尻 茂樹	総務課長	佐々木 高
会計課長	今井 利宏	企画財政課長	和平 勇人
福祉保健課長	堀江 広智	教育次長	藤田 吉孝
産業振興課長	成田 拓也	農林振興課長	浅田 善孝
建設課長	石嶋 勝比古	農業委員会事務局長	阿部 克之
学校教育課長	山本 節雄	生涯学習課長	米森 伴宗
学校給食センター所長	田村 高夫	あきた白神体験センター所長	佐藤 博孝
建設副課長	内山 直光		

議会事務局職員出席者

議会事務局長	鈴木 正志	書記	吉元 和歌子
--------	-------	----	--------

午前10時00分 開 議

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、8番菊地 薫君、9番笠原吉範君、10番芦崎達美君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

3番議員の一般質問を許します。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） おはようございます。

それでは、通告に従って質問いたします。

まず、関係人口の創出について2点お尋ねいたします。

今、日本社会は少子高齢化による人口減少が止まらず、様々な問題に直面しています。少しでも人口減を抑制すべく、全国1,747の市区町村が競い合うように移住・定住策を進めています。出生率が上がらず、社会減も止まらない、国全体の人口も増えない現状では、東京や都市部に人口を奪われてきた地方自治体が移住に活路を見出したのは、当然の帰結であるとも言えます。

そんな中、地域の問題を解決する新たなキーワードとして浮上してきているのが「関係人口」です。この言葉の提唱者の一人であるローカルジャーナリストの田中輝美さんによると、関係人口とは観光以上定住未満で地域に関わる人のことで、関わり方は多様で人それぞれ、地元のイベントでお客さんとして来場するのが交流人口、会場設営などを手伝い、一緒にイベントを支えてくれるのが関係人口だそうです。田中さんは、「移住・定住促進に関し、どこかの人口が増えればどこかが減るゼロサムゲームになっている。定住人口の増加は、関係人口づくりの目的ではなく結果である。移住・定住を目指して取り組めば、従来の政策と変わらない」と説明しています。

総務省は、人口減少や高齢化が進む地方において、関係人口が地域づくりでの担い手になることが期待できるとした、これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会の答申を受け、全国の自治体に委託して関係人口創出モデル事業を実施することにしました。応募した87団体から30団体の提案が採択され、本県からは鹿角市と横手市が採択さ

れました。鹿角市が提案した「『みんなの鹿角家づくり』事業」は、関係人口のネットワークを鹿角家という家族に見立て、家族証を交付し、首都圏で行われる家族会議という交流イベントでは、鹿角家のルールとなる家訓を決めたり、実家に見立てた交流拠点を整備する計画を立てたりします。この家族会議と合わせ、農業体験や祭りへの参加など、実家となる鹿角家での思い出をつくる実家暮らし体験ツアーが、それぞれ年度内に各3回行われます。こうやって鹿角家の輪を広げ、地域の課題や困り事に力を貸してもらおうというのが事業の目的です。ここでおもしろいと思うのは、人口減少がもたらした様々な問題が関係人口にとっては関わりしろ、つまり役割や関わり方になるという考え方です。そう考えますと、問題は問題ではなくなり、むしろ地域の応援団をつくる絶好の機会であると前向きに捉えられるような気がしてきます。

八峰町でも、まちづくり団体の若者たちが移住促進や関係人口づくりに資するような活動をしていて大変頼もしく思いますが、町としても移住・定住促進策と並行して、関係人口を戦略的に増やすべく事業化を検討してみたいかと思いますが、そして、八峰町に興味を持ってもらい、関係人口を増やす機会となるよう、ふるさと納税の返礼に特産品だけではなく、例えば釣りや蕎麦打ちや農作業の手伝いなど体験を加えてもいいのではないのでしょうか。

次に、生薬栽培についてお尋ねいたします。

八峰町の生薬は、平成25年度に町の圃場で栽培が始まり、平成27年度にはカミツレ、翌平成28年度にはキキョウを初出荷し、現在12戸の農家が生薬栽培に取り組んでいます。この事業は、当町出身の龍角散の幹部社員と元町議との繋がりが縁となって町の事業に発展したのですが、町民の間には、この事業についての関心の低さや理解不足、本当にもものなるのかといった懐疑的な見方があるのも事実です。しかし、生薬は希少価値と付加価値がある戦略作物であり、特に生薬としてキキョウを栽培しているのは全国でも当町と美郷町と新潟でぽつぽつあるくらいで、いわば先進地であります。今後栽培が軌道に乗って売上高と農家の所得が増えれば、世界自然遺産白神山地の麓の生薬ということで産地として優位に立てる可能性は十分あります。

昨年の龍角散からの高額な寄附金で調整作業のための整備が整い、ハード面での環境は徐々に充実してきていますが、未来永劫寄附金が来る保障はありません。今後は、いかに産地として自立し、収益を上げていくかが大きな課題となってきます。町の担当職員や栽培農家の青年からもいろいろ話を聞き、キキョウの栽培技術が確立されていない

中で苦勞しながら栽培に取り組んでいることがよく分かり、非常に根気のいる仕事だと頭の下がる思いがいたしました。農家の青年は、「3年ぐらいは実験して終わったような感じだった。来年あたりがそろそろ結果を出す節目。でも、そんなに簡単にうまくいくものはないと思うので、もうちょっとやった方がいいと思う。全く駄目な気もしないし、もうちょっとやれるんじゃないかと思う」と話していました。せっかく当町出身者との縁で始まった事業でもありますので、私としては早く栽培技術を確立し、生産拡大の方向に行ってくれば良いと思う次第です。

生薬を原料として出荷するだけでなく、将来的には薬膳料理メニューを開発して飲食店で提供したり、カミツレの花の摘み取り体験を広く受け入れるなど、観光や教育分野とも連携可能な成長が期待できる事業だと思われまます。更なる事業展開についての考えをお聞かせください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） おはようございます。奈良議員のご質問にお答えをいたします。まず、関係人口の創出についてであります。

「移住定住促進事業と並行し、関係人口の増加促進を図るべき。鹿角市では関係人口づくり事業として本年度新たに取り組みが始まったが、八峰町も事業化を検討してはどうか」というご提言であります。関係人口は近年使われ始めた言葉で、その定義は「定住人口でも交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者」とされております。国は、平成30年1月に「これからの移住・交流対策のあり方に関する検討会報告書」を取りまとめ、人口減少や高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面している地方圏において、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が、地域づくりの担い手となり得る可能性に言及しております。さらに、本年度において、全国で延べ33団体を対象とした「関係人口創出事業」をモデル事業として実施しているところであり、本県では鹿角市と横手市が、この事業のモデル団体として事業を実施しております。

国では、平成31年3月にモデル団体からの成果分析報告を受けて、全体成果報告書を取りまとめる予定としておりますので、町としましては、この報告書を参考に事業実施の可能性について検討してまいりたいと考えております。

次に、「八峰町に興味を持ってもらうために、ふるさと納税の返礼品に特産品だけでなく「体験」を加えてはどうか」というご提言であります。全国でふるさと納税の返

礼品に「体験」メニューを用意している自治体は多数あり、秋田県内では鹿角市や由利本荘市など5市で、蕎麦打ち体験や農家民泊体験等を実施しております。

本町においても、山村広場での桜の植樹や二ツ森登山等のイベントに、町外から多数参加されている実績があります。したがって、町内での「体験」メニューに対するニーズはあるものと期待されますので、今後、具体的な「体験」メニューや受け入れ体制について検討してまいります。

次に、「生薬栽培事業について」であります。

本町の生薬栽培は、平成24年に東京生薬協会と栽培の促進に関する連携協定を結び、東京生薬協会から指導を受けながら、平成25年度から町有農園で試験栽培に着手いたしました。平成27年度からは、農家圃場で「カミツレ・キキョウ」の栽培が本格化し、全量、龍角散に出荷・販売しております。本年2月には、龍角散より、町の生薬生産及び原料供給の安定化に向けた施設整備等に役立ててほしいというご寄附があり、町では今年度、収穫作業の負担軽減を図るためのトラクターや掘り採り機、皮むき機等の備品購入や収穫物の加工調整の作業効率向上のための作業場を整備いたしました。

今後は、今まで手作業で行っていたことが機械化できること、また、作業場内で収穫物の洗浄やヒゲ根取り等の加工が行えるなど、作業効率の向上を期待しているところであります。

また、町有農園で栽培している薬用植物の管理のための作業員が5月末日で自己都合により退職したことから、作業現場の人手不足を心配しましたが、8月1日付で新たな作業員を採用することができ、これまでと同様の体制で維持管理を行っております。

一方、キキョウを材料にした薬膳料理メニューの開発にも取り組んでおります。都内から講師を招き、町内の宿泊施設及び飲食店の方々を対象に講習会を4回開催いたしました。年内には各飲食店のメニューが確定し、薬膳料理提供店のマップを作成することとしており、マスコミを活用した薬膳料理メニューのお披露目や各飲食店での薬膳料理の提供を計画しております。

また、6月には峰浜小4年生27名によるカミツレの収穫作業の体験授業を行ったほか、能代松陽高校の生徒が本町のカミツレを使用し調理したクッキーやカモミールティーを学校祭で販売し、好評だったと伺っております。さらに、能代支援学校や能代西高校も体験授業や職場見学に訪れるなど、教育との連携も積極的に進めております。

今後は、今回の寄附金を活用し導入・整備した施設等を活用しながら、現在龍角散に

出荷販売しているキキョウの収穫調整作業の効率化と優良株の量産による単収増を図るとともに、広報等を活用し、栽培農家及び生産面積の拡大を図ってまいります。

また、龍角散以外で現在出荷等に向けてコンタクトを取っている企業もありますので、今後、栽培化に向けた協議を進めてまいりますとともに、本町生薬のブランド化を図るための商標登録についても検討してまいります。

○議長（門脇直樹君） 3番議員、再質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 国の今回のその関係人口の創出モデル事業の成果の報告が平成33年3月にあり、それを参考に町の事業化を検討したいという答弁でしたが、すいません、あっ、聞き間違い、平成33年と聞こえましたけど。えっ、1年ですか。ということは来年の3月、すいません、ちょっと聞き間違いました。来年の3月の報告と。それまでに何か町としてやれることが何かあれば、是非考えていただきたいんですけども。あっ、すいません、答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 何かできることをというふうなご質問であります。これは関係人口という部分は、何も町外の人たちだけの部分だけではなく、私こう4月に赴任して以来、職員の皆さんに、役場の外に出れば高齢化率50%ぐらいの超高齢社会なんだけれども、役場の中の皆さんには高齢化問題はないんだと。いわゆる役場の中で私と副町長だけが高齢者の領域に入ってますけれども、ほかの方々はみんな高齢者でないので、地域に積極的に関わって頑張ってもらいたいというようなお話をしてまいりました。それで、まあ先般の8月1日のみこしの滝浴び、そこの部分でも職員にお話をしたら、12の方が参加してくれました。まあその地元の職員の人もいましたけれども、地元以外の方方もそういう形に関わってきてますので、それもいわゆる町外ではないけれども町内における関係人口になるかと思えます。まずはそういう部分を、今後もいろんなイベントとかありますので、そういう部分に役場職員が積極的に関わっていけるようなそういう環境づくりを進めていきたいと思ってます。

具体的ないわゆるこう、今奈良議員が提案されたような鹿角家のような形の部分については、どういう形ができるのか。例えば地元出身者の方との関わりでいくのか、それともふるさと納税を毎年してくれてる方々のご縁を結んでいくのか、それとも二ツ森等に毎年来てくれる方々、いろんなやり方あると思えますので、そこの部分については今回の33団体の成果報告書を確認しながら、そういう部分で八峰町に合ったようなそう

いう仕組みをつくっていければなと思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） この鹿角家っていう事業は、何も真新しいことではなくて、五城目のシェアビレッジとか、もっとこう進んで民間でやってるところもあるわけですけども、町長自身はこうした関係人口をつくるというこの考え方、これについて町として戦略的にやるということ、それについては前向きに考えているということによろしいでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私の頭の中には、先般社会問題・人口問題研究所が発表いたしました将来推計人口です、現在の7,250人が27年後の2045年には2,876人になるという、まあそういう信じられないような数字が常に頭にあります。その中で、どうやって八峰町に住んでる方々が元気で明るく楽しく元気良く暮らしていけるかっていった部分に関しては、今までは高齢人口という発想の部分でどんどん増やしていきましょと、にぎやかにしていきましょと。で、今回新しく関係人口という概念が出てまいりましたので、その部分についてもやっぱり積極的に取り組んでいって、その黙っていけば半減、半分以下になるようなそういう地域社会の中でもやっぱり元気さがあるような、そういうこう八峰町をつくっていきたいと思いますので、私の中でもその関係人口という部分は大きなウェイトを占めていくと思います。ただ、現実問題として、もう常に関係人口化している部分がありますので、白神自然遺産に毎年来てくれる、二ツ森に毎年来てくれる方々、それからいろんなイベントに毎年来てくれる方々たくさんいます。そういう方々はもう既に、関係人口という形の組織化はしてませんけれども、もうそういう方々は来ていると思いますので、そういう部分をもっと広げていきたいなというふうな思いは強くあります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 人口減少によっていろんな問題が起きているわけですけども、是非この関係人口として登録っていうんですかね、この人たちを例えば雪かきであるとか、地域の間人だけではとてもこう解決できないような高齢者が困っていることとかそういうことにこう是非具体的に手伝いに来てもらうような、そのような施策に繋げていただけたらいいなと思います。答弁はいいです。

○議長（門脇直樹君） 2点目の生薬栽培事業について、質問ありませんか。3番奈良聡

子さん。

○3番（奈良聡子さん） 非常に戦略作物として可能性があるわけですが、栽培農家の青年に話を聞きますと、増やしたくても増やせない、今までは、あっ、今もそうですけども、調整加工作業に非常に手間がかかったので増やしたくても増やせなかった。でも今回まずその施設ができたので、これからは楽になるだろうっていうことでした。ただ、その栽培技術がまだ確立されてなくて試行錯誤しながらやってるということで、キキョウは特に植えてから収穫まで2年かかります。2年後でないと結果が分かりません。ですので、その間、圃場を使ってる時間も長いわけですね。その青年はカミツレもやっていますし、ほかの野菜もやっていますけども、そろそろ結果を出さないと、このままやっていいのかなと思ってる農家もいるっていうことでした。彼自身はもうちょっと頑張ってみる気ではいるようですけども。この技術者っていうのがいないらしいんですよ。JAの方にもいないんじゃないかっていうお話で、生薬協会の方からとか大学の先生とかは来るんだけど、その人たちはあくまで生薬協会というのは漢方薬を作るところだし、農家ではない。栽培については詳しくない。大学の先生も成分は詳しいけども、この具体的な栽培技術については分からない。だから非常にその技術という面での支援が欲しいということを書いてました。この技術支援について、町からの援助っていうんですかね、どこかキキョウの栽培に詳しい人、例えば海外にしかいないのであれば海外から頼んで来てもらうとか、指導しに来てもらうとか、そういう考えはありませんか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まずキキョウについてのお話ですけれども、年2回ほど生薬協会の方々が八峰町のその圃場に来たり、実際の農家の圃場を見たりしております。その中には大学の先生も入ってるんですが、先般ここの、これは生薬協会というよりも、すいません、ちょっとお待ちください。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午前10時29分 休 憩

午前10時29分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

森田町長。

○町長（森田新一郎君） すいませんでした。薬用植物栽培検討会というチームが来まし

て、まあ3名なんですけれども、生薬協会の中にそういう部分がありまして、で、町内のキキョウを見ていったところ、ここの部分については一番いいという評価をいただいております。しっかりとよく育っているというようなそういう評価をいただいておりますので、そういう部分と、それからカミツレも組合を作っております。カミツレの組合がありますし、今度キキョウも農家さん方で組合を作るってということでその準備を進めております。そういった団体ができれば、その中でお互いに苦労し合ってる部分を意見交換したり、その中に、まあどういう技術者がいるのかというのはこの後調べますけれども、そういう組合に町が支援してその技術指導をしてくれる、そういうお話をする機会を、講演会みたいな、まあ意見交換会みたいなそういうことはやっていかなきゃいけないというふうに思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） この事業を広めていくためには、その事業の有効性を農家の方に理解してもらわないといけないわけなんですけども、やはり農家としてやっぱりこれをやれば儲かる、それがはっきりしないとなかなかやっていけないと思うんですよね。今、カミツレの出荷量は龍角散の求めに応じて50kg、全量龍角散にやってるわけなんですけども、このカミツレの単価はあまり高くはない。そして小遣い稼ぎ程度じゃないかというふうに言ってる人もいます。で、このカミツレとキキョウのその買い取りの単価っていうのが分かりましたら教えてください。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。

休憩いたします。

午前10時31分 休 憩

.....
午前10時32分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。浅田農林振興課長。

○農林振興課長（浅田善孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

カミツレ、キキョウの単価ということなんですけども、今後他の企業の方と栽培の方の関係の折衝を控えてる関係で、今段階ではちょっと公表できないということで、申しわけありませんがこれで返させてもらいたい。ただ、米の所得以上の所得は出るということで、そちらの方は確約とられております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） では、過去の単価は教えていただくことはできますか。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午前10時33分 休 憩

午前10時33分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

森田町長。

○町長（森田新一郎君） 単価という部分については、まあ龍角散以外の企業との取引も今後予想されますので、おおむね単収1反歩当たりの部分からすると、カミツレの方が水稻の、まあ米の1.5倍ぐらい、それからキキョウの方は2倍弱、あっ、そうですね、2倍弱、1反歩当たりの単収ですね、そういうふうな状況になってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。

○3番（奈良聡子さん） ございません。

○議長（門脇直樹君） これで3番議員の一般質問を終了します。

次に、10番議員の一般質問を許します。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） 改めて、おはようございます。4年と数か月ぶりで登壇させていただきました。いささか緊張しております。今日は最後の質問者となりました。少しの時間だけお付き合いをお願いしたいと思います。

それでは、議席番号10番、通告に従って進めてまいりたいと思います。

まず1点目、危険な空き家の対策について伺います。

町内には、現在300戸ほどの住宅が現在空き家となっております。その中においても危険な空き家住宅、あるいは建物がございまして、その周辺の民家の方々には、そのために大変嫌な思いをしております。管理がなされておればそうでもないわけですが、全く管理のされていない危険な空き家が皆さんのところにもあるだろうと思います。したがって、建っておるそのものにはそれなりの問題点はあるわけですが、あるいは半分、あるいは全部、あるいはその中間といったふうに、屋内にあってもですね大変衛生面でも、あるいは火災の面でも周辺の方々にはご迷惑をおかけしているわけでありまして、そのような状況を踏まえてですね、3点について伺いたいと思います。

町では危険な空き家に対して、どのように考えているのか。

2つ目として、連絡のつかない家主の空き家はどのようにするのか。

そして3つ目は、衛生環境面についてもどう考えていくのか。

3点についてお伺いいたします。

次に、2点目であります。このことにつきましては何年か前にも一般質問させていただきましたが、再度質問させていただきます。

機会がありまして、まあ何度か「お殿水」には行っておるわけですが、まず最初に驚いたことは、あの木製でできておる扉、ドアの開閉の重いことにはびっくりしております。これはもう前から感じておりました。そしてその前ですかね、これは夏でした。お食事する機会があつて食事を注文しました。まあ来るまでの間、暑くて暑くてもうどうしようもなかったわけですが、もう注文してしまったので待とうかということで、さあ食事が来ました。来たと同時に、言葉悪いですが、あぶ、はえ、虫、飛んできました。まあやむを得ないなと思って食事を済ませたわけではありますが、やはり食事するところがそのような状況であります。これはどうか。やはり暑いから、冷房設備がないためにですねドアは当然、扉、入り口、3か所ありましたね、ほとんど開けっ放しでありました。開けておるために虫が来るのは当然入りやすくなっておるわけです。来客した人もですね、あまりの暑さで帰ったお客さんも何人もおるといふふうにかかされております。

八峰町の南の玄関といえば「おらほの館」、北の玄関といえば「お殿水」と言ってもいいではないでしょうか。昨日も皆川議員から、八峰町ハタハタ館に1人でも2人でもお客さんが来るようにと、来ればなというふうなお話もありました。同じです。南の玄関、北の玄関、やはり玄関はきれいにしておかなければいけないのであります。それも食べ物や食堂を関係をやっておかなければ、まあそのような強くは感じないだろうと思いますが、やはり食堂、食、食べ物の商売を開いたからにはですね、きちっとした衛生面を考えていただかなければならない、そのように思うわけでありまして。そのようなことから、冷房の設備とドア、扉の改造の必要性があると思っております。その点を伺いたいと思っております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ただいまの10番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

森田町長。

○町長（森田新一郎君） 芦崎達美議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、「危険な空き家対策について」の1、「町では危険な空き家に対して、どのように考えているのか」についてですが、八峰町空き家等の適正管理に関する条例では、衛生面や環境面で問題のある空き家や危険な空き家を「管理不全な状態」にある空き家とし、「空き家等の所有者等は、当該空き家等が管理不全な状態にならないように自らの責任において適正な管理をしなければならない」と定めております。また、平成26年公布の空家等対策の推進に関する特別措置法では、危険な空き家を「特定空家」とし、「空家等の所有者又は管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする」としており、危険な状態にある空き家は所有者または管理者の責任において対応していただかなければならないと判断しております。

なお、民法上も、家屋等の管理者は占有者や所有者等であって、管理不全な状態にある空き家が他人に被害を与えた場合は損害を賠償する責任があり、相続放棄した場合であっても、他の相続人が管理を始めることができるまで財産を管理しなければならないと定めております。

一方、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることは町の責務でありますので、空き家等が緊急に危険を回避しなければならない状態にあり、これを放置することが公益に反すると判断されるときは、応急措置として必要最小限度の措置をとらなければならない場合もあるものと考えております。ただし、費用のかかるものについては、町がこれを負担することが管理放棄の助長に繋がる恐れもあることから、慎重に対応しなければならないとも考えます。

次に、「連絡のつかない家主の空き家の今後の対策について」であります。空家等対策の推進に関する特別措置法では、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報も、空家等の所有者等に関するものについては、必要な限度において内部で利用することができるとしているほか、必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる定められておりますので、こういった法制度も活用し、空き家の適正な管理を求めてまいります。

次に、「衛生環境面についてはどう考えているのか」についてであります。条例では、建築物の敷地内にある草木が繁茂し、または動植物、昆虫等が相当程度に繁殖し、人の生命、身体若しくは財産またはその敷地周辺的生活環境に害を及ぼす恐れがある状態の空き家についても、管理不全な状態の空き家と定めております。

住民から寄せられた苦情等につきましては、所有者及び管理者に対し指導助言等を行っておりますが、町に寄せられることなく、地域や隣接の方々に片付けいただいているものもあると思われまます。環境衛生面を含め適正に管理されていない空き家につきましても、町の助成制度を紹介しながら、所有者及び管理者の責任において対処していただけるよう、責務などの周知を含めお願いしてまいります。

6月議会定例会の笠原議員の一般質問の際にもお答えいたしました。現在町で把握している空き家の情報は、平成25年度から平成27年度で調査した情報であり、調査から5年を経過した情報もあります。このため、新年度において、利用可能な空き家も含め専門家による実態調査を行い、最新の情報を把握し、経年変化や空家の対応状況等も管理できる台帳を整備するとともに、アンケート調査や所有者の意向等も確認しながら、八峰町空き家等の適正管理に関する条例の改正も含め、「空家等対策計画」を策定してまいります。

次に、道の駅「お殿水」についてのご質問にお答えいたします。

道の駅はちもり「お殿水」については、平成3年度から平成6年度にかけて、秋田県と旧八森町が事業主体となって整備しております。県事業では大駐車場、トイレ、東屋、展望台を、町事業では管理休憩施設と隣接する駐車場、水飲み場を整備し、県との協定で施設全体の管理者は八峰町となっており、その運営については、現在、ハタハタの里観光事業株式会社に委託しているところであります。

申すまでもなく、道の駅は、高速道路のパーキングエリアのように気軽に立ち寄り、いつでも自由に休憩やトイレが利用できる施設であるとともに、その地域の観光や特産物の魅力などを情報提供するところでもあります。

「お殿水」は今年で25年目を迎えており、これまで、湧き水を汲みに来られる方々をはじめ、数多くのドライバーの憩いの場として愛され、特に、休憩施設内で提供されるお殿水ラーメンや八森名物ハタハタ天井、地元の海から水揚げされたフグ料理などのメニューは、大変多くの方々から人気を得ていると伺っております。

芦崎議員からご指摘を受けました、扉の不具合と冷房施設の不備については、こうしたお客様に不快な思いをさせ、八峰町のイメージダウンになっていると考えますので、施設の管理者である八峰町において、正面入り口の扉の修繕を早急に行うとともに、冷房施設等については、適切な機種と設置場所を検討した上で、来年の夏シーズンに間に合うよう設置することといたします。

今後とも、お客様から満足いただける「道の駅」となるよう、運営者とともに施設の維持管理に努めてまいります。

○議長（門脇直樹君） 10番議員、再質問ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） ただいま町長から答弁をいただいたわけでありますが、自分も総務課より資料をいただいております。平成25年から平成27年までの調査集計表ですが、若干の数字の違うところもあるだろうと思いますが、まずは300近い住宅のうち、今までに解体された空き家住宅、あるいはそれ以外の建物などの解体もあって、今現在、危険な空き家が18戸、それ以外が16戸と記載されておるようですが、まずはこれについてもう一度、今この残ってる危険なところ、今現在どのように考えておるかお伺いしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。

休憩いたします。

午前10時51分 休 憩

.....
午前10時52分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今現在の空き家の部分につきましては、私もこう全世帯を回って自分の目で見た感じでは、まあいわゆる300は優に超えてるなという感じは実感として感じました。

それで、今、空き家等の除却の補助事業、今回も当初予算で500万円計上したところがすぐなくなってしまったものですから、それをまた700万円増やして皆さんにご可決いただいたところですが、まずそういう補助事業を使ってやっていただくような、まあそういう取り組みを進めてまいります。で、実際は、特に危険な空き家部分につきましては、これは個別で、個別に対応していかないといけないと思っております。先般もその地域から情報があって、自治会から要望があって、実際にそれを今発注して、その空き家を必要最小限度、危険でない状態にするという空き家も出ておりますので、まあそういう部分で緊急を要するものについてはそういう形で対応してまいりますし、それ以外の部分につきましては、今度もう少しきちっとした専門家、まあ建築士や、それから不動産鑑定士、そういう人方の専門家の目を通して見ていただいた形で空き家の危険度

を判定していただいて、それについての計画的な対策を考えていくというふうなそういう段取りで考えてます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） 先般も少しお話し触れましたが、目名瀉自治会の解体の要望内容について、できたらもう一回説明していただけますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 芦崎議員のご質問にお答えします。

目名瀉自治会から要望がありました案件につきましては、そこに住まわれていた方が亡くなられております。で、相続の方は1名を除いて全ての方が相続を放棄されております。で、まあ民法上でいきますと相続放棄されてない方が1名おりますので、そちらの方の方に空き家の適正な管理をお願いしていただかなければいけないんですけども、そちらの方については私と担当の職員1名で直接本人にお会いして、この件についてお願いしましたが、状態から、とても、とてもと言うのは失礼ですけど、まず空き家の解体等をご自分でできるような状態ではないということ判断してまいりました。で、目名瀉のその案件については既に屋根もこう、皆さんも見ておられるかと思いますが、既に落ちている状態で、茅屋根のくず等、あと上の屋根の部分等が周辺こう民家の方に飛んでいて危険な状態です。その後、設計士さんの方から実際中に入って中の状態も全て確認していただいたんですけども、やはり危険な状態にあるということで、こちらの方では応急措置として手続を踏まなければいけないということで判断をいたしました。

ただですね、やはり先ほど町長の答弁にも、これらについて町が全て負担することについては放棄の助長になりかねないということで、相続の権利を持っておられる方は生きておられるんですけども、相続を放棄した方に、前に住まわれた住宅についてこういう危険な状態にあるので、応分の負担をいただけないものかということでご相談をしたところ、納得をしていただきまして、通常まあ解体する住宅に対して金額に対して50万円を上限に町の方で補助するわけですけども、その方に補助したような、直接お金をお渡しするわけではないんですけども、一括でとても払うことができないんですけども、私の方にもやはり管理の責任はあるので応分の負担は2年間で返済するということの手続をしていただきまして、対応しているというような状況にあります。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） 今、目名瀉地区の場合は、まあ言葉悪いですがお金の工面が補助金のほかに支払いができると、まあ一時期でなくても何度かに分けてでもできると、そういうまあ状況を確認されたので町としては代わって代行して解体除去するというところでいいですよ。ですよ。そうすると、また別な地域からそういう状況に似たらしいものが何とかお願いできないかといった場合に、どのようになさるでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 先ほどの件も、まあ実際補助事業を使う場合は、業者がいて、それで業者とその管理する人が契約を結んで、それで支払って町に補助金申請してっていう形になるんですが、今回の場合はそういうふうな形をやったような形で、実際の自分の自己負担を分割で払っていただけると、まあそういう部分が職員が頑張って説明した結果がそうなったと。で、もしそういう部分がない場合どうするかと。これについては、町の空き家の条例の中にうたわれておりまして、まず基本的に、まあ管理不完全な、不全な状態だという部分はまずその管理する人にお話をします。そしてその、まあ私が命じて職員等がその家に、空き家に立ち入り調査します。そしてその状況をもとに所有者等に助言や指導を行います。して、その部分でも依然として管理不全な状態であれば、期限を定めて勧告をして、そしてそれでも応じないというなれば措置命令書を出します。それでも従わない場合は、そしてかつ著しくほかの方々、周辺の方々に迷惑かかる部分であれば最終的には行政代執行ができるというふうな、まあそういう条例になっておりますので、手続的には結構長くかかるんですけども、まあ条例の部分に基づいてそうやってどうしてもやれない部分については行政代執行というふうなそういう形になろうかと思えます。ただ、これを乱発、頻発にしてしまうと、黙っていた方がいいというふうな話にもなってしまいかねませんので、そういう部分についてやっぱり管理する人、管理放棄された人もそのうちの管理する責任はありますので、そういう部分を粘り強く相談していかなければいけないなというような形で思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） 今の答弁は、連絡つく、あるいはお話ができる、第1、第2の管理者がおることのお話だろうと思えますが、全く連絡のつかない、いくら探しても連絡のつかない、しかしその家主の空き家は危険であると、それが私の今一番の言いたいところでもあります。連絡のつくところはそれなりに個人で相談したり、いろいろな手法を使って適正にできるだろうと思えますが、何としても連絡を取りつけないところをど

のように考えているか、いま一度。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 先ほども答弁の中で触れましたけれども、国の特別措置法の中で、固定資産税とかの部分については、そのうち空き家であってもその財産には課税する必要がありますので、その部分の誰に課税証明書を送っていったかという部分で特定しております。この部分はちょっと今、税務課長に答えていただきたいんですけども、課税をできない、固定資産税を課税できないこう実際のケースがどのくらいあるのかちょっと私まだ把握していませんが、ほとんどは固定資産税の納税通知書は出ていると思いますので、まあそういうケースまるでないかなと思います。その辺はちょっと職員の方から答えてもらいます。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午前11時03分 休 憩

午前11時04分 再 開

議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 今、芦崎議員のご質問にお答えいたします。

所有者不明で連絡がつかない場合どうするかと、こういうご質問でございますが、基本的に今町長の答弁の中ではもう固定資産税の関係でお話ししましたけども、これはその税の滞納とかないかという観点からの一つの手法であります。で、他の行政体の方へこれを照会して、その所在を明らかにすると、その手法の一つでございます。あと、一番問題なのは、それでも連絡のつかない場合、これは特措法の10条の中で今町長のおっしゃった固定資産税の関係の照会もできますけども、実は条例の中に、その特措法をもとに但し書きをつけます。所有者の同意を必要とするわけですが、所有者不明、連絡のつかない場合、やはりこれは措置ができると、こういう1項で条例を作成することになりますので、そういう解決方法として万やむを得ない場合、そういう手法で町長の権限で措置すると、こういう形になる条例をこれから作成する準備に入っております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） これは本当に難しい問題であります。どこの、八峰町のみならずですね近隣市町村にとっても大変な問題だろうと、このように思うわけがあります。

が、いずれにしても連絡がつかないからお話ができないからといって放置してるわけではないですが、それなりの手続やら、あるいは親戚、親類などにも十分に連絡を取り合ってますね、住民自身のその危険な空き家、住宅の周辺の民家に危険のないようにするのが行政の仕事でもあると私は思います。例をちょっと挙げてみますとですね、三種町ではそれなりの助成金を出して、自治会にお願いしたところもあるそうです、1軒ほど。全て町でやるんでなくて、自治会の方にもできるんだよということで、自治会の方にそれなりの助成金を出して自治会の方々に任せたところも2か所ぐらいあるというふうに聞いております。それから藤里町では、やはりどうしても、今のようなお話のようにどうしてもやむを得ずですね町で代執行したところも1軒あるそうです。

まあいずれにいたしましても、黙ってほったらかしておくわけではないでしょうが、いずれにしても住民に安心を与えるためにもですね、まして年々空き家が多くなっていきます。やはりそれに対する考えというものをもう少しですね強く持って進めていければと、このように思うわけであります。このことは、この3点を聞いたわけですが、みんな関連されておりますので、最低限でもですね自治会にできることは自治会に助成を出して、そしてやってもらうのもひとつの手法だと思いますので、全てが町長の頭の中で何でもやるということは大変であります。ですから、自治会にできることは自治会に任せてもいいのではないかと、このように思うわけであります。

いずれにいたしましても、この空き家は突風や台風で大変本当に心配されておりますので、それなりの考えで進めていただきたいと、こう思います。1問目終わりたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 道の駅「お殿水」について、再質問ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） 2問目については、もう冷房は、もう寒くなりましたので来年までに設備できればいいかなとこう思っておりますし、またドアの方はですね、扉の方は一刻も早くですね改造していただきたいと思うわけであります。

そしてまあ最後であります、通告はしておりませんでしたので答弁できたらお願いしますし、できなければできないで結構でございます。この間行ってみました。雨漏りがありました。まあ明かり入れるための窓か分からないが、4つありました。で、打ってコーキングしたそうです。コーキングしましたが、また雨漏りしてると。どこに漏ってるんだということで見てきました。食事するテーブルの上に漏ってきました。歩くま

あ廊下っていいですか、にも3か所、まだ雨漏りしております。あのような状態では、とてもとてもお客さんは来ないのではないかと、そのように感じてきました。雨漏りは一番の最初にやる仕事だろうと思います。今まで何年なる、2、3年もなるというふうに聞いております。どうしてこれまでこう町として分からなかったのか。あるいは先ほど町長がおっしゃったハタハタ館が親分で、ハタハタ館が委託してるあれですからというふうなお話もありましたが、それはそれとして、町としてももう少しこう点検の余地があるのかなと思います。もし答えできたらお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） この件の部分につきましては、このお話があつてすぐ職員に見てもらいました。して、私も後日現場に行きました。で、議員おっしゃるとおり、その中でレストランをやっている方から、実は扉と冷房のほかにも雨漏りがあるんだと。4つの天窓から、まずいつでも雨降れば落ちてくるわけじゃないんですけど、横殴りの雨とかまあそういう時に落ちてくるみたいなんですけど、これもやっぱりすぐやんなきゃいけないなっていうふうな形で思いました。これまでの経緯は分かりませんが、で、私の部分にこう今お答えしたとおり、まあ冷房等も含めてという部分の中に、それ以外にもあるかもしれませんので、まあやっぱり立派な部分に修繕していかなくちゃいけないという気持ちでお答えしたつもりでございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） 「お殿水」というぐらいで、殿様が寄ったところですので、やはりきれいにしていただきたいと、こう思います。終わります。

○議長（門脇直樹君） これで10番議員の一般質問を終了します。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は9月14日午後1時より開会します。

これにて散会します。ご苦労様でした。

午前11時13分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 8番 菊 地 薫

同 署名議員 9番 笠 原 吉 範

同 署名議員 10番 芦 崎 達 美

平成30年9月14日（金曜日）

議事日程第4号

平成30年9月14日（金曜日）午後1時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第74号 平成29年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 議案第75号 平成29年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 議案第76号 平成29年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 議案第77号 平成29年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第78号 平成29年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第79号 平成29年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第80号 平成29年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第81号 平成29年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第82号 平成29年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第83号 平成29年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第84号 平成29年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 陳情第 5号 食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しが必要ですので陳情について

- 第14 発議第 7号 食糧の安全・安心を図るための農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しを求める意見書提出について
- 第15 陳情第 6号 消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出の陳情書について
- 第16 発議第 8号 消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出について
- 第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 第18 常任委員会の閉会中の所掌事務の調査について

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 森田 新一郎	副町長 日沼 一之
教育長 川尻 茂樹	総務課長 佐々木 高
会計課長 今井 利宏	企画財政課長 和平 勇人
福祉保健課長 堀江 広智	教育次長 藤田 吉孝
産業振興課長 成田 拓也	農林振興課長 浅田 善孝
建設課長 石嶋 勝比古	農業委員会事務局長 阿部 克之
学校教育課長 山本 節雄	生涯学習課長 米森 伴宗
学校給食センター所長 田村 高夫	あきた白神体験センター所長 佐藤 博孝

議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 正志 書記 吉元 和歌子

午後 1時00分 開 議

○議長（門脇直樹君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、

これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、11番皆川鉄也君、1番水木壽保君、2番山本優人君の3名を指名します。

お諮りします。本日の議事日程のうち、9月5日の本会議において決算特別委員会に付託となっていた、日程第2、議案第74号、平成29年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第12、議案第84号、平成29年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定についてまでの議事につきましては、決算特別委員会委員長の報告の後、適宜、会議規則第37条の規定を運用しながら進行してまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認め、お諮りのとおり議事を進行してまいりますので、よろしく願いいたします。

これより平成29年度八峰町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の審査と結果について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。決算特別委員会委員長水木壽保君。

○決算特別委員会委員長(水木壽保君) ご報告いたします。

9月5日の本会議において決算特別委員会に付託となっておりました、平成29年度八峰町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の認定にかかる審査経過と結果についてご報告いたします。

これら付託議案につきましては、去る9月6日から本日までの5日間にわたり決算特別委員会分科会及び全体会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、議案第74号、平成29年度八峰町一般会計歳入歳出決算、議案第75号、平成29年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算、議案第76号、平成29年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算、議案第77号、平成29年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については賛成多数で、議案第78号、平成29年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算、議案第79号、平成29年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第80号、平成29年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第81号、平成29年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、議案第82号、平成29年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、議案第83号、平成29年度八

峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算、議案第84号、平成29年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算については全会一致で、それぞれ認定すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

なお、決算特別委員会から、平成29年度決算に関する付帯意見を本日書面にて提出いたします。

以上であります。

○議長（門脇直樹君） 日程第2、議案第74号、平成29年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 一般会計について、3点について反対をいたします。

まず1点は、ナラ枯れ対策が不十分であります。平成27年に発生して以来、現在4,246本、大変なことになっております。今年は5%しか駆除できなかったということでした。

2点目は、基金が現在30億799万1,000円、そして総予算が67億8,720万円になってますけれども、46%が基金になっております。合併後10年経過して交付金が減少することはありますけれども、もっと住民に回すべきではないでしょうか。例えば国保財政に法定外繰り出しがあってもいいと思います。

3点目は、地方消費税交付金の使途が、貧困格差対策事業がゼロ円であります。使途金に制限がありますが、ゼロ円ではなく、組み入れるべきではないでしょうか。例えば母子家庭の子育て支援として就職支度金など、こういうことに使われてよかったのではないのでしょうか。

皆さんの説明を聞いて、私は反対の立場に立ちます。以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第75号、平成29年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決

算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 反対をいたします。

というのは、説明を受けましたけれども、資格証明書が10世帯11人、短期保険証が40世帯66人となっています。払いたくても払えない人たちのための減免制度がありますが、病院で100%払うことがもともと困難な世帯は病院行きを我慢するしかありません。このような人たちを少しでも少なくすることが必要です。規則には家族全員の資産調べがあります。このようなことは県内でもほとんど行ってないのではないのでしょうか。条例にも載ってないこの規則を廃止して、減免しやすいようにしなければなりません。不納欠損が461万4,552円となっています。当町の国保税は大潟村、秋田市に続いて3番目に高くなっております。負担を軽くするべきだということで反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第76号、平成29年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 介護保険の特別会計に反対をいたします。

というのは、介護保険が通帳から天引きされるけれども、何ぼも残らないという声は前々から聞こえておりました。払えないと介護利用にペナルティーがあります。そもそも払えない人たちは、通帳からは引けないほどの年金です。1万5,000円以下の人たちにペナルティーが3段階あるということを受けました。本当にこのペナルティーが必要なんのでしょうか。この規則は、よく考えて廃止していかなければならない、そういうふうに思います。もともと1万5,000円の人たちのペナルティーが払えるわけがありません。そうしたら介護を受けられない、こういうことがあってはならないと思いますので反対

をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第77号、平成29年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 後期高齢者医療保険、これに反対をいたします。

介護保険と同様、1万5,000円未満の人たちには普通徴収書の納付書が届きます。救急車で運ばれて初めて保険料が払ってなかったという、こういう例もあります。その際、納付書がどこにあるのか探すということもありました。これは減免制度もありません。不納欠損が128万9,335円になっております。実態をよく調べて、この人たちが医療を受けられるような、こういう救済制度を町単独で行う必要があると思いますので反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。日程第6、議案第78号、平成29年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、議案第79号、平成29年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、議案第80号、平成29年度八峰町公共下水道事

業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第81号、平成29年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第82号、平成29年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第83号、平成29年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第84号、平成29年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定については、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、日程第6、議案第78号、平成29年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定についてから日程第12、議案第84号、平成29年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定については、一括議題とすることに決定しました。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第78号から議案第84号を一括して採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものであります。お諮りします。本案に対する委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号から議案第84号は認定することに決定しました。

以上をもって、平成29年度歳入歳出決算認定に関わる議題については全て認定されました。

日程第13、陳情第5号、食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しが必要ですので陳情についてを議題とします。

本件については、9月5日、委員会付託となっていましたので、教育産業建設常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。山本教育産業建設常任委員会委員長。

- 教育産業建設常任委員会委員長（山本優人君） 教育産業建設常任委員会委員長の山本です。

ご報告いたします。

9月5日の本会議にて教育産業建設常任委員会に付託となっております、食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しが必要ですので陳情について、9月10日、教育産業建設常任委員会を開催し、慎重に審議いたしました。

その結果、食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しを図ることは、現在の消費者ニーズに応えるとともに、生産者の不利益の解消にも繋がることを踏まえ、この陳情については賛成多数で採択と決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） これより陳情第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） この陳情に、私は反対をいたします。

文面は大変理解できるんですけども、ただこの項目の中に、農産物検査法「着色粒」規定の廃止、それから等級制の廃止、これが載っております。着色粒の廃止ということで私も農家の人たちにこういろいろ聞いてみたんですけども、これは一緒に混ぜれば大変だよっていうことでした。臭いもすごいし、カメムシの黒いのが混ざって、着色になるということはかなりひどい状態らしいんですけども、これを廃止すること。それから等級制の廃止ということで、1等米、2等米が廃止されますと、まあ委員会の中でも絶対それは今の制度ではほとんど1等米で、2等米はもう弾かれてしまうので、皆さんにおいしい米を届けているんですけども、これも今の制度があるからだと思います。これが等級制が廃止になってしまうと、2級米も一緒、2級米混ざらないとは言いますけれども、これ廃止されることによっていくらかでも量を増やすように、これは2等米も一緒に入ってしまうことで、消費者にはやはりこの秋田の米をおいしくないというこうランク付けがされれば大変だと思いますので、今の段階ではこれは私は反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 賛成討論いたします。

1つは、現在、穀物検査員、これはいるわけですが、穀物検査員が過去には国の職員がやっておったわけですが、途中から民間の業者がやるようになったわけですが、ところが、今はその検査員そのものも民間になったおかげで検査員不足が生じていると。で、

現状では少ない検査協会の職員と、多くいるのは農協職員がやっているとというふうな体制になっております。

1つは、農協に集まる米というものは、小さい農家の米が集まるわけです。大きい農家の米はですね、ほとんどが色選という着色米を弾く装置を全てついておりまして、カメムシが入っているような米が出てこないような仕組みになっております。で、農家の、個人農家の方はそういうふうな高い機械をつけれることができないので、どうしても農協にそれを出さざるを得ない。結果的に農協に集荷するためにそういうふうな制度が未だに残っているというふうな、まあ何ていうんですか、原則がはびこっているわけです。米の販売自由の原則からいけばですね、それは自由競争から逸脱する話であります。

もう一つは、この着色米を出さないためにはですね農薬の散布が必要であります。この等級がなぜ必要だったかというのは、悪い米を昔は中に入れて混入していたものを、なるたけいい米を出すために農薬が発達してきたのであります。ところがそれを今また、今はですね先ほど言ったように色選という機械で99%弾くような状況になっておるわけですから、いくら着色米が出たとしても、それは全部機械で弾かれていって米の中には、1等米の中には入っていないというふうな状況になっております。

それともう一つは、玄米の検査で1等、2等、3等とあるわけですけども、玄米そのもので消費者の皆さんが買っている量というのはほとんどない。1等も2等も生産段階では、玄米の段階では検査で等級はつきますが、精米になると1等も2等も3等も全部削られてブレンドされております。結局、生産者がかけた経費を消費者が渡った時にはその分のコストはかかってないわけです。逆に生産者ばかりのみにそのコストをかけさせている。先ほどの農薬の件も同じであります。生産者がそのコストを負担してる。消費者には、消費者の方では安く、まあ2等、3等になると米の値段が安いわけです。生産者から買うとですね。あっ、生産者から見るとですね。ところが消費者の分はブレンドされてるから何も分からない。だから、そういうふうな形骸化しているわけです。

そういうふうなことから、まあこの検査を生産者だけに強いて、消費者にその利益が還元されないと。そのかかるコスト、それから農薬にかかるコスト、これらが下がれば、逆に販売価格が下がる可能性の方が強いわけです。ですから、私はこの検査というふうなものの制度っていうのものは見直しするべきだというふうに考えますので賛成いたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第5号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は採択です。食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しが必要ですの陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（門脇直樹君） 起立多数。したがって、陳情第5号は採択することに決定されました。

日程第14、発議第7号、食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しを求める意見書提出についてを議題とします。

朗読させます。鈴木議会事務局長。

○議会事務局長（鈴木正志君） 発議第7号

平成30年9月14日

八峰町議会議長 門 脇 直 樹 様

提出者	八峰町議会議員	山 本 優 人
賛成者	同 上	腰 山 良 悦
〃	〃	須 藤 正 人
〃	〃	見 上 政 子
〃	〃	菊 地 薫
〃	〃	皆 川 鉄 也

食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び

食品表示法の抜本的見直しを求める意見書提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由。陳情第5号、食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しが必要ですを採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午後 1時29分 休 憩

.....
午後 1時30分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開します。

○議会事務局長（鈴木正志君） 訂正して、改めて読み上げます。

発議第7号

平成30年9月14日

八峰町議会議長 門 脇 直 樹 様

提出者	八峰町議会議員	山 本 優 人
賛成者	同 上	腰 山 良 悦
〃	〃	菊 地 薫
〃	〃	皆 川 鉄 也

食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び

食品表示法の抜本的見直しを求める意見書提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由。陳情第5号、食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しが必要ですを採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためであります。

○議長（門脇直樹君） 意見書の内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） これより発議第7号採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

午後 1時31分 休 憩

午後 1時31分 再 開

○議長（門脇直樹君） もとい。訂正いたします。

これより発議第7号採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(門脇直樹君) 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第15、陳情第6号、消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出の陳情書についてを議題とします。

本件については、9月5日、委員会付託となっていましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。水木総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長(水木壽保君) ご報告いたします。

9月5日本会議にて総務民生常任委員会に付託となっておりました、消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出についての陳情書について、9月7日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審議いたしました。

その結果、景気の好循環が地方には波及していない状況下において、消費税の増税を行うことは、回復しつつある景気の腰折れを招き、住民生活にも与える影響が大きいことや、社会保障費の充実を名目にした、単なる消費税財源の付け替えにより国の予算が膨らんでおり、本来の目的に使用されていないことを踏まえ、この陳情については全会一致で採択と決定いたしますことをご報告いたします。

○議長(門脇直樹君) これより陳情第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

委員長は帰ってください。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第6号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第6号、消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出の陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(門脇直樹君) 起立多数です。したがって、陳情第6号は採択することに決定されました。

日程第16、発議第8号、消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出についてを

議題とします。

朗読させます。鈴木議会事務局長。

○議会事務局長（鈴木正志君） 発議第8号

平成30年9月14日

八峰町議会議長 門 脇 直 樹 様

提出者	八峰町議会議員	水 木 壽 保
賛成者	同 上	笠 原 吉 範
〃	〃	奈 良 聡 子
〃	〃	芹 田 正 嗣
〃	〃	芦 崎 達 美
〃	〃	嶋 津 宣 美

消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由であります。陳情第6号、消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出の陳情書を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

○議長（門脇直樹君） 意見書の内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第8号採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、会議規則第74条の規定によって、次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第18、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって平成年30年9月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午後 1時38分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 11番 皆 川 鉄 也

同 署名議員 1番 水 木 壽 保

同 署名議員 2番 山 本 優 人